

# 社会保障審議会介護保険部会（第53回）議事次第

平成25年11月27日（水）

9：00～12：00

於 東海大学校友会館「阿蘇・朝日」

## 議 題

### 1. とりまとめに向けた議論について

#### 【資料】

資料1 介護保険制度の見直しに関する意見（素案）

資料2 参考資料

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 社会保障審議会<br>介護保険部会（第 53 回） | 資料 1 |
| 平成 25 年 11 月 27 日         |      |

# 介護保険制度の見直しに関する意見（素案）

社会保障審議会介護保険部会

## 目次

### はじめに

#### I サービス提供体制の見直し

##### 1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 地域ケア会議の推進
- (4) 生活支援サービスの充実・強化
- (5) 介護予防の推進
- (6) 地域包括支援センターの機能強化

##### 2. 地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し

##### 3. 在宅サービスの見直し

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 訪問看護
- (3) 小規模多機能型居宅介護
- (4) 複合型サービス
- (5) 通所介護
- (6) 福祉用具
- (7) 住宅改修
- (8) ケアマネジメント・居宅介護支援

##### 4. 施設サービス等の見直し

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設
- (3) 高齢者向け住まい

##### 5. 介護人材の確保

##### 6. 介護サービス情報公表制度の見直し

#### II 費用負担の見直し

- 1. 低所得者の1号保険料の軽減強化等
- 2. 一定以上所得者の利用者負担の見直し
- 3. 補足給付の見直し（資産等の勘案）
- 4. 介護納付金の総報酬割

#### III 2025 年を見据えた介護保険事業計画の策定

### 今後に向けて

## はじめに

- 介護保険制度が施行された 2000（平成 12）年当時、約 900 万人だった 75 歳以上高齢者（後期高齢者）は、現在約 1400 万人となっており、2025（平成 37）年には 2000 万人を突破し、「後期高齢者 2000 万人社会」になっていく。都市部を中心に 75 歳以上高齢者数が急増するとともに、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加するなど地域社会・家族関係が大きく変容する中で、介護保険制度が目指す「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」をいかに実現していくかが問われている。
- 「できる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送りたい」。これは、多くの人々に共通する願いである。多くの人々のこのような願いをかなえるためには、介護のサービス基盤を整備するだけでは不十分であり、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指した改正が重ねられてきた。
- まず、2005（平成 17）年の見直しでは、市町村単位でサービスの充実とコーディネートが図られるよう、地域密着型サービスや地域包括支援センターが創設されるとともに、自立支援の視点に立って、予防給付や地域支援事業が導入されるなど、地域包括ケアシステムの構築に向けて第一歩が踏み出された。
- そして、2011（平成 23）年の見直しでは、地域包括ケアシステムに係る理念規定が介護保険法に明記されるとともに、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支える仕組みとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスといった新サービスが導入された。また、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用を図りながら、要支援者と 2 次予防事業対象者に対して、介護予防サービスや配食・見守り等の生活支援サービスを市町村の判断で実施できる「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設された。併せて、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、在宅生活を継続する上での土台となる住まいを必要な社会資本として整備し、居住の確保を保障する取組が進められてきた。
- このように、順次見直しが行われてきたが、「団塊の世代（1947 年から 1949 年生まれ）」がすべて 75 歳以上となる 2025 年までの残り 10 年余りで、地域包括ケアシステムの構築を実現することが求められている。そして、この間には、社会保障制度改革国民会議の提案のように、疾病構造の変化を踏まえた、「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への改革が行われようとしており、地域医療・介護の一体的なサービス提供体制の見直しが求められている。

- 介護保険制度は、制度創設以来、「地方分権の試金石」として、市町村自らが保険者となり保険制度を運営するなど、地方自治体が主体的な役割を果たしてきた。市町村をはじめとする関係者の努力により、介護保険制度は国民に無くてはならないものとして定着してきたが、地域包括ケアシステムについては、高齢化の進展や地域資源に大きな地域差がある中、市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であり、「地域の力」が再び問われていると言える。社会保障制度改革国民会議の報告書でも、地域包括ケアシステムの構築は「21世紀型のコミュニティの再生」と位置づけられている。
- 一方、介護サービスの増加に伴って、施行当初は全国平均 3,000 円を下回っていた介護保険料は、既に 5,000 円弱となっており、今後の高齢化の進展やサービスの更なる充実・機能強化を図っていく中で、2025(平成 37)年度には 8,200 円程度となることが見込まれ、介護保険制度の持続可能性を高めていくことも強く求められている。
- このように、今回の制度の見直しは、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保の 2 点を基本的な考え方とするものである。
- 本部会は、2011(平成 23)年 7 月の「社会保障・税一体改革成案」を受けて同年 10 月・11 月に 4 回の審議を行い、その時点における「議論の整理」を行った。その後、2013(平成 25)年 1 月から 6 月までに 4 回の意見交換を行い、その結果を社会保障制度改革国民会議に報告した。同年 8 月には社会保障制度改革国民会議の報告書がとりまとめられるとともに、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」が国会に提出されたことを受け、同法案第 5 条第 2 項に掲げられた検討項目を中心に、8 月以降、●回にわたって審議を行ってきた。以下、当部会におけるこれまでの審議を整理し、介護保険制度の見直しに関する意見書としてとりまとめる。

## **I サービス提供体制の見直し**

### **1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し**

- 地域支援事業は、平成 17 年の改正で創設されたものであるが、保険者である市町村が、介護給付や予防給付といった個別給付とは別に、事業という形で、要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものである。市町村は、介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施するため、介護給付と予防給付、地域支援

事業を一体的に介護保険事業計画を定め、3年を一期とする運営を行っている。そして、この地域支援事業には、保険料財源も投入されているが、給付と一体的かつ密接に事業を実施することにより、効果的・効率的に介護保険事業を実施する仕組みである。

- 現在、地域支援事業は、介護予防事業や介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業で構成されているが、この地域支援事業を任意事業の見直しを含め、地域包括ケアの一翼を担うにふさわしい良質で効率的な事業に重点化しつつ再構築するとともに、必要な財源を確保し、充実・強化を図っていくことが必要である。これにより、以下の(1)から(6)までに掲げる取組を市町村が主体的に取り組むことが可能となり、各市町村が地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することができる。

#### (1) 在宅医療・介護連携の推進

- 75歳以上高齢者は、慢性疾患による受療が多い、疾病の罹患率が高い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しており、医療と介護の両方を必要としていることから、医療と介護の連携が避けて通れない。また、地域包括ケアシステムの要素の一つは医療であることから、急性期医療からの早期かつ円滑な在宅への復帰を可能とする体制整備や在宅サービスの充実、在宅等での看取りの体制強化などが地域包括ケアシステムの構築の推進のために重要であり、この点においても医療・介護連携が必要である。
- 医療・介護連携については、従来から問われ続けてきた重要課題の一つであるが、「医療」と「介護」については、それぞれの制度やこれらを担う専門職が異なることから、必ずしも円滑に連携がなされていないという課題があった。地域包括支援センターや、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスといった新サービスを導入したこれまでの制度改革も、医療・介護連携に資するものと言える。
- 在宅医療・介護連携は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で求められる。医師との連携に困難を感じる介護支援専門員が多い現状にあるが、今後、在宅医療・介護連携を進めるためには医療関係職種と介護支援専門員、介護関係職種といった多職種の連携が重要となるため、地域包括支援センターにおける医療面の対応強化への支援や、医療に関する専門的な知見を有する在宅医療に関する拠点機能の構築及びその拠点を中心とした連携の強化が必要となる。
- これまでの医療提供体制に関する行政は、都道府県が入院に係る医療を提供する一体の医療圏としての二次医療圏や、三次医療圏を対象として考えて

きたが、在宅医療・介護の連携については、介護に係る施策が市町村主体であることやモデル事業で進めてきた在宅医療連携拠点事業の成果を踏まえ、市町村が地域包括ケアシステムを構築する一つの手法として、国と都道府県の支援のもと、地域の医師会等と連携しつつ、取り組むことが必要である。

- 具体的には、地域支援事業の包括的支援事業に在宅医療・介護連携の推進に係る事業を追加する。その際には、現行制度では、包括的支援事業を委託する場合は、事業の全てについて一括して委託することとされているが、医療に係る専門的な知識及び経験が必要である業務の趣旨に鑑み、これらを適切に実施できる事業体に、他の事業とは別に委託できる仕組みが必要である。
- その際、市町村が中心となって取組を進めるため、都道府県と市町村の役割分担、関係者との連携や調整を行う等の市町村の権限を明確にしていく必要がある。円滑な事業の実施のために平成 27 年度から施行し、市町村の準備期間を考慮して順次実施することとし、平成 30 年度には全ての市町村で実施することとするほか、小規模市町村では事業の共同実施を可能とすることが求められる。
- また、在宅医療・介護連携の推進に係る事業については、医療計画との調和も図りながら、介護保険事業（支援）計画に記載することが必要である。

## （２）認知症施策の推進

- 認知症高齢者数については、要介護認定及び要支援認定を受けている 65 歳以上の者（以下「要介護認定者等」という。）のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者は平成 22 年で約 280 万人、平成 37 年では約 470 万人に達すると見込まれている。これは高齢者人口の約 1 割にあたり、要介護認定者等の約 6 割となっている。一方、厚生労働科学研究費補助金の研究報告では、上記の認知症高齢者数を含め、平成 22 年の認知症有病者数は約 439 万人（認知症有病率推定値 15%）と推計されている。また、正常でもない、認知症でもない（正常と認知症の間）状態の者（MCI : mild cognitive impairment）の有病者数も約 380 万人（MCI 有病率推定値 13%）と推計されている。
- このように今後増加する認知症高齢者に適切に対応するためには、医療・介護・生活支援等が包括的に行われるよう体制整備を図ることが必要となるが、これまでの認知症施策は、
  - ① 早期受診・対応の遅れによる認知症状の悪化
  - ② 医療機関においても認知症の人への対応が不十分
  - ③ 認知症の人が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくための介護サービスが量、質の両面から不足

- ④ 地域で認知症の人とその家族を支援する体制が不十分
  - ⑤ 医療・介護従事者が現場で連携がとれた対応ができていないケースがある
- など、様々な課題が指摘されてきた。

- これらの課題に対応し、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指すため、「認知症施策推進5か年計画」が策定され、平成25年度から取組を実施されているが、増加する認知症高齢者に対応するためには、この計画を着実に推進するための制度的な裏付けが必要となる。
- 認知症施策については、早期からの適切な診断や対応、そして認知症についての正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を地域ごとに包括的・継続的に実施する体制を作ることが重要であり、これまでも市町村ごとに取り組まれてきてはいるものの、認知症施策の推進を地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ、市町村が地域包括ケアシステムの構築の一つの手法として取組を進めることが必要である。なお、市町村の準備期間を考慮して順次実施することとし、平成30年度には全ての市町村で実施することとするほか、小規模市町村では事業の共同実施を可能とすることが求められる。
- 特に、認知症は早期診断・早期対応が重要であることから、初期の段階で医療との連携にもとに認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」や、地域の実情に応じた医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」の設置などに取り組むことが重要となる。
- このほか、認知症施策については、「専門医療機関の整備」、「認知症施策を担う医療・介護人材の対応力向上」、「予防・診断・治療・ケア技術等の確立に向けた研究の推進」、「家族に対する支援」、「認知症の普及・啓発を含む認知症にやさしい街づくり」等に積極的に取り組むことが必要である。

### **(3) 地域ケア会議の推進**

- 地域ケア会議は、多職種の第三者による専門的視点を交えてケアマネジメントの質の向上を図るとともに、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげるものである。
- 地域ケア会議の推進により、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備が同時に図られることになるため、地域ケア会議は、地域

包括ケアシステムの実現に向けた重要なツールと位置づけられる。

- 平成 24 年度から、地域包括支援センターの設置運営通知を改正し、個別ケースを検討する「地域ケア個別会議」は市町村内の圏域単位での地域包括支援センターが開催し、地域づくりや政策形成等につなげる「地域ケア推進会議」は市町村レベルで開催しているところであるが、会議の内容、参加者等は様々であり、個別ケースの検討を基本としている会議は多くない現状にある。
- このため、市町村の地域支援事業の包括的支援事業の一環として、地域ケア会議を実施することを介護保険法に位置づけるとともに、介護支援専門員の協力や守秘義務の取扱い等について制度的な枠組みを設け、一層の推進を図る必要がある。また、地域ケア会議が十分に機能するためには、市町村の人材育成、マニュアル作成、好事例の共有など、国は市町村の支援に取り組むことが必要である。
- なお、この点に関し、地域ケア会議は介護支援専門員と地域のケアマネジメントに関わる多様な専門職等が適切に意見交換するための会議であるということを明確にして推進すべき、市町村長の権限・役割を明確にし、総合調整の権限を新たに付与すべきとの意見があった。

#### （４）生活支援サービスの充実・強化

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域で生活を継続するためには、多様な生活支援ニーズがあり、多様なサービスを地域で整備していくことが求められる。
- 例えば、高齢者のいる世帯では、都市部・地方にかかわらず、買い物に不便を感じている世帯が約 5 割となっており、一人暮らし高齢者世帯が生活行動の中で困っていることは、「家の中の修理、電球交換、部屋の模様替え」「掃除」「買い物」「散歩・外出」「食事の準備・調理・後始末」「通院」「ごみ出し」などが上位にあがっている。そして、NPO 等による生活支援サービスの利用者は、要介護者に限らず、要支援者、自立の人も多数含まれる。
- その一方で、高齢者支援を目的とする 60 歳以上の住民グループ活動は 5.9%、高齢者見守りネットワークを形成している地方自治体は 36.8%にとどまり、住民の互助活動によるサービスや見守り活動は十分と言えない現状にある。
- このような状況を踏まえれば、まず市町村が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化を図ることが必要であり、具体

的には、高齢者等がサービスの担い手となるよう養成し、支援を必要とする高齢者を支援の場につなげ、生活支援サービスを行う事業主体間のネットワークを構築することや、地域のニーズと地域資源のマッチングなどを行うコーディネーターの配置や協議体の設置等について、地域支援事業の包括的支援事業に位置づけて取組を進めることが必要である。

- これらを通じ、高齢者の中には事業の担い手となる者も現れ、高齢者が社会的役割を持つことにより、生きがいや介護予防にもつながることが期待される。

#### （５）介護予防の推進

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものである。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。
- 一方で、これまでの介護予防の手法は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであり、介護予防で得られた活動的な状態をバランス良く維持するための活動や社会参加を促す取組（多様な通いの場の創出など）が必ずしも十分ではなかったという課題がある。
- このような現状を踏まえると、これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。このような効果的なアプローチを実践するため、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指すことが適当である。
- 具体的には、今後の介護予防事業（一般介護予防事業）については、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、介護予防の理念の徹底の観点から、元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する等、機能強化を図る必要がある。

- さらに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組事例を全国展開する観点から、国は都道府県と連携しながら技術的支援を行うとともに、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるよう、介護・医療関連情報の「見える化」を推進する必要がある。
- なお、上記のような地域づくりのためには、介護保険制度のみならず、高齢化に対応した地域づくりに向けた国・地方自治体の諸施策が有機的に連携することが不可欠である。

#### （６）地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターの設置数は4,328か所、サブセンター・ブランチを合わせて7,072か所となっている（平成24年4月末時点）。センターを対象とした調査では、センターの1/4は業務量が過大と認識しており、センターの約半数は地域支援ネットワークを活かしたケアマネジャー支援をしていないと回答している。また、相談件数は、1センターあたり平成21年度1,745件が、平成24年度2,264件と1.3倍に増加している。
- 地域包括支援センターは、行政直営型・委託型にかかわらず、行政（市町村）機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要である。
- 高齢化の進展、それに伴う相談件数の増加等を勘案し、センターに対する人員体制を業務量に応じて適切に配置することが必要である。さらに、今後、現在の業務に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化」、「全ての市町村における総合事業の実施」を図る中で、それぞれのセンターの役割に応じた人員体制の強化とそのための財源確保を図ることが必要である。
- また、これらの新たな業務を行っていく際、地域の中で直営等基幹となるセンターや機能強化型のセンターを位置付けるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効果的かつ効率的な運営を目指すことが必要である。これに関しては、地域ケア会議の活用の推進のためにも、地域包括支援センターの機能強化、役割分担・連携を更に進める必要があるとの意見があった。
- 委託型センターに対しては、市町村が提示する委託方針について、より具体的な内容を提示することを推進し、これにより、市町村との役割分担、そ

それぞれのセンターが担うべき業務内容を明確化する必要がある。

- センターがより充実した機能を果たしていくには、センターの運営に対する評価が必要であるが、現在、評価を実施している市町村は約3割にとどまっており、市町村運営協議会等による評価の取組を法定化するなど、継続的な評価・点検の取組を強化することが必要である。併せて、情報公表制度を活用するなどして、センターの取組について周知を図ることが必要である。

## **2. 地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し**

- 「1(4)生活支援サービスの充実・強化」でも触れたように、一人暮らし高齢者等の急速な増加、家族の介護力の低下、地域の力の低下などにより、生活支援ニーズの高まりが見込まれる。
- 特に、要支援者は生活支援のニーズが高く、その内容は配食、見守り等の多様な生活支援サービスが求められており、生活支援の多様なニーズに応えるためには、介護サービス事業者以外にも、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人など、多種多様な事業主体の参加による重層的なサービスが地域で提供される体制の構築が重要である。併せて、高齢者が積極的に社会参加し、生活支援の担い手となって支援が必要な高齢者を支える社会を実現することが求められている。
- そこで、地域支援事業の枠組みの中で介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を発展的に見直し、要支援者に対する全国一律のサービスの種類・内容・人員基準・運営基準・単価等の予防給付のうち、訪問介護・通所介護については、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう、地域支援事業の形式に見直すことが必要である。
- 新しい総合事業の施行は第6期介護保険事業計画のスタートの平成27年4月からとし、市町村の円滑な移行期間を考慮し、平成29年4月にはすべての市町村で実施することが適当である。
- 市町村が中心となって基盤整備を進めつつ、事業に移行することにより、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、住民ボランティア等による生活支援サービスなど、多様なサービスが多様な主体により提供され、利用者が多様なサービスを選択可能となる。移行については、すべての市町村で平成29年4月までには総合事業を実施し、平成29年度末までには訪問介護、通所介護についてすべて事業に移行することが適当であ

る。

- 事業移行後も、既にサービスを受けている者については必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とし、新しくサービスを受ける者については多様なサービスの利用を促進するが、必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とすることが必要である。
- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、必ずしも多様な主体による柔軟な取組に馴染まないことから、引き続き予防給付によるサービス提供を継続することが適当である。
- 新しい総合事業の事業構成は、要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者（従来の二次予防事業対象者）が利用する訪問型・通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」とすべての高齢者が利用する体操教室等の普及啓発等を「一般介護予防事業」とすることが適当である。
- 新しい総合事業の介護予防・生活支援サービス事業については、以下のとおりとすることが適当である。
  - ・ 利用手続は要支援認定を受けて地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づきサービスを利用することとともに、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可能とする。
  - ・ 事業費の単価については、サービスの内容に応じた市町村による単価設定を可能とする。訪問型・通所型サービスについては、現在の訪問介護、通所介護（予防給付）の報酬以下の単価を市町村が設定する仕組みとする。
  - ・ 利用料については、地域で多様なサービスが提供されるため、そのサービスの内容に応じた利用料を市町村が設定する。ただし、従来の給付から移行するサービスの利用料については、要介護者に対する介護給付における利用者負担割合等を勘案しつつ、一定の枠組みのもと、市町村が設定する仕組みを検討する。利用料の下限については要介護者の利用者負担割合を下回らないような仕組みとする。
  - ・ 事業者は、市町村が事業者へ委託する方法に加え、あらかじめ事業者を認定等により特定し、当該市町村の一定のルールの下、事業者が事業を実施した場合、事後的に費用の支払いを行う枠組みを検討する。
  - ・ 利用者個人の限度額管理を実施し、利用者が給付と事業を併用する場合には、給付と事業の総額で管理を行うことを可能とすることを検討する。

- 一般介護予防事業については、「１（５）介護予防の推進」のとおりとする。
- 市町村による事業の円滑な実施を推進するため、上記の「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の内容を、介護保険法に基づく指針で、ガイドラインとして示すほか、ガイドラインには以下の事項等も盛り込むことが適当である。
  - ・ 市町村による事業での様々な創意工夫の例や、認知機能が低下している者に対する事業など、事業で対応する際の留意点
  - ・ すべての市町村が要支援者のサービス提供を効率的に行い、総費用額の伸びを低減させることを目標として努力すること
- 市町村は介護保険事業計画の中で要支援者へのサービス提供の在り方とその費用について明記することになるが、その結果を３年度毎に検証することを新たに介護保険法に法定化することを検討する。要支援者に対するサービス提供について、各市町村が計画期間中の取組、費用等の結果について検証し、次期計画期間につなげていく枠組みを新たに構築する。
- 市町村の事務負担の軽減については、毎年度委託契約を締結する事務を不要等とするため事業所を認定等により特定する仕組みを導入するとともに、審査・支払いに関して国保連を活用する。また、介護認定の有効期間の延長についても検討する必要がある。
- 市町村は、
  - ・ 総合事業の移行による住民主体のサービス利用の拡充
  - ・ 介護予防の機能強化を通じた支援を必要とする高齢者が認定を受けなくても地域で暮らせる社会の実現を図ること
  - ・ リハ職等が積極的に関与しケアマネジメントを機能強化することにより重度化予防を推進すること
 など、サービス提供を効率的に行い、中長期的には総費用額の伸びが後期高齢者数の伸び程度となることを目安に努力するとともに、短期的には生活支援・介護予防の基盤整備の支援充実に併せ、より大きな費用の効率化を図る必要がある。
- 総合事業の実施により、既存の介護事業者を活用しつつ、住民主体のサービスの拡充等を推進することで、効率的に事業実施が可能となる。総合事業の事業費の上限については、円滑な事業移行が図られ、保険料負担者の納得感が得られる事業実施となるよう、費用の効率化の趣旨を踏まえ、以下のとおりとすることが適当である。
  - ・ 予防給付から事業に移行する分を賄えるよう設定する。
  - ・ 当該市町村の予防給付から移行する訪問介護、通所介護と予防事業（総合事業）の合計金額を基本にしつつ、当該市町村の後期高齢者数の伸び等

を勘案して設定した額とする。

- ・ 仮に市町村の事業費が上限を超える場合の対応については、制度施行後の費用の状況等を見極める必要があること等を踏まえ、個別に判断する仕組みなどの必要性についても検討する。

○ 1 (1) から (6) までに掲げたとおり、地域支援事業を充実するとともに、予防給付の見直しに市町村が中心となって取り組み、地域包括ケアシステムの構築を実現することが必要である。

○ 以上のとおり、予防給付の見直し全般については、概ね意見の一致を見た。ただし、市町村の円滑な事業運営が進むように国・都道府県は市町村を支援すべき、ガイドラインにサービスの質を一定程度担保できるような内容を盛り込むべき、急激な高齢化が進む中で事業者は費用の効率化に努めるべき、上限が機能せず事業のメニュー・費用がかえって増加することのないよう実効性を確保すべきなどの留意事項を挙げる意見があった。

また、事業費は前年度実績を上回らないことを原則とすべき、市町村の裁量で実施する事業に第2号保険者の保険料を充てることが見直すべきなどの意見があった一方で、抑制のみに着目すべきではなく財源をしっかりと確保すべきとの意見があった。このほか、NPO やボランティア等については地域偏在があることからすべての市町村で受け皿の整備ができるか不安との意見、要支援の認定率は地域格差があることから要介護認定を併せて見直す必要があるとの意見があった。

要支援者にはボランティアではなく専門家が予防給付としてサービスを提供すべき、市町村事業とすべき、要支援1のみを事業に移すべきなど、見直しについて異論もあった。

### 3. 在宅サービスの見直し

○ 重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が今後増加していくことを踏まえると、そのような者の在宅生活を支え、在宅の限界点を高めるためには、訪問介護、通所介護、訪問看護等の普及に加え、医療ニーズのある一人暮らしの重度の要介護高齢者等でも在宅で生活できるように平成24年度に創設された定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスといった新サービスや、小規模多機能型居宅介護などの更なる普及促進を図っていく必要がある。また、これらを適切に組み合わせることができるケアマネジメントが求められている。

○ 在宅サービスに関して、

- ① 個々の事業所単位だけではなく、広く事業所間で連携し事業運営できる

### 仕組みの構築

② 地域で不足している看護職員等の人材を柔軟に配置できるような連携体制の構築

③ 介護事業者が地域における生活支援サービスに積極的に取り組むことができる体制の構築

という方向で見直しを検討することにより、地域における人材の確保や包括的な支援体制の整備を進めていくことが適当である。

- 各サービスの現状と見直しの方向は以下のとおりである。各サービスの見直しについては、法改正のみならず、基準の見直しや介護報酬の改定で対応すべき点があり、引き続き、社会保障審議会介護給付費分科会で議論を行っていく必要がある。

### （１）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 平成 25 年 9 月末日現在、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、166 保険者で 335 事業所が指定を受け、4,261 人が利用している。サービスの普及は徐々には進んでいるものの必ずしも十分ではなく、更にサービスを普及していくためには、市町村、事業者、ケアマネジャー等が、サービスについての理解を深めていくとともに、地域のニーズを正しく把握していくことが重要である。また、看護職員の確保や訪問看護事業所との連携が参入の障壁の一つと言われている。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及を図るため、地方自治体や事業者、ケアマネジャー、看護関係者を中心に、サービスの普及啓発を行っていくことが重要である。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所と訪問看護事業所との連携の在り方等を検討していくことが必要である。
- また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の導入に併せて、平成 24 年の介護報酬改定で導入された「20 分未満の身体介護サービス」は、1 日複数回サービス提供できる選択肢として、その要件等の在り方を検討していくことが必要である。

### （２）訪問看護

- 訪問看護は、地域包括ケアシステムの根幹を成すサービスの一つであり、特に医療ニーズのある中重度の要介護者が、住み慣れた地域での在宅生活を継続するための必須のサービスである。近年、利用者数、ステーション数ともに増加傾向にあるものの、将来のサービス需要の増大に対して、その担い手である訪問看護職員の確保が十分になされていないという課題がある。将来にわたって、安定的な看護サービスの提供体制を確保するため、その担い

手である訪問看護職員の確保を推進する新たな施策の展開が必要である。

- このため、例えば、以下のような取組を含めた新たな施策を推進する必要がある。
  - ① 訪問看護ステーションにおける ICT を活用した情報共有や業務の効率化による現職訪問看護職員の定着支援等
  - ② 新卒看護師等への訪問看護に関する普及啓発
  - ③ 訪問看護ステーションのサービス向上に資する職員研修の充実（地域における困難事例の共有や解決に向けた技術支援、訪問看護職員の育成のための実地研修体制の構築支援）
  - ④ 小規模な訪問看護ステーションの規模拡大に向けた初期支援や実地研修の実施等の機能を持つ拠点としての訪問看護ステーションの整備
- 更に、これらの取組においては、都道府県が地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための施策を策定し、その内容を介護保険事業支援計画や医療計画に盛り込んでいく必要がある。
- また、訪問看護はステーションの規模が大きくなるほど看護師 1 人当たりの訪問件数、在宅における看取り件数、夜間・深夜・早朝訪問件数が多く、24 時間対応や連絡体制の介護報酬算定率が高い実情から、利用者のニーズに合わせたサービスの供給量を確保できていることが想定される。このため、訪問看護ステーションの規模拡大を引き続き推進していくことが適当である。
- なお、より地域の実情を把握している市町村が訪問看護サービスのニーズを把握し、都道府県と協力していくことが重要であり、現在は都道府県・指定都市・中核市が担っている訪問看護事業所の指定について、市町村へ権限移譲することも含めて検討すべきという意見もあった。

### （３）小規模多機能型居宅介護

- 平成 25 年 8 月現在、小規模多機能型居宅介護の利用者は約 7.6 万人であるが、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅生活の限界点を高めるため、今後もサービスの更なる普及促進を図っていく必要がある。
- 小規模多機能型居宅介護は、平成 18 年度のサービス創設以降、登録された利用者に対して「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を提供するサービスとしての役割を担ってきたが、「訪問」の提供が少なく、「通い」に偏ったサービスとなっている事例も見受けられる。訪問実績が少ない事業所がある一方で、今後在宅において、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、

認知症の高齢者が増加していくことを踏まえると、「訪問」を強化する必要が高く、さらに今後は、地域包括ケアシステムを担う中核的なサービス拠点の一つとして、地域に対する役割の拡大が求められている。

- 具体的には、事業者の参入を促すとともに、地域住民に対する支援を柔軟に行うことが可能になるよう、小規模多機能型居宅介護事業所の役割を見直す必要があり、以下の点について今後検討していく必要がある。
  - ・ これまでのように「通い」を中心としたサービス提供に加え、在宅での生活全般を支援していく観点から、「訪問」の機能を強化する方策
  - ・ 登録された利用者だけでなく、地域住民に対する支援を積極的に行うことができるよう、従事者の兼務要件の緩和など運営を柔軟に行うことが可能な指定基準とすること
  - ・ 看護職員の効率的な活用の観点から、人員配置について、他事業所との連携等の方策
  - ・ 事業所に配置されているケアマネジャーによる要介護認定申請の手続が進むよう、環境を整備すること
  - ・ 通所介護の見直しに関連し、小規模多機能型居宅介護の普及促進の観点から、小規模通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に移行できるよう、「宿泊」や「訪問」の機能を自らは持たずに本体事業所との連携により提供する形を認めること
  - ・ 基準該当短期入所生活介護事業所（指定短期入所生活介護の人員基準等の要件の一部を満たしていない事業所）が併設できる事業所等の対象を小規模多機能型居宅介護事業所にも広げることと、専用の居室が必要とされている設備基準の緩和

#### （４）複合型サービス

- 複合型サービスは、医療ニーズの高い中重度の要介護者が地域での生活を継続できるための支援の充実を図る目的で平成 24 年度に創設されたものであり、具体的には「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」といった複数のサービス利用を組み合わせることによって、退院直後の在宅生活へのスムーズな移行、家族の介護負担の軽減、不安が強い看取り期等においても在宅生活の継続に向けた後方支援となり得るサービスである。
- サービス参入事業所からみた複合型サービス開始後の効果としては、看護職が事業所内にいることで医療ニーズの高い利用者に対しても看護が提供でき、介護職員との連携が促進されたこと等が挙げられているが、医療ニーズを有する在宅利用者を訪問看護サービスで支援する上で、「通い」や「泊まり」を組み合わせることが、必ずしも十分に活用されていないといった課題がある。また、複合型サービスへの参入理由は「従来から医療ニーズの高い利用者が増加していたため」が最も多く、参入時に困難であったことは、

「看護職員の新規確保が困難である」が最も多くなっている。

- 平成 25 年 10 月末日現在、複合型サービスは、78 保険者で 90 事業所が指定を受け、1,432 人が利用しているが、地方自治体において複合型サービスの制度、参入メリット等が十分に理解されていない現状もあるため、更なる普及啓発を図る必要がある。同時に、複合型サービスとして求められている医療ニーズへの対応の更なる充実に向けて、医療機関との連携の強化や、地域のニーズに合わせた登録定員の柔軟な運用等も含めた検討を行っていく必要がある。

#### （５）通所介護

- 通所介護については、介護や機能訓練に重点を置いたもの、レスパイト中心のもの、サービス提供時間の長短、事業所の規模など、様々なサービス提供の実態がある。特に小規模の事業所については、介護報酬単価が高く設定されており、実際に参入事業所数も、小規模事業所の増加が顕著な状況にある。
- 通所介護は、そこで提供される事業内容の自由度が高く、様々なサービス提供の実態があるため、その機能に着目した上で、通所介護の事業内容を類型化し、それに応じて介護報酬にメリハリをつけることを検討することが必要である。また、柔軟な事業展開を促進する観点から、サービス提供実態を踏まえた上で、人員基準の緩和を検討することが必要である。
- 事業所数が増加している小規模の通所介護については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性を確保するため、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけることが必要である。また、選択肢の一つとして、事業所の経営の安定性を図るとともに、柔軟な事業運営やサービスの質の向上の観点から、人員基準等の要件緩和をした上で、通所介護（大規模型・通常規模型）事業所のサテライト事業所に位置づけることや、小規模多機能型居宅介護の普及促進の観点から小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に位置づけることも検討する必要がある。
- 地域密着型サービスに位置づける場合、その施行時期については、平成 28 年 4 月までの間とし、条例制定時期は施行日から 1 年間の経過措置を設ける。また、市町村の事務負担を少しでも軽減するため、地域密着型サービス事業所の指定の際の市町村長による運営委員会の実施等関係者の意見反映のための措置の義務付けを緩和して努力義務とするほか、移行に際しての事業所指定の事務、運営推進会議の弾力化等、事務負担の軽減を併せて検討する必要がある。

- また、通所介護の設備を利用して法定外の宿泊サービスを提供している場合については、泊まりの環境が十分でない等の問題点も指摘されている。このため、利用者保護の観点から届出、事故報告の仕組みや情報の公表を行い、サービスの実態が把握され、利用者やケアマネジャーに情報が提供される仕組みとすることが適当である。
- なお、通所介護と通所リハビリは、高齢者の自立支援を目的としてサービスを提供する機能が期待されており、両サービスについて、整合性がとれた見直しに向けた検討が必要との意見があった。

## （６）福祉用具

- 高齢者の自立支援を図るためには、自らの身体能力等を最大限に活用できるように生活環境の観点から支援することが必要であり、要介護者・要支援者が増加する中、福祉用具の役割は重要となっている。
- 自立支援により資する福祉用具の利用を図る観点から、福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、福祉用具専門相談員の要件を、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者とするのが適当である。その際、現に従事している福祉用具専門相談員については、福祉用具サービス計画に関する知識も含め、常に福祉用具貸与（販売）に関する必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならないとすることが適当である。また、更なる専門性向上等の観点から、福祉用具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部について、より専門的知識及び経験を有する者の配置を促進していくことについて検討する必要がある。
- 複数の福祉用具を貸与する場合において、効率化・適正化の観点から、都道府県等に届け出ている福祉用具の価格（利用料）からの減額を認めることを検討する必要がある。また、利用者に適した福祉用具の選択のための情報提供の一環として、ホームページ上において福祉用具の価格情報の公開の取組を進めることが適当である。

## （７）住宅改修

- 「住宅改修を行う事業者に対する指導が難しい」、「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」という実態を踏まえ、住宅改修の質を確保する観点から、市町村が、あらかじめ事業者の登録を行った上で住宅改修費を支給する仕組みを導入できるようにする必要がある。

#### (8) ケアマネジメント・居宅介護支援

- ケアマネジメントについては、介護保険部会等において様々な課題が指摘され、ケアマネジメントを担うケアマネジャーについて、「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会」を開催し、平成 25 年 1 月に中間的な整理がまとめられた。
- 検討会では、自立支援に資するケアマネジメントを推進するとともに、地域包括ケアシステムを構築していく中で、多職種協働や医療との連携を推進していくため、①介護支援専門員自身の資質向上、②自立支援に資するケアマネジメントに向けた環境整備、という視点で対応の方向性がまとめられたところであり、提言された項目ごとに具体化に向けて取り組むことが重要である。
- 具体的には、現在、居宅介護支援事業者の指定は、都道府県・指定都市・中核市が行っているが、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるようにするため、地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが必要となってくることから、地域でケアマネジメントの役割を担っているケアマネジャーの育成や支援などに市町村が積極的に関わっていくよう、保険者機能の強化という観点から、居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に移譲することが適当である。この際、施行時期については、平成 30 年 4 月とし、条例制定時期は施行日から 1 年間の経過措置を設けるとともに、市町村の事務負担の軽減等のために、事業所の指定事務の確認事務の委託を推進するなど、必要な支援を行う必要がある。
- また、介護支援専門員実務研修受講試験の受講要件の見直し、介護支援専門員の研修制度の見直しなど、ケアマネジャーの資質向上を図り、ケアマネジメントの質を向上させるための取組を進める必要がある。さらに、ケアマネジャーの資質向上に当たっては、主任介護支援専門員の果たす役割が大きいことから、主任介護支援専門員に更新制を導入するなど、主任介護支援専門員についても資質向上を図ることが必要である。
- なお、福祉用具の貸与のみを行うような簡素なケアプランについては、ケアマネジャーによる月々のモニタリングの在り方を見直すことを検討する必要がある。なお、この点に関し、状態変化などリスクのあるケースなどもあることから、その見直しに当たってはこの点に留意して検討していくことが必要である。

#### 4. 施設サービス等の見直し

### (1) 特別養護老人ホーム

- 特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）については、特養入所者に占める要介護3以上の割合は、年々上昇し、平成23年では約88%となっており、入所者の平均要介護度も年々上昇している。在宅で要介護4・5の特養の入所申込者は、平成21年の調査では約6.7万人となっており、重度の要介護者の入所ニーズにどのように応えていくかが大きな課題となっている。
- 重度の要介護状態で、特養への入所を希望しながら、在宅での生活を余儀なくされている高齢者が数多く存在していること等を踏まえると、特養については、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化すべきであり、そのためには、特養への入所を要介護3以上に限定することが適当である。
- 他方、要介護1・2の要介護者であっても、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に、特養への入所を認めることが適当である。
- また、制度見直しに伴い、
  - ① 既入所者については、現在、要介護1・2の要介護状態で入所している場合のみならず、中重度の要介護状態であった者が、制度見直し後に、要介護1・2に改善した場合であっても、引き続き、施設サービスの給付対象として継続入所を可能とする経過措置を置くこととともに、
  - ② 制度見直し後、要介護3以上で新規に特養に入所した者が、入所後、要介護度が要介護1・2に改善した場合についても、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、引き続き、特例的に、継続入所を認めることが適当である。
- その際、特例の要件について、入所判定の公平性を確保するため、各市町村で判断基準に大きな差異が出ないように指針等で具体的な要件を示すとともに、地域での在宅サービスの提供体制の構築を阻害するような要件設定とならないよう留意すべきである。
- 一方で、特養の重点化を推進する観点から、地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅サービスの充実や、要介護高齢者の地域生活の基盤である住まいの確保に向けた取組を進めていく必要がある。
- また、これと併せて、地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、

特養の有する資源やノウハウを地域の中で有効活用し、入所者に対してのみならず、在宅で暮らす重度の要介護者等に対しても、小規模多機能型居宅介護等の在宅サービスや生活支援サービスの取組を促進させ、特養を地域におけるサービスの拠点として活用する方策について検討する必要がある。

- さらに、特養の重点化に伴い、今後、特養においては、医療ニーズの高い入所者への対応とともに、施設内での「看取り」対応が課題となる。看取り体制を一層強化していくため、特に夜間・緊急時の看護体制等、「終の棲家」の役割を担うための医療提供の在り方について検討する必要がある。
- 以上のとおり、特養の中重度者への重点化については、概ね意見の一致を見たが、要介護認定の結果に一部地域間格差が見られること等から特養への入所は要介護２以上に限定すべきとの意見や、要介護１・２の受給権・サービスを選ぶ権利・選択権を取り上げるべきではないといった意見も一部にあった。
- このほか、特養については、多くの多床室が存在しており、居室定員についても、一定数の地方自治体が、地域の実情に応じて、条例で多床室を認めているという実態があるが、高齢者の尊厳を保持する観点から、プライバシーの保護に配慮した多床室が必要との意見があった。

## （２）介護老人保健施設・介護療養型医療施設

- 地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、介護老人保健施設の在宅復帰支援機能・在宅療養支援機能については、引き続き、強化する必要がある。
- 例えば、在宅復帰を円滑に進めている介護老人保健施設の特徴として、退所後に必要となる訪問系サービスを施設自ら供給しているということが指摘されており、在宅復帰者の在宅療養継続を更に支援するために、より多くの介護老人保健施設が、入所時から在宅療養まで必要な支援を一体的に実施できる体制を構築する必要がある。
- 具体的には、地域包括ケアシステムの推進のため、リハビリテーション専門職や看護職員などの専門性を地域に還元することが重要であり、医療専門職が多く勤務する介護老人保健施設のノウハウ等を地域に還元する取組を積極的に行うことが求められる。
- また、介護老人保健施設に訪問看護ステーションや訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所等を併設することにより、介護老人保健施設を退所した利用者が、地域で継続してケアを受けられることを推進すること等も

考えられる。

- さらに、介護老人保健施設を退所したが、短期間で元の施設に戻るケースが一定程度存在することについて、その実態を更に把握するとともに、適切なケアを効率的に提供する観点から、今後どのような対応が必要とされるかについて検討する必要がある。
- 介護療養型医療施設については、日常的な医療的ケアを要する要介護高齢者の長期療養を担っており、看取りやターミナルケアの実施も相対的に多い。また、介護老人保健施設の一部も同様の機能を有している。両施設が果たしているこれらの機能の今後の在り方について、引き続き、検討が必要である。
- なお、介護療養型医療施設の廃止方針については、介護老人保健施設等への転換を着実に進め、計画的に平成 29 年度末への廃止に向けた対応を取るべきとの意見があった一方で、医療ニーズを伴う要介護高齢者の増加等から廃止時期を延期すべきとの意見があった。

### （３）高齢者向け住まい

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加や、高齢者のニーズが介護も含めて多様化する中、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域生活の最も基本的な基盤である高齢者の住まいの確保は、ますます重要となっている。
- 多様な高齢者向け住まいが整備されていく中で、その選択肢の一つである「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」については、近年、その数が大幅に増加しているが、契約などに際して入居者が不利益を被ることのないよう、適正な運用を図っていく必要がある。また、過剰な介護サービスや質の低い生活支援サービスが提供されることのないよう、地方公共団体は事業者に対して適切な指導・監督を行っていく必要がある。なお、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅に対しては、老人福祉法の規定に基づき、入居者の保護を図るための改善命令などを行うことができることについても広く周知する必要がある。
- また、入居希望者が、自らのライフスタイルや将来も含めた介護ニーズに見合った住まいとして適切に選択できるよう、入居することでどのような医療・介護サービス（外部サービスを含む）が受けられるか等についての情報提供体制の充実を図ることが必要である。
- なお、サービス付き高齢者向け住宅については、入居者に対して提供する医療・介護サービス（外部サービスを含む）等について、事業者自らが自己評価を公表する仕組みを構築すべきとの意見があった。

- 経済上の理由等で高齢者が入所する「養護老人ホーム」や「軽費老人ホーム」については、低所得高齢者や介護保険制度等では対応が難しい処遇困難な高齢者の生活を支える機能を一層発揮できるよう、居住環境の改善を図るとともに、生活支援に関する高齢者のニーズに適切に応えるため、当該施設の新たな役割や在り方について検討していく必要がある。
- さらに、低所得・低資産高齢者が地域で安心して暮らせるよう、低廉な家賃の住まいが確保され、見守り等の生活支援サービス等が提供される環境を整備するための取組を行う必要がある。また、こうした低廉な家賃の住まいの場として、全国で増加傾向にある空家等の既存資源を有効に活用する必要がある。
- 有料老人ホームなどの特定施設は、特養等と同じく、現在、住所地特例の対象となっており、入所前の保険者が引き続き保険者となっているが、例外として、サービス付き高齢者向け住宅のうち「賃貸借方式のもの」でかつ「特定施設入居者生活介護を提供していないもの」は、特定施設に該当しても、住所地特例の対象外となっており、サービス付き高齢者向け住宅の大半が住所地特例の対象外となっている。サービス付き高齢者向け住宅が多く立地する保険者の保険料負担を考慮し、その他の有料老人ホームとの均衡を踏まえると、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても、住所地特例の対象としていく必要がある。
- 従来の住所地特例では、住宅型有料老人ホームのように外部のサービス等を利用しようとする場合に、入居者が住所地の市町村の指定した地域密着型サービスや地域支援事業を事実上使えないという課題があった。サービス付き高齢者向け住宅についても同様の課題が生じる可能性があることから、地域包括ケアシステム構築の考え方に沿って、住所地特例対象者については、住所地市町村の指定を受けた地域密着型サービスや住所地市町村の地域支援事業を使えることとし、地域支援事業の費用についても、市町村間で調整できるようにする必要がある。なお、医療保険制度においても同様にサービス付き高齢者向け住宅について住所地特例を適用することを検討する必要があると考えられる。

## **5. 介護人材の確保**

- 介護人材は、2025(平成 37)年度には 237~249 万人が必要と推計されており、現在の 149 万人から毎年 6.8~7.7 万人の人材を確保していく必要がある。

- そのためには、学卒就職者やハローワーク、福祉人材センターなどを通じて新たに入職してくる者を確保・増加させるとともに、離職して他産業へ流出していく者が流出せず介護分野に定着するよう取り組むことが重要である。
- 介護人材の確保に当たっては、事業者の意識改革や自主的取組を推進することが重要であるとともに、人材の新規参入の促進と定着を図る取組が必要であり、他の産業に比べて離職率が高いことや平均賃金が低いことなどの課題を踏まえ、
  - ① 介護業界のイメージアップの推進、多様な人材が就労できるような裾野を広げる取組などの参入の促進
  - ② 研修の受講支援や法人の枠を超えた人事交流の推進などのステップアップを促すキャリアパスの確立
  - ③ 介護職員の負担軽減のための介護ロボットの開発促進や ICT を活用した情報連携の推進・業務の効率化などの職場環境の整備・改善
  - ④ 処遇改善の 4 つの視点から、事業者等とも連携して、国・都道府県・市町村が役割分担しつつ、それぞれが積極的に取り組むことが重要である。
- 具体的には、
  - ・ 国は、介護報酬改定を通じた処遇改善の取組の推進、キャリアパス制度の確立に向けた取組の推進
  - ・ 都道府県は、介護保険事業支援計画を活用しつつ、人材確保に向けた様々な取組の推進
  - ・ 市町村は、単身高齢者などが増加する中、必要性が高まる生活支援サービスの担い手を増やすことなどを中心に取り組むことが重要である。
- これまで、介護従事者の処遇改善に重点をおいた平成 21 年度介護報酬改定、平成 21 年 10 月からの介護職員処遇改善交付金の実施、時限措置の処遇改善交付金から安定的な効果を継続させるための介護職員処遇改善加算を新設した平成 24 年度介護報酬改定といった取組を行ってきたが、平成 27 年度の介護報酬改定において、引き続き処遇改善に向けた検討を行うことが必要である。なお、この点に関して、介護報酬の引上げは保険料負担の増大に直結するものであり、事業者の経営実態が改善していることも踏まえ、事業者の更なる自助努力を求めていくことを優先すべきとの意見があった。
- 都道府県は、介護人材の確保に関する事項が介護保険事業支援計画の記載事項となっていること等から、特に積極的な政策展開が求められる。地域によって高齢化等人口構成の状況が異なること、介護労働市場は地域密着型で

あること、地域の関係者が協力して対策を講じていくことが効果的であることなども勘案すると、これまで以上に都道府県が広域的な視点から総合的な取組を推進することが期待される。

- このためには、まず、必要となる介護人材の推計を行うことが重要であるが、現在推計を実施している都道府県は少数である。推計手法が示されていないために実施できていないところもあることから、国は、都道府県で必要となる介護人材の推計が可能となるワークシートを整備して提供するなど、都道府県の人材確保の取組を支援していく必要がある。
- また、都道府県レベルの介護関係団体等が参画・協働し、業界全体としての取組を強化する協議会を設置して施策を推進していくなど、都道府県の先進的な取組が既にあるところであり、それらを参考にしつつ取組を進めることが重要である。
- なお、取組に当たって、介護保険事業支援計画の基となる国の基本指針と、「福祉人材確保指針」と「介護雇用管理改善等計画」との連携が重要であり、国においてはこの点に留意してこれらの必要な見直しを関係部局が連携しながら検討することが適当である。それらを踏まえ、都道府県が策定する介護保険事業支援計画についても、「福祉人材確保指針」と「介護雇用管理改善等計画」にも留意しつつ策定することが必要である。

## 6. 介護サービス情報公表制度の見直し

- 情報公表制度は、介護サービスの利用者やその家族等が介護サービス事業所や施設を比較・検討して適切に選択するための情報を、都道府県がインターネット等で提供する仕組みとして、平成 18 年度から制度化され、現在、全国約 17 万か所の介護サービス事業所の情報が公表されている。
- 地域包括ケアシステム構築の観点から考えると、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために有益な情報である地域包括支援センターと配食や見守り等の生活支援の情報については、現在の公表制度では情報を入手できないことから、これらの情報についても、既に全国に定着している本公表制度を活用し、介護サービスの情報と一体的に集約した上で、広く情報発信していくことが適当である。
- また、平成 23 年の改正の際、事業者による雇用管理の取組を進めることを目的とし、都道府県に対して、介護サービスの質及び介護従業者に関する情報について公表を行うよう配慮するとの規定が設けられたが、現在のところ

ろ、これらの情報を公表している都道府県は少ない。今後、介護人材の確保が重要となる中、各事業所における雇用管理の取組を推進することが重要であり、現行の従業者等に関する情報公表の仕組みについて、円滑に事業所が情報を公表できるよう見直しを行う必要がある。なお、この点に関し、従業者の処遇に関わる情報として介護プロフェッショナルキャリア段位制度の情報等について公表すべきとの意見があった。

- さらに、サービスの質の担保の観点から、通所介護の設備を利用して提供している法定外の宿泊サービスについての情報公表も行う必要がある。また、利用者や家族は介護サービスの情報を必ずしもホームページを通じて入手するのではないことから、地域の高齢者ボランティア等を活用して、地域包括支援センター等で情報公表システムを用いて利用者や家族に分かりやすく情報提供するなどの工夫も重要である。

## **Ⅱ 費用負担の見直し**

### **1. 低所得者の1号保険料の軽減強化等**

- 現行の1号保険料については、所得段階別に原則として6段階設定となっており、世帯非課税である者については、基準額の0.5倍又は0.75倍を標準として軽減されている。今後の高齢化の進行に伴う保険料水準の上昇と消費税率の引上げに伴う低所得者対策強化を踏まえ、基準額に乗ずる割合を更に引き下げ、その引き下げた分について、現行の給付費の50%の公費負担に加えて、公費を投入することが必要である。
- また、現行の介護保険料の段階設定は標準で第6段階までとなっているが、特例第3・4段階の設定も含めて、現在、多くの保険者で多段階の保険料設定がなされている。保険料負担の応能性を高めるため、特例第3・4段階を標準化しつつ、第5段階以上を細分化し、標準を9段階とするとともに、標準6段階を用いている調整交付金による財政調整も、新しい標準段階を用いることで、保険者間の負担能力の調整を強化する必要がある。

### **2. 一定以上所得者の利用者負担の見直し**

- 介護保険制度においては、制度創設以来、所得に関わらず利用者負担を1割としており、高額介護サービス費の負担限度額も据え置かれている。その一方で、高齢化に伴い介護費用が増加し、今後も増加し続けていくことが見

込まれる中で、制度の持続可能性を高めることが求められている。

- 保険財政を支える上では、高齢者自身は第1号保険料と利用者負担により制度を支えているが、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代に過度な負担を求めずに、高齢者世代内において負担の公平化を図っていくためには、第1号被保険者のうち、一定以上の所得のある方について、2割の利用者負担をしていただくことが必要である。
- 一定以上の所得の水準については、事務局から
  - ① 第1号被保険者全体の上位20%に該当する合計所得金額160万円（年金収入の場合280万円）以上
  - ② 第1号被保険者のうち課税層（約38%）の上位半分に該当する合計所得金額170万円（年金収入の場合290万円）以上の2案が示された。
- 高齢者世代内で相対的に所得の高い方に更なる負担を求めるべきであるという点については、概ね意見の一致を見た一方で、介護保険料で負担能力に応じた負担をしており、利用者負担は一律1割とすべきという意見や、利用者負担の引上げによりサービスの利用控えが起きることを懸念する意見も一部にあった。
- 一定以上所得者の水準については、事務局提案のうち第1号被保険者全体の上位20%に該当する水準という案を支持する意見があったほか、課税層全員又はモデル年金額を水準とすべきといった事務局案より対象を広げるべきとの意見がある一方、現行の介護保険料の第6段階や、医療保険制度の現役並み所得のある者とすべきといった意見など、様々な意見があった。
- 第2号被保険者で給付を受ける方については、特定疾病になった場合のみ給付を受けることや、高齢者世代より被扶養者や消費支出が多いこと等を踏まえ、第1号被保険者と同様の見直しは適当ではないとの意見が多かった。
- また、高額介護サービス費の負担限度額については、要介護状態が長く続くことを踏まえ、基本的に据え置くこととするが、2割負担となる者のうち、特に所得が高い、高齢者医療制度における現役並み所得に相当する所得がある方については、現行の37,200円から医療保険の現役並み所得者の多数該当と同じ水準である44,400円とすることが適当である。
- なお、こうした利用者負担等の見直しに当たっては、可能な限り地方自治体の事務負担が繁雑にならないように配慮する必要がある。

### 3. 補足給付の見直し（資産等の勘案）

- 制度発足時の介護保険においては、介護保険三施設（特養、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）及びショートステイに限り、居住費・食費が給付に含まれており、平成17年10月よりこれらのサービスの居住費・食費を給付の対象外としているが、低所得者が多く入所している実態を考慮して、住民税非課税世帯である入所者については、その申請に基づき、世帯の課税状況や本人の年金収入及び所得を勘案して、特定入所者介護サービス費（いわゆる補足給付）として、介護保険三施設及びショートステイに限り居住費・食費の補助を行っている。
- こうした経過的かつ低所得者対策としての性格を持つ補足給付であるが、預貯金等の資産を保有していたり、入所して世帯は分かれても配偶者に負担能力があるようなときに、保険料を財源とした居住費等の補助が受けられることについては、在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性の確保の観点から課題があるため、可能な限り是正していくことが必要である。
- まず、同一世帯に課税者のいる非課税者が施設入所等に伴い世帯分離をすると単身で非課税世帯となり、補足給付の対象となる点について、配偶者間には他の親族間より強い生活保持義務があることを踏まえ、世帯分離をしても配偶者の所得を勘案する仕組みとし、配偶者が住民税課税者である場合は、補足給付の対象外とすることが適当である。
- 次に、資産について、換金しやすい預貯金等とそれが容易ではない不動産を分けて整理することとし、まず、一定額以上の預貯金等がある方を補足給付の対象外としていくことについて、議論を行った。
- 預貯金等については、本人と配偶者の貯蓄等の合計額が一定額を上回る場合には、補足給付の対象外とすることに概ね意見の一致を見た。ただし、現在のところ預貯金等を完全に把握する仕組みがないことから、実務上は当面自己申告の仕組みにより対応せざるを得ない。
- この点については、新たな不公平が生まれることを懸念する意見も一部にあったが、社会保障・税番号制度が施行されても直ちに預貯金等の把握が可能となるものではなく、完璧な捕捉の仕組みを前提とすると当面資産の勘案を実現することはできず、上述の在宅で暮らす方や保険料負担者との大きな不公平を放置することとなることから、むしろ現在実施可能な手段を用いて負担の公平化を可能な限り図ることが望ましい。
- 具体的な実施方法については、市町村の事務負担が懸念されることから、

本人の自己申告を基本としつつ、補足給付の申請に際し金融機関への照会について同意を得て必要に応じて介護保険法の規定を活用して金融機関への照会を行うこととするとともに、不正受給の際の加算金の規定を設けるなどして適切な申告を促す仕組みとする必要がある。

- 預貯金等の基準としては、単身で 1000 万円超、夫婦世帯で 2000 万円超という基準は妥当であるが、負債がある場合や、生命保険のように保険事故が起こるまで活用できない資産については配慮を行う必要がある。
- また、同じ資産であっても、直ちに活用のできない不動産については、預貯金等と異なった取扱いとする必要がある。この点については、一定額以上の宅地を保有している場合、在宅での生活を前提としているショートステイを除き補足給付の対象外とし、宅地を担保とした貸付を実施することができないか、検討を進めてきた。こうした事業を実施するためには、貸付の対象者や資産の評価の在り方、受給者が死亡した後の債権の回収方法など、事業を実施する上での課題を更に整理するとともに、市町村が不動産担保貸付の業務を委託することができる外部の受託機関を確保することが必要であり、引き続き検討を続けていくことが必要である。
- なお、社会保障・税番号制度が今後施行されることから、その施行の状況を踏まえ、同制度を通じた預貯金や不動産の資産の把握についても検討を行っていく必要があるとの意見があった。
- さらに、遺族年金や障害年金といった非課税年金については、給付の要否などを決める際の課税収入としては算定されないとともに、補足給付の段階の判定に当たっても年金収入としては反映されず、年金額が同じでも給付の額を決定する上での取扱いが異なることとなっている。この点については、補足給付の段階の判定に当たって非課税年金も収入として勘案することが適当であるが、障害年金を勘案することを懸念する意見も一部にあった。
- なお、市町村の実務を支えるため、非課税年金の情報が市町村に提供される仕組みを検討する必要がある。

#### **4. 介護納付金の総報酬割**

- 第 2 号被保険者の加入する医療保険者が負担する介護納付金については、現在、各医療保険者に加入する第 2 号被保険者の人数に応じ按分しており、負担の公平化の観点から、被用者保険について、各保険者の総報酬額に応じたものとしていくことが当部会でこれまでも議論されてきた。

- 今回の議論でも、
  - ・ 社会保険制度における負担の公平性を考えれば所得に応じた負担とするのが基本である
  - ・ 制度創設時は加入者割で始まったが、現在に至り、比較的報酬の低い協会けんぽの負担が相対的に重くなっており、被用者保険内で負担能力に応じた負担をしていく方向に改めるほうがより適切である
  - ・ 第2号被保険者は自身の親の介護で間接的に介護保険制度の恩恵を受けていることから総報酬割を導入すべき
  - ・ 総報酬割の導入には賛成だが、第2号被保険者の保険料が過度に引き上げられないようにするためにも、一定所得以上の高齢者に対する利用者負担を2割に引き上げることや補足給付の資産勘案といった対応もセットで行うべき

など、総報酬割導入に賛成する意見が多かった。
  
- 一方、
  - ・ 世代間扶養の意味合いを持つ2号保険料については、費用負担者の理解を得られる公平な負担方法として、制度発足時に加入者割とされたのであり、これを総報酬割に変更することは当初の理念を逸脱するのではないか
  - ・ 総報酬割導入によって協会けんぽへの国庫補助約1,200億円が削減されるが、これは国の負担を健保組合に転嫁させているのではないか
  - ・ 健保組合全体の介護保険料率（単純平均）と協会けんぽの介護保険料率を比較すると、近年その差は縮小しているという実態もある
  - ・ 健保組合は加入者の健康保持・増進のために特定健診・特定保健指導をはじめとする保健事業に積極的に取り組んでおり、健康寿命の延伸や介護予防にもつながっているため、介護保険制度においても健保組合の保険者機能は評価されるべき
  - ・ 医療保険を含めて現役世代の負担は既に限界に来ており、総報酬割による公平性の確保を図る以前に、制度全体の財政負担構造を見直し、現役世代の負担を相対的に減らしていくことが必要である
  - ・ 効率化・重点化に向けた絵姿が示されないまま野放図に介護給付費・保険料負担が膨らむことを非常に懸念しており、増加する負担をいかに抑えていくかという議論があっても然るべき

など、強い反対意見があった。
  
- 介護納付金の総報酬割の導入については、後期高齢者医療制度における後期高齢者支援金の全面総報酬割の検討状況も踏まえつつ、引き続き、検討を行っていく必要がある。

### Ⅲ 2025 年を見据えた介護保険事業計画の策定

- 第 5 期の介護保険事業計画から、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスといった地域包括ケアシステムの実現に必要な要素を記載する取組が始まっている。
- 第 6 期以後の介護保険事業計画は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、いわば「地域包括ケア計画」として位置づけ、第 5 期計画で取組を開始した地域包括ケアシステム構築のための取組を承継発展させるとともに、在宅医療・介護連携の推進等の取組を本格化していく必要がある。
- そして、2025 年を見据えた対応を進めるためには、各保険者が計画期間中の給付費を推計して保険料を設定するだけでなく、2025 年のサービス水準、給付費や保険料水準も推計して記載し、中長期的な視点も含めた施策の実施に取り組むことが必要である。また、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策など地域包括ケアシステムを構成する各要素について、当面の施策と段階的な充実のための方針をより具体的に記載することが求められる。
- 介護保険事業計画の策定を支援する観点からも、国は介護・医療関連情報の「見える化」を推進する必要がある。
- 第 5 期計画では、約 8 割の保険者が日常生活圏域ニーズ調査を実施したが、調査結果を十分に活用できなかったという課題もあり、より積極的な活用を促すことが適当である。
- また、2025 年の地域包括ケアシステムの確立は、医療・介護サービスの一体改革によって実現できるものであり、都道府県が策定する介護保険事業支援計画については、医療計画と一体性・整合性を確保して策定され、地域において、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の確保が進められる必要がある。
- 前述したとおり、介護人材の確保には都道府県も重要な役割を担っており、必要な介護人材の推計を介護保険事業支援計画に記載し、積極的に取り組むことが期待される。

### 今後に向けて

- 第 6 期に向けて、

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化、地域包括支援センターの機能強化）
- ・ 地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し
- ・ 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行
- ・ 住宅改修事業者の登録制度の導入
- ・ 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲
- ・ 特別養護老人ホームの中重度者への重点化
- ・ サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用
- ・ 介護サービス情報公表制度の見直し
- ・ 費用負担の見直し（低所得者の１号保険料の軽減強化、一定以上所得者の利用者負担の見直し、補足給付の見直し）
- ・ 2025 年を見据えた介護保険事業計画の策定

等の法改正項目については、様々な個別意見はあったものの、次期制度改正で速やかに実行すべきであるというのが意見の大勢であった。厚生労働省においては、当部会における意見を十分に踏まえて具体化を図り、法制的な対応を速やかに取られたい。

- また、法改正のみならず、基準の見直しや介護報酬の改定で対応すべき点があり、引き続き、社会保障審議会介護給付費分科会で議論を行っていく必要がある。
- 当部会では、主として当面の見直し項目を中心に議論を進めてきたが、介護納付金の総報酬割のほか、被保険者範囲の拡大、要介護認定制度の適切な運営、ケアマネジメントの利用者負担の導入、介護保険制度における公費と保険料の関係などについては、引き続き検討を行っていく必要がある。
- 地方自治体の第６期介護保険事業（支援）計画の策定作業に合わせ、どのように地域包括ケアシステムを作っていけばよいのか、厚生労働省は都道府県に対して、そして、都道府県は市町村に対して、きめ細かな支援を行っていく必要がある。
- また、円滑に制度を運営するためには、保険者の事務が繁雑にならないよう留意するとともに、保険者等のシステムを万全なものにすることが重要であることから、着実に実務の詳細設計とシステム改修を進めることが必要である。
- 併せて、国民に地域包括ケアシステムや制度改正の趣旨・内容を正しく理解してもらうため、国は、地方自治体等と連携・協力しながら、国民に対する丁寧で分かりやすい広報に計画的に取り組むことが必要である。

# 参考資料

|                                |       |       |
|--------------------------------|-------|-------|
| ○ 介護保険制度改正の検討事項                | ・ ・ ・ | 1     |
| Ⅰ サービス提供体制の見直し                 |       |       |
| 1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し | ・ ・ ・ | 9     |
| 2. 地域支援事業の充実に併せた予防給付の見直し       | ・ ・ ・ | 3 1   |
| 3. 在宅サービスの見直し                  | ・ ・ ・ | 4 9   |
| 4. 施設サービス等の見直し                 | ・ ・ ・ | 5 7   |
| 5. 介護人材の確保                     | ・ ・ ・ | 6 5   |
| 6. 介護サービス情報公表制度の見直し            | ・ ・ ・ | 7 2   |
| Ⅱ 費用負担の見直し                     |       |       |
| 1. 低所得者の1号保険料の軽減強化等            | ・ ・ ・ | 7 6   |
| 2. 一定以上所得者の利用者負担の見直し           | ・ ・ ・ | 7 8   |
| 3. 補足給付の見直し                    | ・ ・ ・ | 9 1   |
| Ⅲ 2025年を見据えた介護保険事業計画の策定        | ・ ・ ・ | 1 1 2 |

# 介護保険制度改正の検討事項

○ 地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保のため、充実と重点化・効率化を一体的に行う。

|          | 充 実                                                                                                                                                                                                                   | 重点化・効率化                                                                                                                          |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サービス提供体制 | <b>■地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅医療・介護連携の推進</li> <li>○ 認知症施策の推進</li> <li>○ 地域ケア会議の推進</li> <li>○ 生活支援サービスの充実・強化</li> <li>○ 介護予防の推進</li> <li>○ 地域包括支援センターの機能強化</li> </ul> | <b>■介護サービスの効率化・重点化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し</li> <li>○ 特別養護老人ホームの中重度者への重点化</li> </ul> |
| 費用負担     | <b>■保険料の負担の増大の抑制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得者の1号保険料の軽減強化</li> </ul>                                                                                                                              | <b>■所得や資産のある人の利用者負担の見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一定以上所得者の利用者負担の見直し</li> <li>○ 補足給付の見直し（資産等の勘案）</li> </ul>    |

## その他

- 2025年を見据えた介護保険事業計画の策定
- サービス付高齢者向け住宅への住所特例の適用
- 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲、小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行 等

# 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」(平成25年10月15日閣議決定・国会提出) 抜粋

(介護保険制度)

第五条 政府は、個人の選択を尊重しつつ、介護予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な介護予防等への取組を奨励するものとする。

2 政府は、低所得者をはじめとする国民の介護保険の保険料に係る負担の増大の抑制を図るとともに、介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図りつつ、地域包括ケアシステムの構築を通じ、必要な介護サービスを確保する観点から、介護保険制度について、次に掲げる事項及び介護報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十五に規定する地域支援事業の見直しによる次に掲げる事項

イ 在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携の強化

ロ 多様な主体による創意工夫を生かした高齢者の自立した日常生活の支援及び高齢者の社会的活動への参加の推進等による介護予防に関する基盤整備

ハ 認知症である者に係る支援が早期から適切に提供される体制の確保その他の認知症である者に係る必要な施策

二 前号に掲げる事項と併せた地域の実情に応じた介護保険法第七条第四項に規定する要支援者への支援の見直し

三 一定以上の所得を有する者の介護保険の保険給付に係る利用者負担の見直し

四 介護保険法第五十一条の三の規定による特定入所者介護サービス費の支給の要件について資産を勘案する等の見直し

五 介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスに係る同条の規定による施設介護サービス費の支給の対象の見直し

六 介護保険の第一号被保険者の保険料に係る低所得者の負担の軽減

3 政府は、前項の措置を平成二十七年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

4 政府は、前条第七項第二号ロに掲げる事項に係る同項の措置の検討状況等を踏まえ、被用者保険等保険者に係る介護保険法第百五十条第一項に規定する介護給付費・地域支援事業支援納付金の額を当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。

## 地域包括ケアシステムの姿

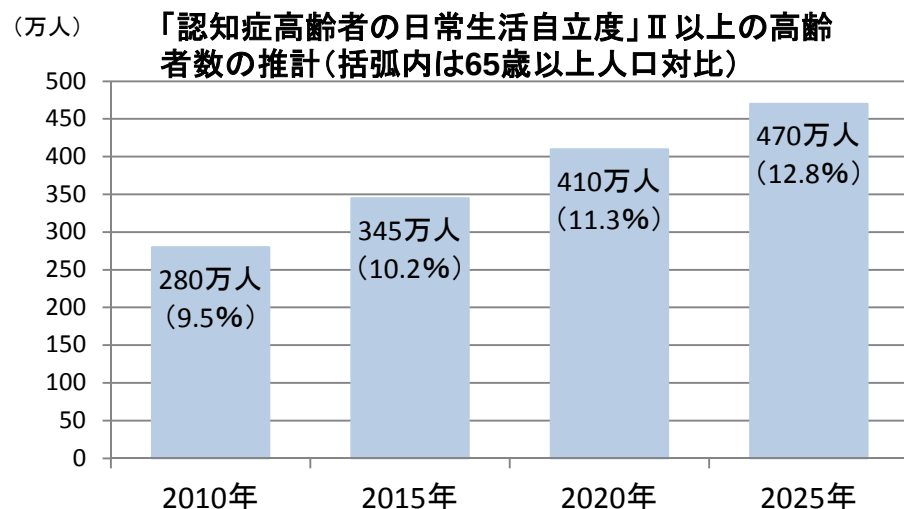


# 今後の介護保険をとりまく状況

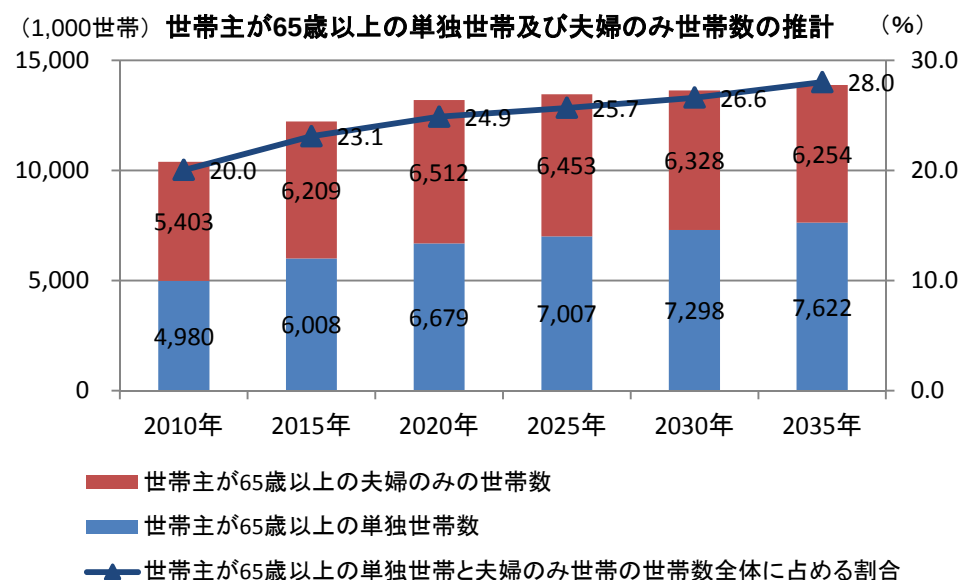
- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

|                | 2012年8月        | 2015年          | 2025年          | 2055年          |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 65歳以上高齢者人口(割合) | 3,058万人(24.0%) | 3,395万人(26.8%) | 3,657万人(30.3%) | 3,626万人(39.4%) |
| 75歳以上高齢者人口(割合) | 1,511万人(11.8%) | 1,646万人(13.0%) | 2,179万人(18.1%) | 2,401万人(26.1%) |

- ② 65歳以上高齢者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく

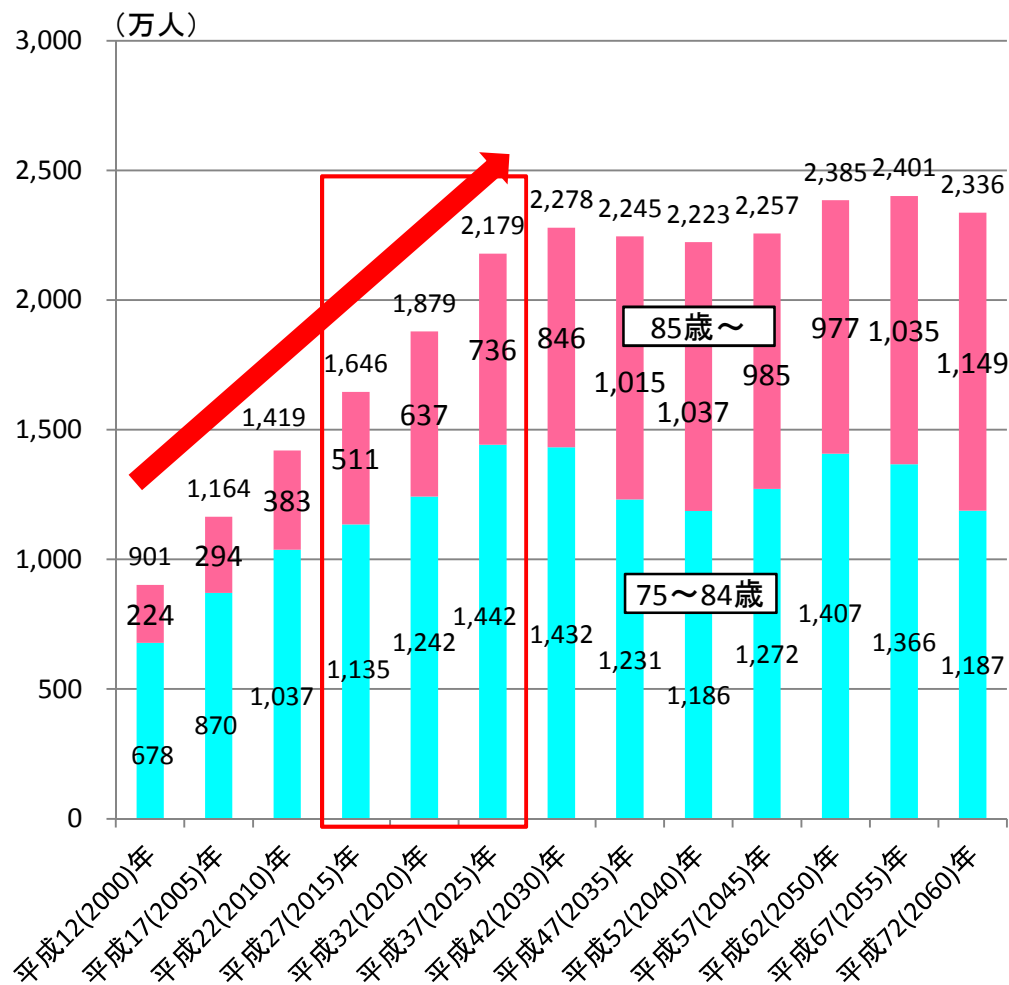


- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

|                          | 埼玉県                           | 千葉県                           | 神奈川県                          | 大阪府                           | 愛知県                           | 東京都                           | ～ | 鹿児島県                         | 島根県                          | 山形県                          | 全国                             |
|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 2010年<br><>は割合           | 58.9万人<br><8.2%>              | 56.3万人<br><9.1%>              | 79.4万人<br><8.8%>              | 84.3万人<br><9.5%>              | 66.0万人<br><8.9%>              | 123.4万人<br><9.4%>             |   | 25.4万人<br><14.9%>            | 11.9万人<br><16.6%>            | 18.1万人<br><15.5%>            | 1419.4万人<br><11.1%>            |
| 2025年<br><>は割合<br>( )は倍率 | 117.7万人<br><16.8%><br>(2.00倍) | 108.2万人<br><18.1%><br>(1.92倍) | 148.5万人<br><16.5%><br>(1.87倍) | 152.8万人<br><18.2%><br>(1.81倍) | 116.6万人<br><15.9%><br>(1.77倍) | 197.7万人<br><15.0%><br>(1.60倍) |   | 29.5万人<br><19.4%><br>(1.16倍) | 13.7万人<br><22.1%><br>(1.15倍) | 20.7万人<br><20.6%><br>(1.15倍) | 2178.6万人<br><18.1%><br>(1.53倍) |

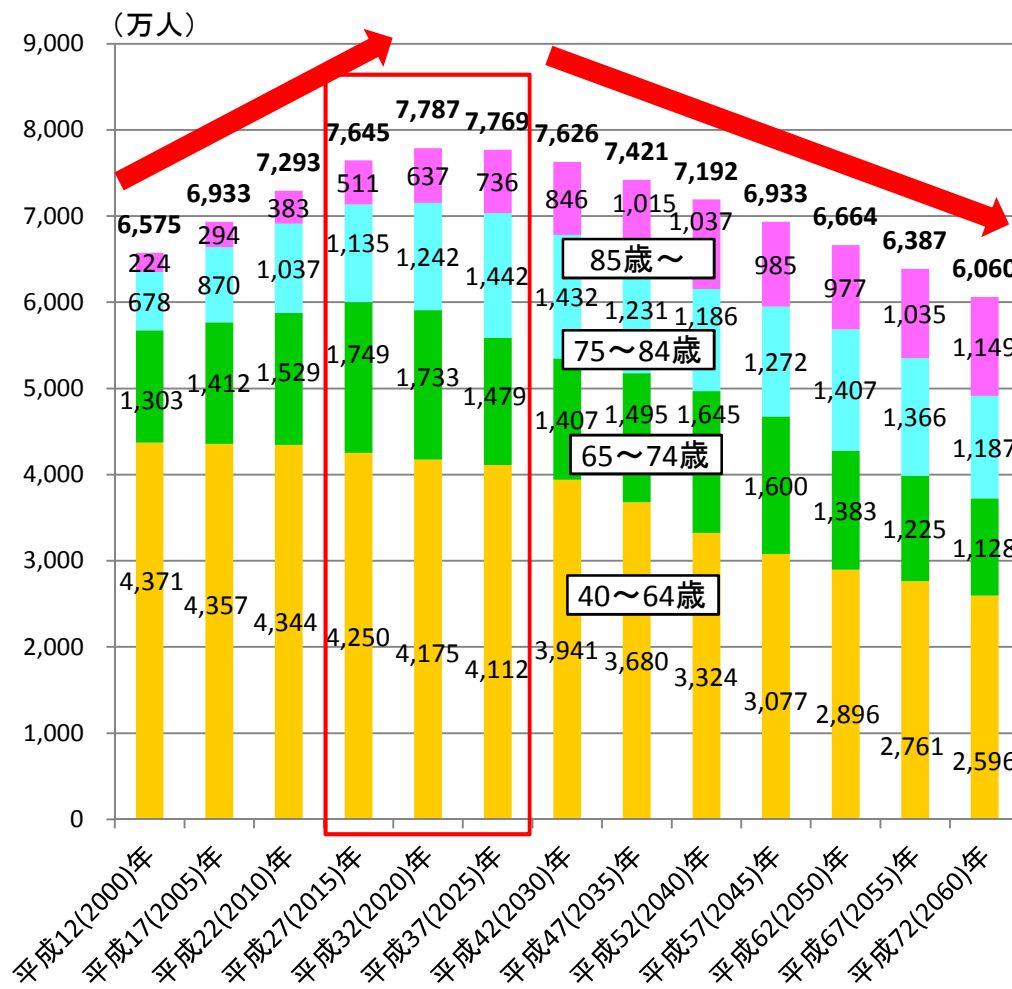
## ⑤ 要介護率が高くなる75歳以上の人口の推移

- 75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。
- 2030年頃から75歳以上人口は急速には伸びなくなるが、一方、85歳以上人口はその後の10年程度は増加が続く。



## ⑥ 介護保険料を負担する40歳以上人口の推移

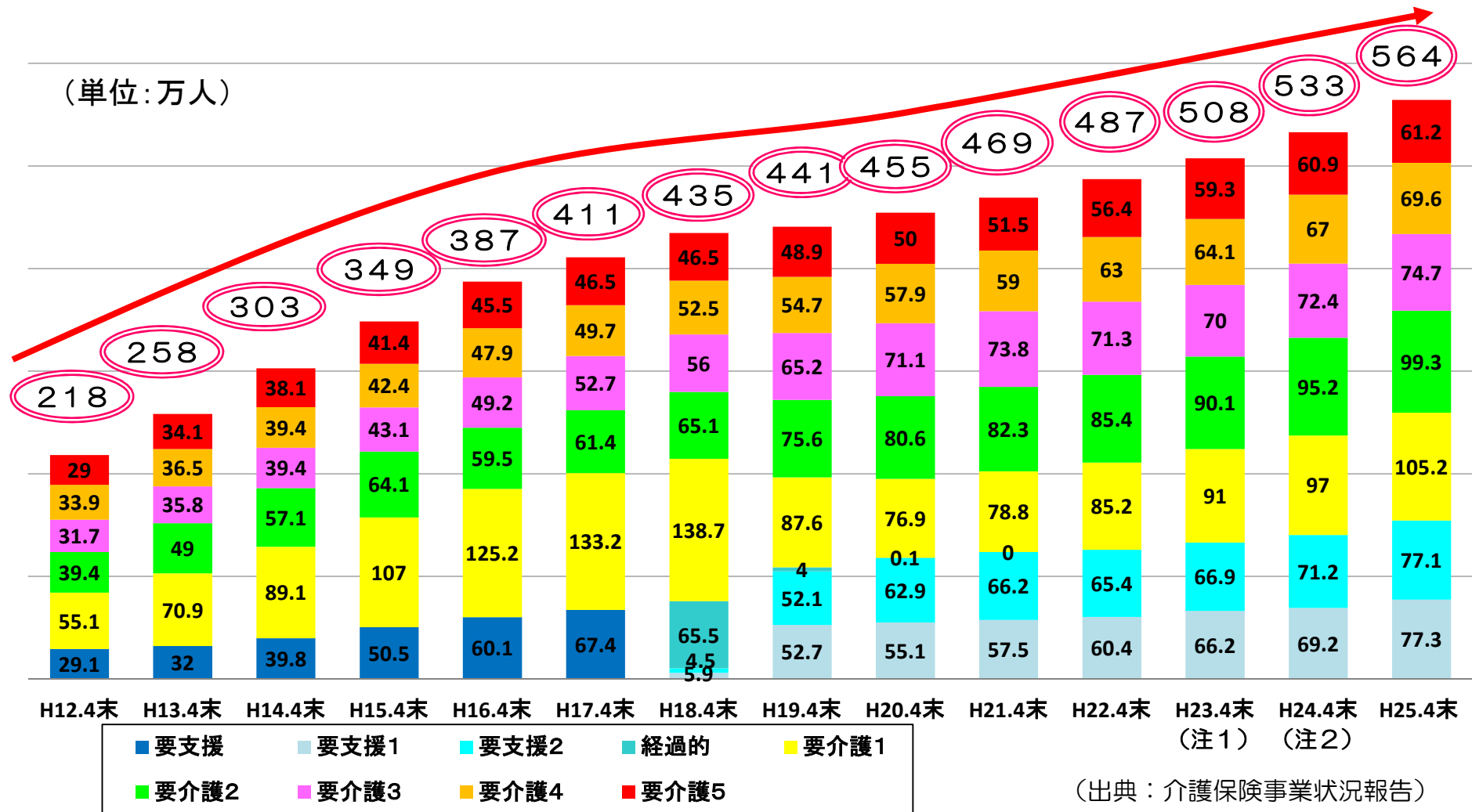
- 保険料負担者である40歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、増加してきたが、2025年以降は減少する。



(資料) 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計) 出生中位(死亡中位)推計  
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

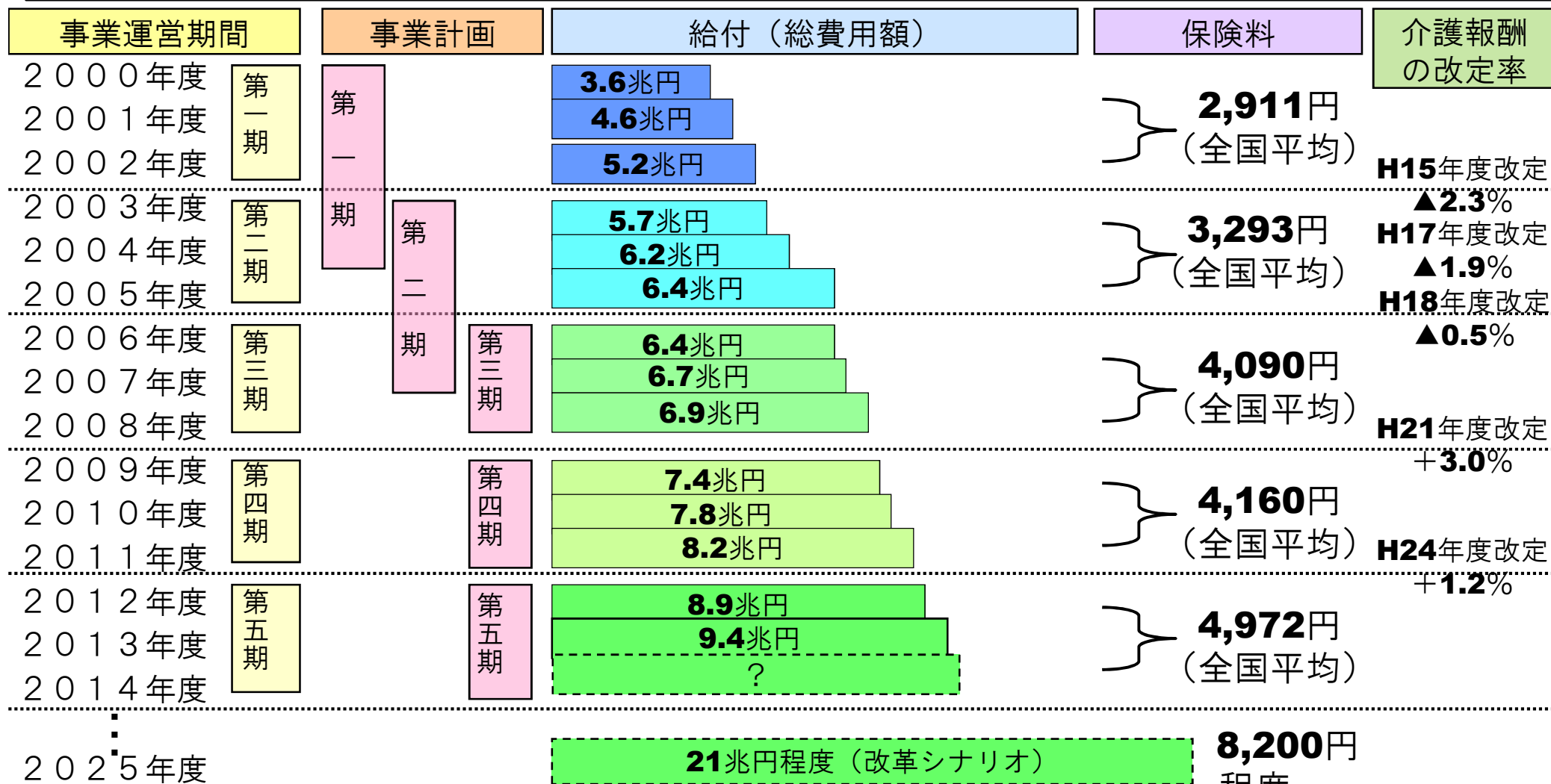
# 要介護度別認定者数の推移

要介護（要支援）の認定者数は、平成25年4月現在564万人で、この13年間で約2.59倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。



# 介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。  
保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、2025年には保険料が現在の5000円程度から8000円程度に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。



※2011年度までは実績であり、2012～2013年は当初予算である。  
※2025年度は社会保障に係る費用の将来推計について（平成24年3月）

※2012年度の賃金水準に換算した値

# **I サービス提供体制の見直し**

# 1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し

## 在宅医療・介護の連携推進

- 在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）の成果を踏まえ、在宅医療・介護の連携推進について、介護保険法の中で恒久的な制度として位置づけ、全国的に取り組むこととしてはどうか。
- 具体的には、医療に係る専門的な知識及び経験を活用した地域における医療と介護の連携の推進について介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ、市町村が主体となり、取り組むこととしてはどうか。
- その際、現行制度では包括的支援事業を委託する場合、事業の全てにつき一括して行うことと規定されているが、医療に係る専門的な知識及び経験が必要である業務の趣旨に鑑み、在宅医療・介護の連携推進に係る事業については、これらを適切に実施できる事業体に、他の事業とは別に委託できる仕組みが必要ではないか。

### 地域支援事業（現行）

#### 包括的支援事業

- ・介護予防ケアマネジメント業務
- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的マネジメント支援業務

地域包括支援センターに一括して委託

#### 介護予防事業

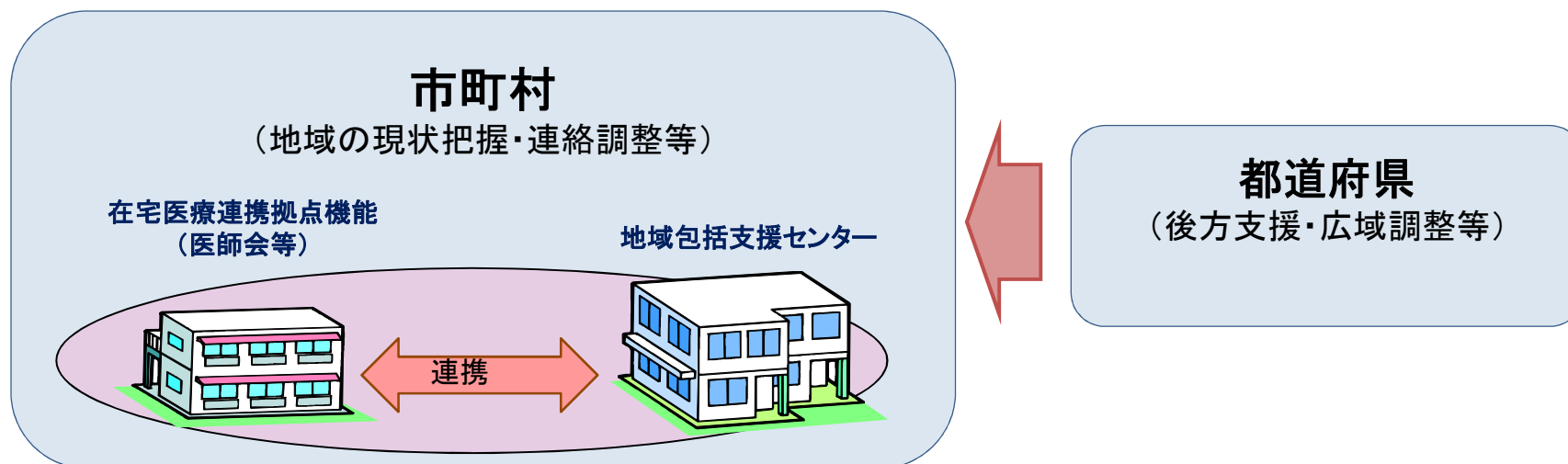
#### 任意事業

在宅医療・介護の連携推進  
に係る事業を追加



他の事業とは別に委託可能

# 在宅医療・介護の連携推進について(イメージ)



## (参考) 想定される取組の例

### ①地域の医療・福祉資源の把握及び活用

- ・地域の医療機関等の分布を把握し、地図又はリスト化し、関係者に配布

### ②在宅医療・介護連携に関する会議への参加又は関係者の出席の仲介

- ・関係者が集まる会議を開催し、地域の在宅医療・介護の課題を抽出し、解決策を検討

### ③在宅医療・介護連携に関する研修の実施

- ・グループワーク等の多職種参加型の研修の実施

### ④24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築

- ・主治医・副主治医制等のコーディネート

### ⑤地域包括支援センター・介護支援専門員・介護サービス事業者等への支援

- ・介護支援専門員からの在宅医療・介護に係る総合的な問い合わせへの対応

等

# 認知症施策の推進

- 「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。
- この実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変え、むしろ逆の流れとする標準的な認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)を構築することを、基本目標とする。
- 認知症施策を推進するため、介護保険法の地域支援事業に位置づけることを検討(「認知症初期集中支援チーム」の設置、認知症地域支援推進員の設置)。

## 「認知症施策推進5か年計画」(平成24年9月厚生労働省公表)の概要

### 【基本的な考え方】

#### 《これまでのケア》

認知症の人が行動・心理症状等により「危機」が発生してからの「事後的な対応」が主眼。



#### 《今後目指すべきケア》

「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置く。

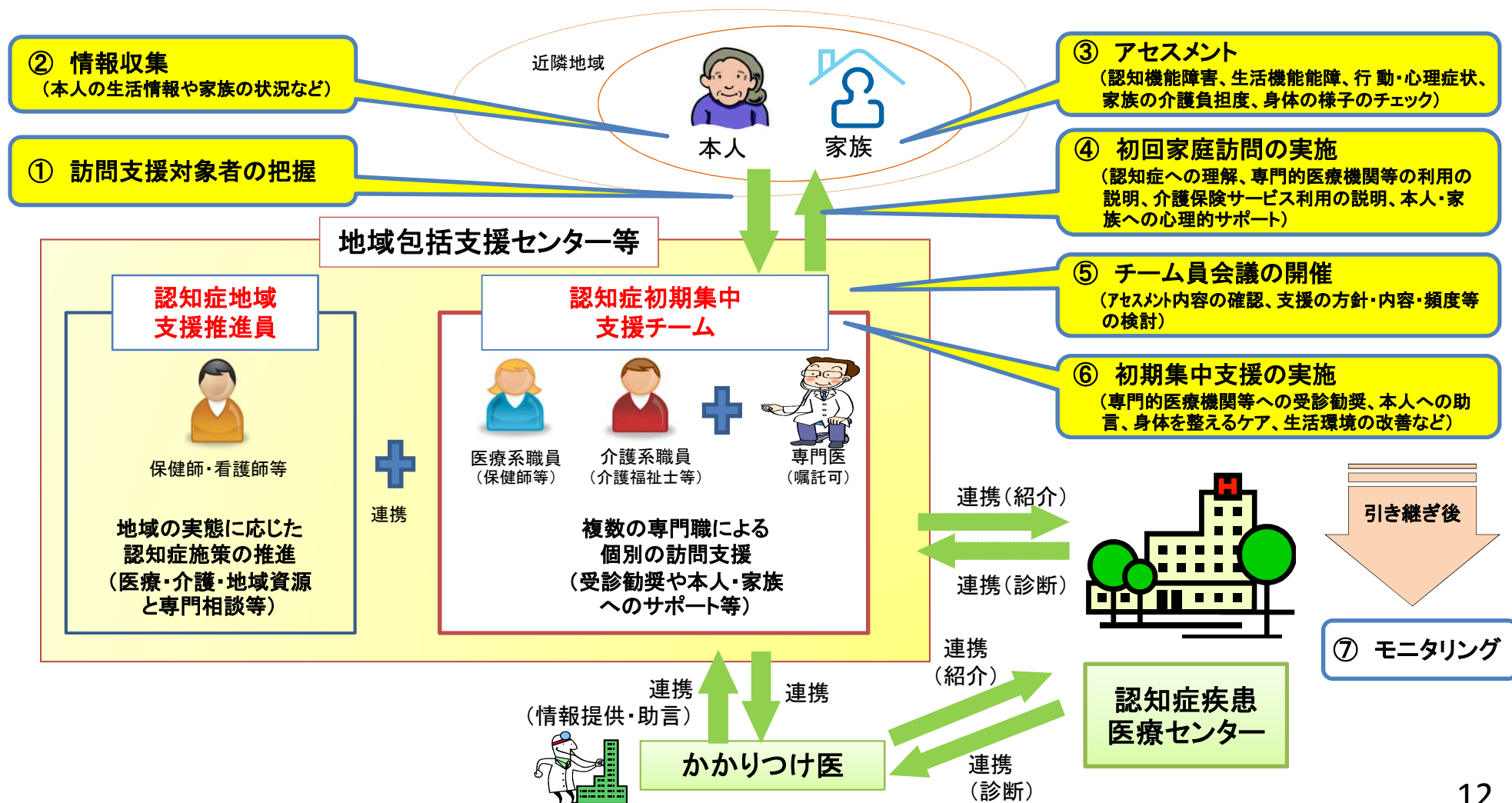
| 事項                                                                          | 5か年計画での目標                              |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| ○標準的な認知症ケアパスの作成・普及<br>※ 「認知症ケアパス」(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)                       | 平成27年度以降の介護保険事業計画に反映                   |
| ○ <b>「認知症初期集中支援チーム」の設置</b><br>※ 認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人のアセスメントや、家族の支援などを行うチーム | 平成26年度まで全国でモデル事業を実施<br>平成27年度以降の制度化を検討 |
| ○早期診断等を担う医療機関の数                                                             | 平成24年度～29年度で約500カ所整備                   |
| ○かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数                                                      | 平成29年度末 50,000人                        |
| ○認知症サポート医養成研修の受講者数                                                          | 平成29年度末 4,000人                         |
| ○「地域ケア会議」の普及・定着                                                             | 平成27年度以降 すべての市町村で実施                    |
| ○ <b>認知症地域支援推進員の人数</b>                                                      | 平成29年度末 700人                           |
| ○認知症サポーターの人数                                                                | 平成29年度末 600万人(現在340万人)                 |

# 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

以下の体制を地域包括支援センター等に配置

○**認知症初期集中支援チーム**—複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

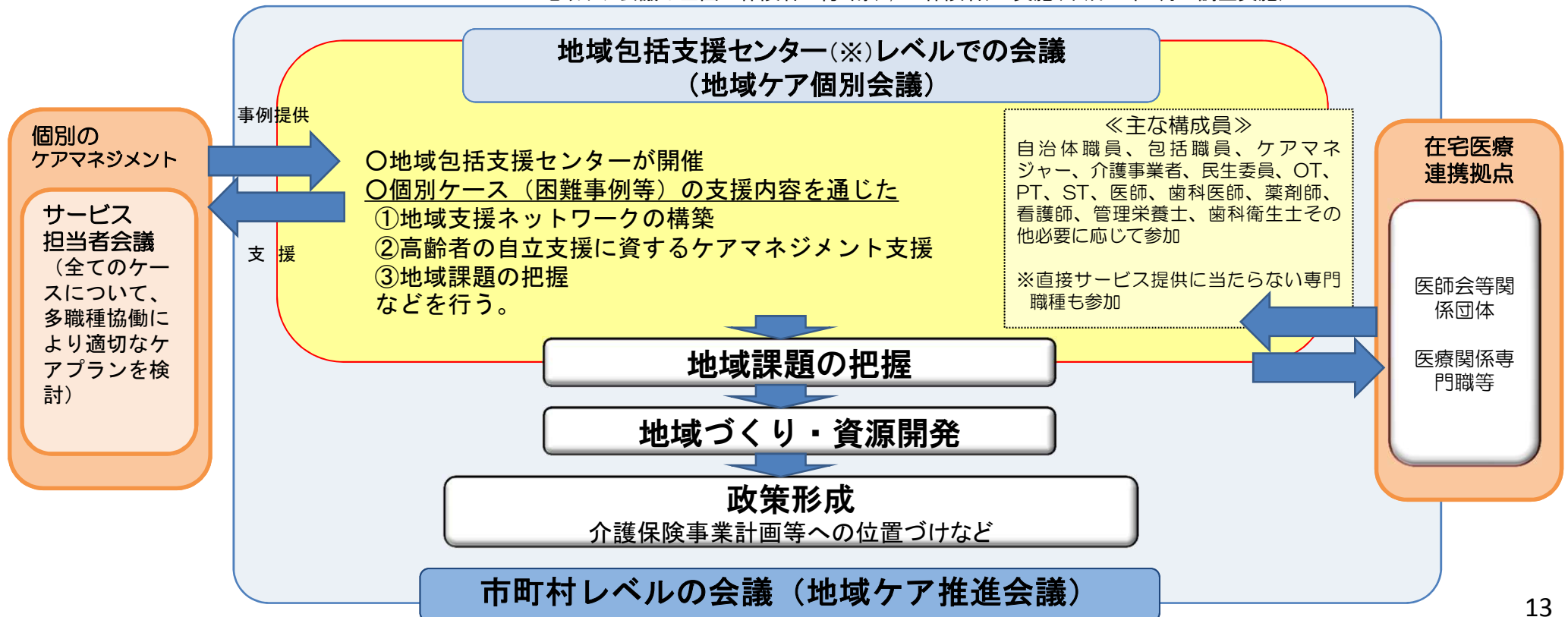
○**認知症地域支援推進員**—認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。



# 地域ケア会議の推進

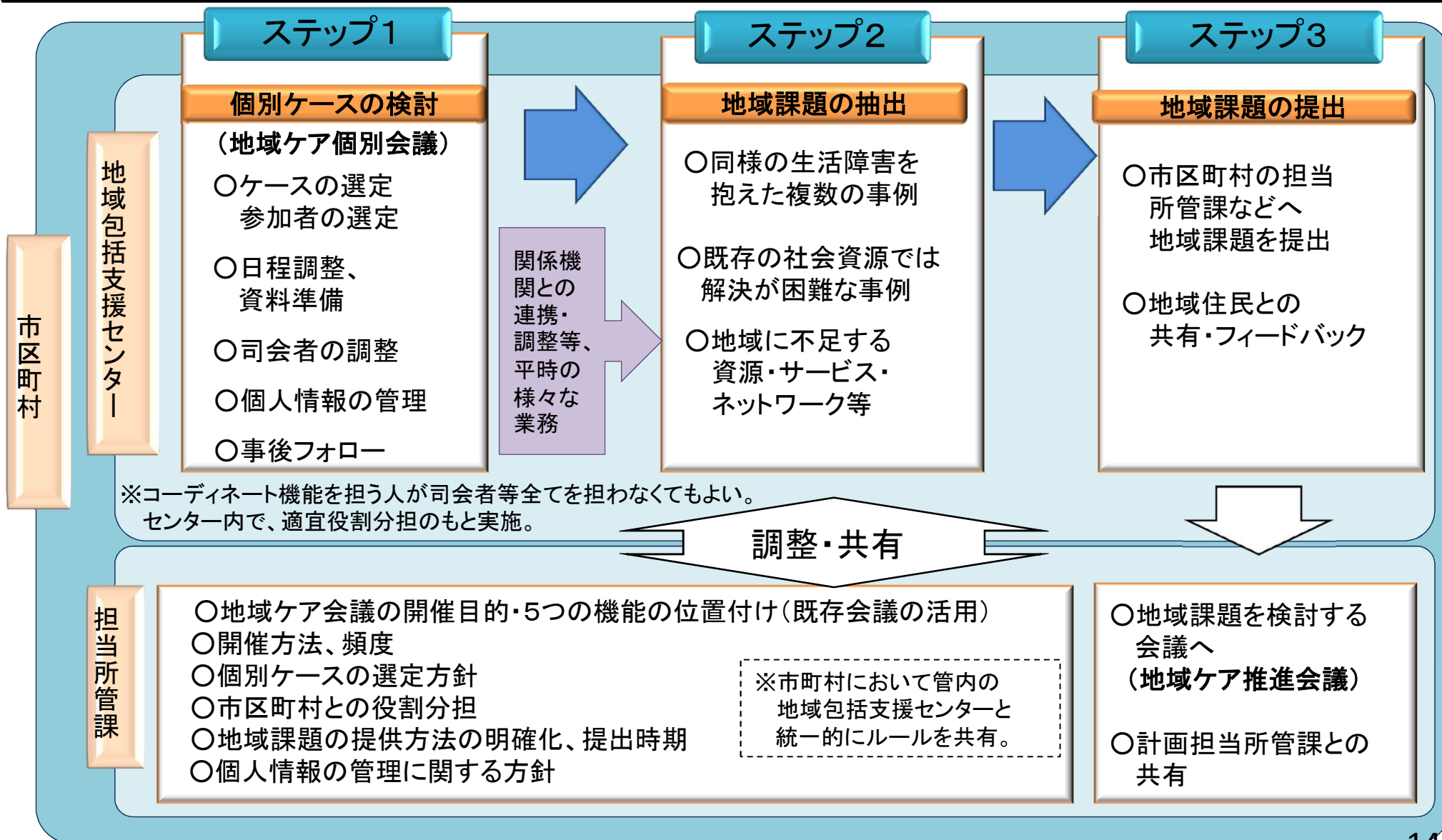
- 「地域ケア会議」(地域包括支援センター及び市町村レベルの会議)については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取組を進めることが必要。
- 具体的には、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。
- このため、これまで通知に位置づけられていた地域ケア会議について、介護保険法で制度的に位置づけることを検討。

・地域包括支援センターの箇所数:4,328ヶ所(センター・ブランチ・サブセンター合計7,072ヶ所)(平成24年4月末現在)  
・地域ケア会議は全国の保険者で約8割(1,202保険者)で実施(平成24年6月に調査実施)



# 地域ケア会議を運営する上で求められるコーディネート機能

- 地域包括支援センターにおいては、個別ケースの検討を始点として、地域課題の抽出、地域課題の提出までの一連の流れを円滑に進めるコーディネート機能が求められる。

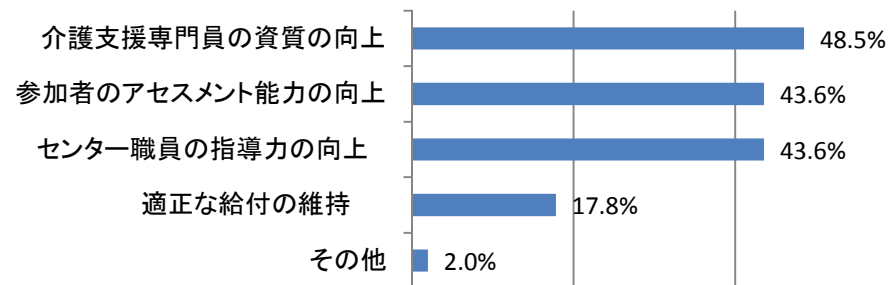


# 「地域ケア会議」への取組による成果

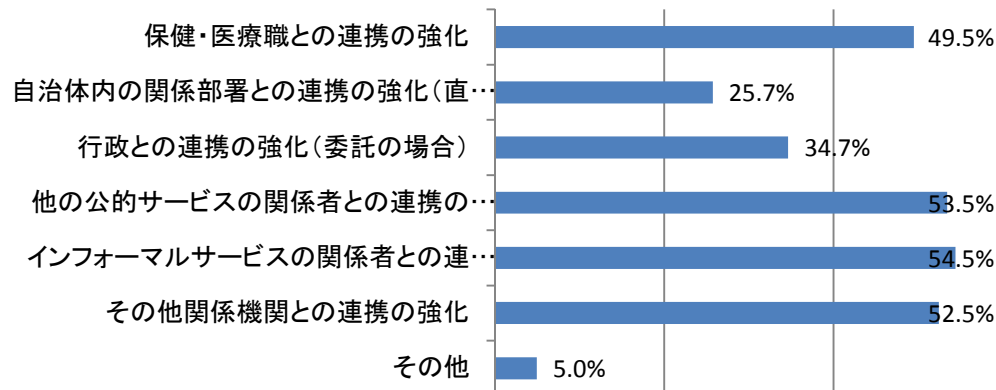
- センター長クラスを対象とした国実施の研修受講後、各センターで多職種協働による個別ケースの検討を行った結果について、6割以上の受講者が個別課題の解決につながった(65. 3%)と回答した。
- また、自立支援に資するケアマネジメント支援の成果については、「介護支援専門員の資質向上につながった」(48. 5%)が最も多かった。
- 地域包括支援ネットワーク構築の成果については、「保健・医療職との連携強化」(49. 5%)や「インフォーマルサービス関係者との連携強化」(54. 5%)につながったとの回答が多かった。
- 一方で、個別ケースの検討に取り組めていない受講者等もいることから、今後さらに地域ケア会議に関する取組の強化が必要

出典：平成24年度地域包括ケア指導者養成研修(中央研修)受講者に対する年度末アンケート(n=101)

## 自立支援に資するケアマネジメント支援の成果(複数回答)



## 地域包括支援ネットワークの構築の成果(複数回答)



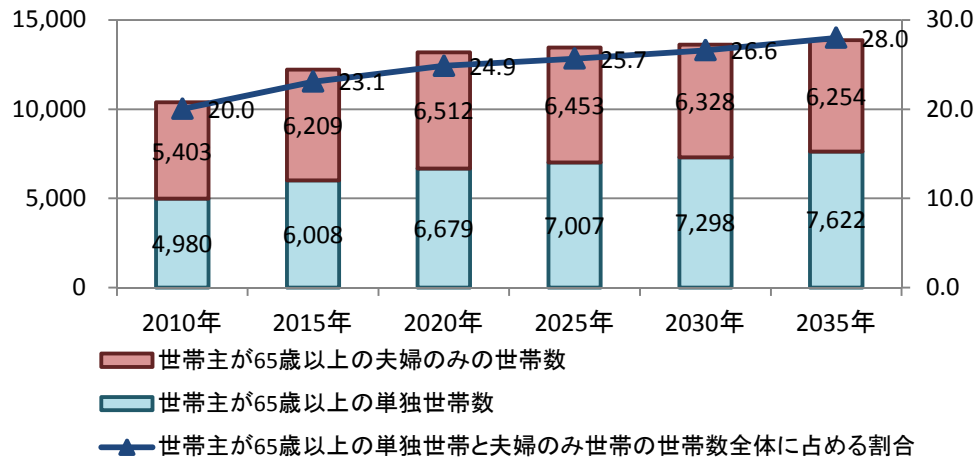
## その他の成果(自由記載)

- ・ケアマネジャーが1人で抱え込まずに多職種で役割分担でできるようになった。
- ・事例提出者は、自立支援に向けた予後予測を見込んで評価する視点をトレーニングできた。
- ・サービス担当者会議で対応できないケースについて、セターや行政を交えて検討したことにより、今後の方向性について本人・家族と合意形成できた。
- ・地域包括支援センター職員の力量アップにつながった。
- ・信頼感を持った関係づくりができた。
- ・民生委員や町内会役員が、高齢者や家族への支援を積極的に行うようになった。
- ・認知症の人の日中の安否確認について、近隣住民の協力を得ることができた。

# 生活支援・介護予防の充実

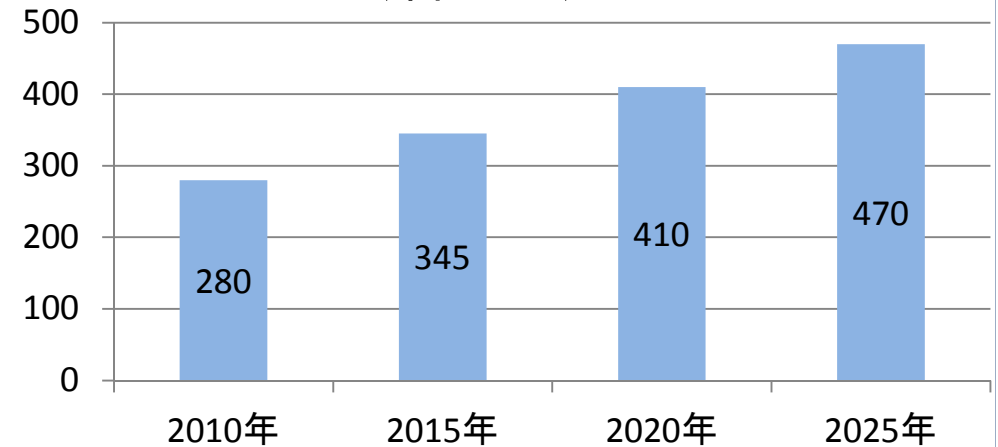
## 生活支援のニーズ

### 高齢者世帯の年次推移



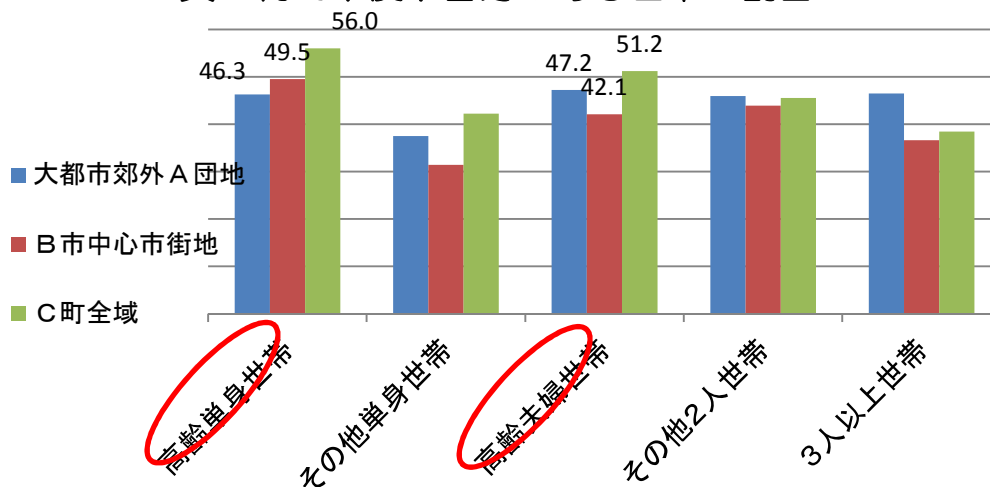
国立社会保障・人口問題研究所、  
2013(平成25)年1月推計の「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」

### 認知症高齢者数の将来推計 (単位:万人)



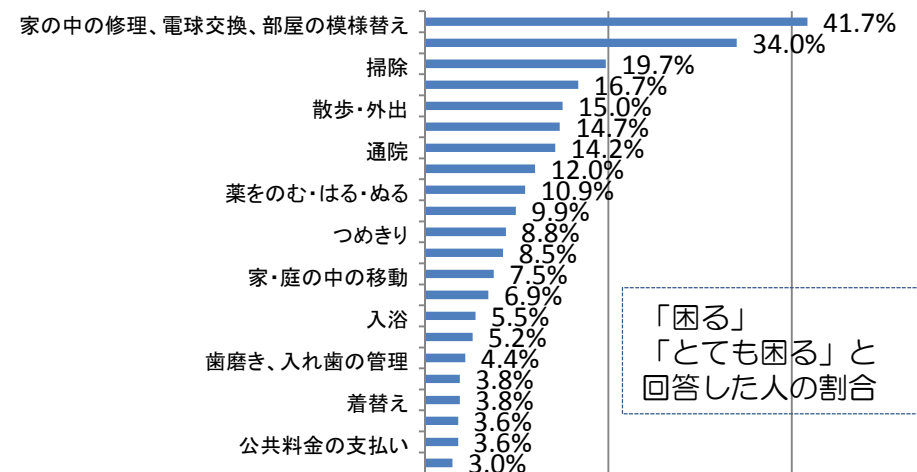
「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数について、厚生労働省

### 買い物で不便や苦勞がある世帯の割合



平成23年、農林水産政策研究所、食料品アクセス問題の現状と対応方向

### 1人暮らし高齢者世帯が生活行動の中で困っていること (愛知県居住で75歳以上の1人暮らし高齢者 n=379)



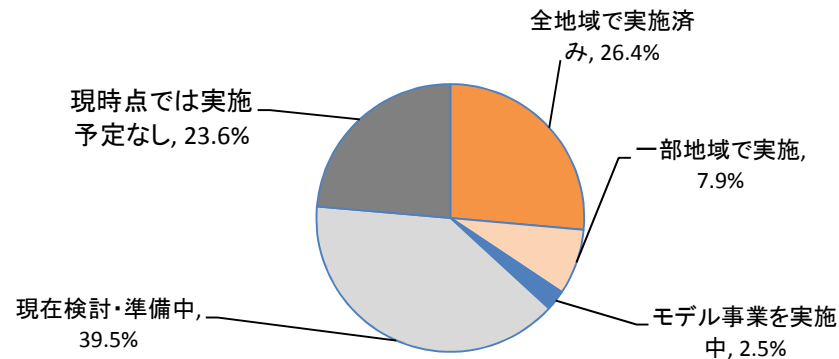
「困る」  
「とても困る」と  
回答した人の割合

平成23年度老健事業、1人暮らし高齢者・高齢者世帯の生活課題とその  
支援方策に関する調査(みずほ総研)

# 地域住民の互助活動およびNPO等による生活支援サービス

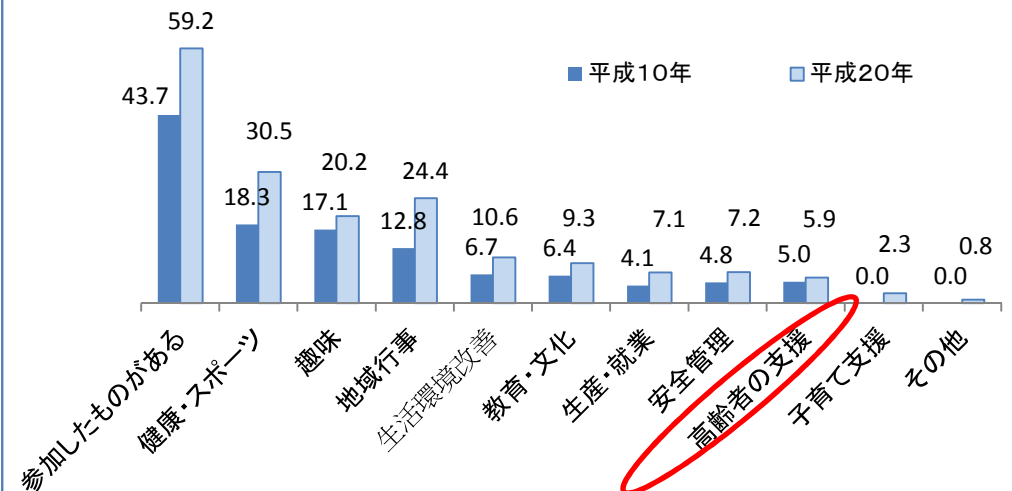
## 高齢者の見守りネットワークの形成状況

(全国1,750自治体のうち有効回答数 n=982)



平成22年内閣府 経済社会総合研究所「セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に関する調査\_幸福度の視点から」

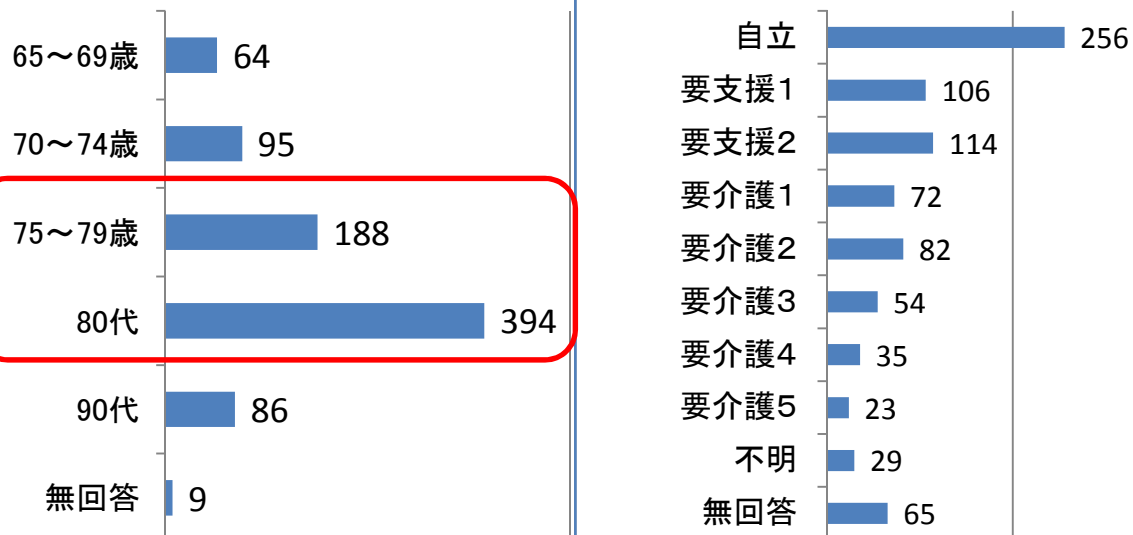
## 60歳以上の住民のグループ活動



平成24年度版 高齢社会白書、内閣府

## NPO等による生活支援サービスの利用状況

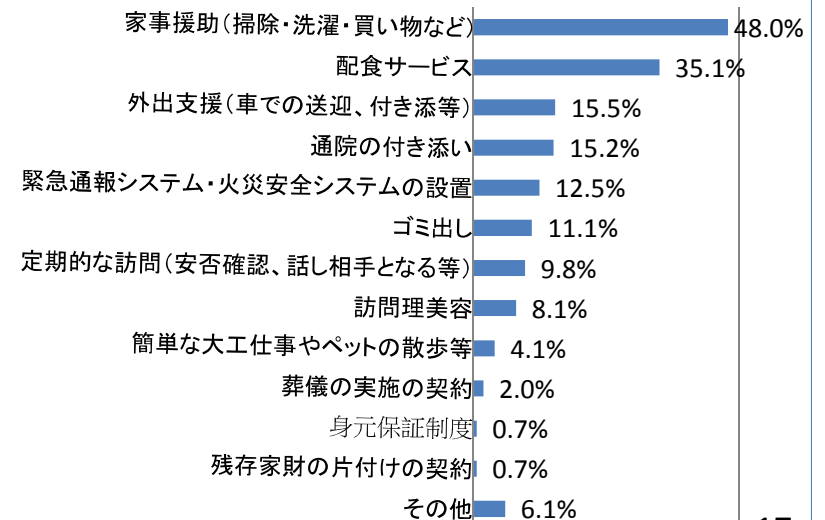
(調査対象10団体のサービスを利用する高齢者のうち有効回答数 n=836)



平成22年「神戸市の非営利組織による介護保険制度外サービス実態調査」

## 高齢者の利用サービス

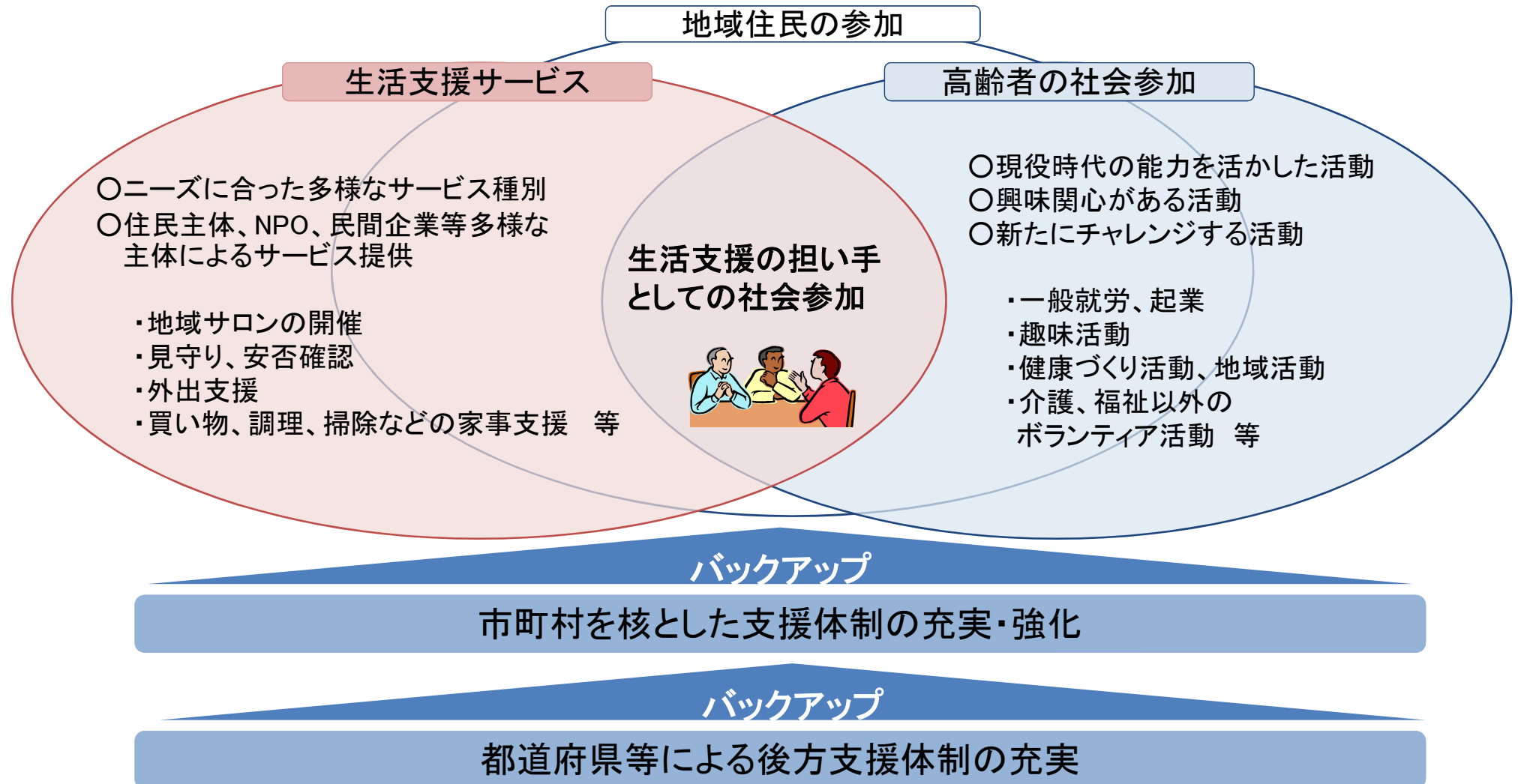
(民間・公的を問わず介護保険対象外の生活支援サービスを利用した高齢者のうち有効回答数 n=296)



平成22年度「高齢者の生活実態 東京都福祉保健基礎調査」

# 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、見守り・配食等の生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待される。このように、高齢者が社会的役割をもつことにより、生きがいや介護予防にもつながる。



# 多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援



- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生涯現役コーディネーター（仮称）」の配置や協議体の設置などに対する支援

## 生活支援サービスの提供イメージ

市町村単位の圏域

小学校区単位の圏域

自治会単位の圏域

介護者支援



外出支援



食材配達



安否確認



家事援助



交流サロン

配食+見守り



権利擁護



声かけ

コミュニティ  
カフェ



移動販売



事業主体

民間  
企業

N P O

協同  
組合

社会福祉  
法人

ボランティア

## バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

## 市町村による新しい地域づくりの推進(生活支援・介護予防の充実)

- 市町村が中心となってコーディネーターと連携しつつ、生活支援サービスの充実、介護予防の推進等を図ることにより、高齢者が利用可能な多様なサービスが地域で提供される。
- 高齢者の中には事業の担い手となる者も出現。これは介護予防にもつながる。  
⇒ 高齢者を中心とした地域の支え合い(互助)が実現。

### 市町村が中心となって企画・立案

#### 地域資源の開発

(例)

・ボランティアの発掘・養成・組織化

→ ボランティアは生活支援・介護予防の担い手として活動。高齢者の困り事の相談の対応等も実施。(コーディネーターとも連携)

・生活支援・介護予防の立ち上げ支援

### 介護予防・生活支援の充実

#### 多様な通いの場

(例)

・サロン  
・住民主体の交流の場  
・コミュニティカフェ  
・認知症カフェ  
・ミニデイサービス  
・体操教室  
・運動・栄養・口腔ケア等の教室

#### 多様な生活支援

(例)

・ゴミ出し  
・洗濯物の取り入れ  
・食器洗い  
・配食  
・見守り  
・安否確認

研修を受けたボランティアが地区の集会所で介護予防教室を運営。

小規模多機能居宅介護に交流施設を併設。地域のサロンとして活用。子どもとの交流も実施。

研修を受けたボランティアが高齢者と一緒に洗濯物を取り入れる等生活行為の自立を支援。

地域活性化を推進するNPOが地域に配食サービスを展開。

交番、金融機関、コンビニ等幅広い関係機関が連携し、認知症の高齢者の見守り体制を構築。

連携・協力

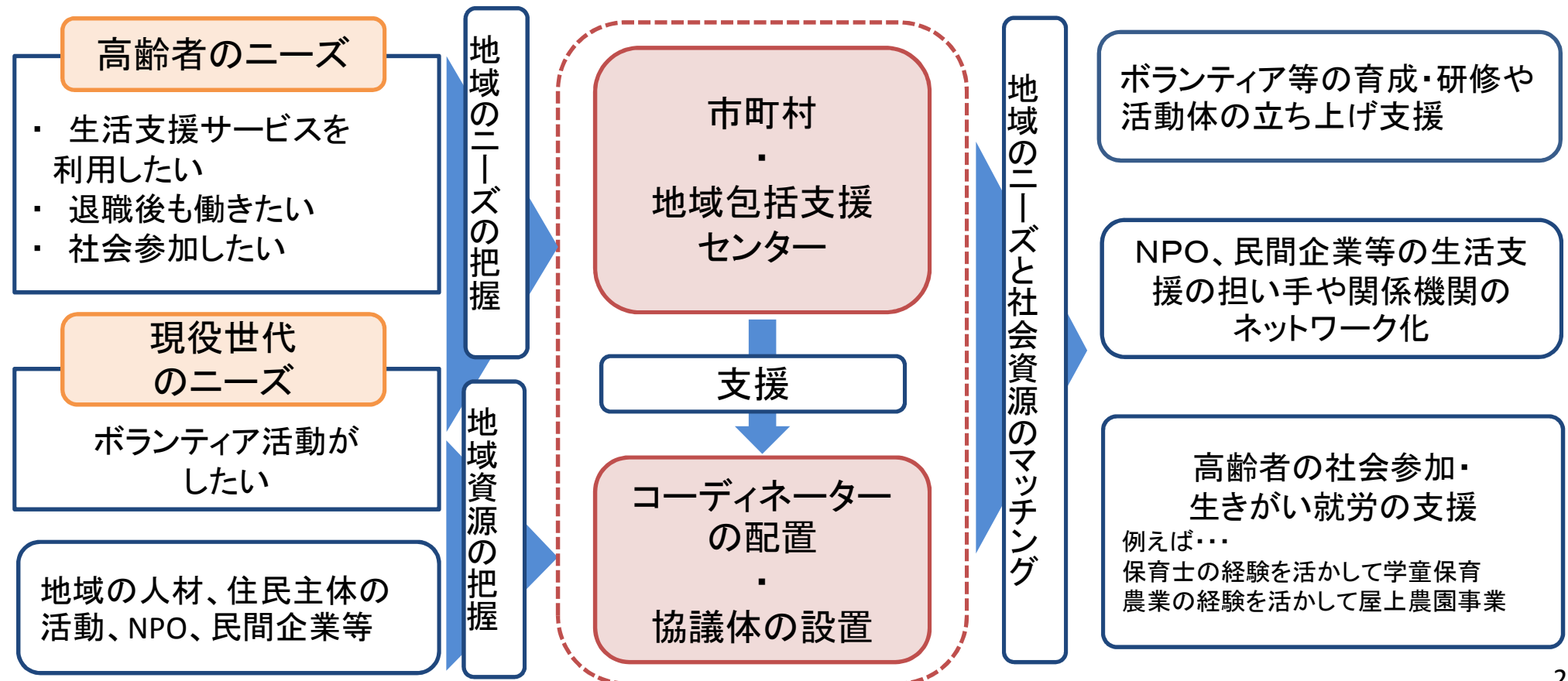
コーディネーター

参加・活用  
(担い手となる  
高齢者も出現)

支援を要する高齢者

## 市町村を核とした生活支援サービス支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進

- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。
- 生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化(コーディネーターの配置、協議体の設置等)については、市町村が行う地域支援事業の枠組みで行う。
- これらを通じ、高齢者が積極的に社会参加し、生活支援の担い手となって支援が必要な高齢者を支える社会を実現していく。これにより、高齢者は実際に介護サービスが必要となった場合に主体的に介護保険制度に関わることができる。(高齢者が中心となった地域の支え合い(互助)の仕組みの構築)



# 高齢者が自立した生活を継続できる地域づくり

○生活支援サービスの充実、介護予防の推進に加え、多職種協働による専門的支援の充実を図ることにより、要支援者の生活機能の改善が図られるなど、高齢者の自立が促進される。



## 介護予防の推進

### 介護予防の理念

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。
- 生活機能(※)の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。

※「生活機能」・・・ICFでは、人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえ、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の3つの要素から構成される

### これまでの介護予防の問題点

- 介護予防の手法が、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであった。
- 介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場を創出することが必ずしも十分でなかった。
- 介護予防の利用者の多くは、機能回復を中心とした訓練の継続こそが有効だと理解し、また、介護予防の提供者も、「活動」や「参加」に焦点をあててこなかったのではないかな。

### これからの介護予防の考え方

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要であり、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。
- 高齢者を生活支援サービスの担い手であると捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援ニーズに応えるとともに、担い手にとっても地域の中で新たな社会的役割を有することにより、結果として介護予防にもつながるという相乗効果をもたらす。
- 住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- このような介護予防を推進するためには、地域の実情をよく把握し、かつ、地域づくりの中心である市町村が主体的に取り組むことが不可欠である。

# 新しい介護予防事業(案)

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

## 現行の介護予防事業

### 一次予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一次予防事業評価事業

### 二次予防事業

- ・二次予防事業対象者の把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

## 一般介護予防事業

### 介護予防事業対象者の把握事業

- ・地域の実情に応じて収集した情報等(例えば、民生委員等からの情報など)の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、地域介護予防活動支援事業等で重点的に対応(基本チェックリストを活用することも可能)

### 介護予防普及啓発事業

### 地域介護予防活動支援事業

- ・要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実

### 介護予防事業評価事業

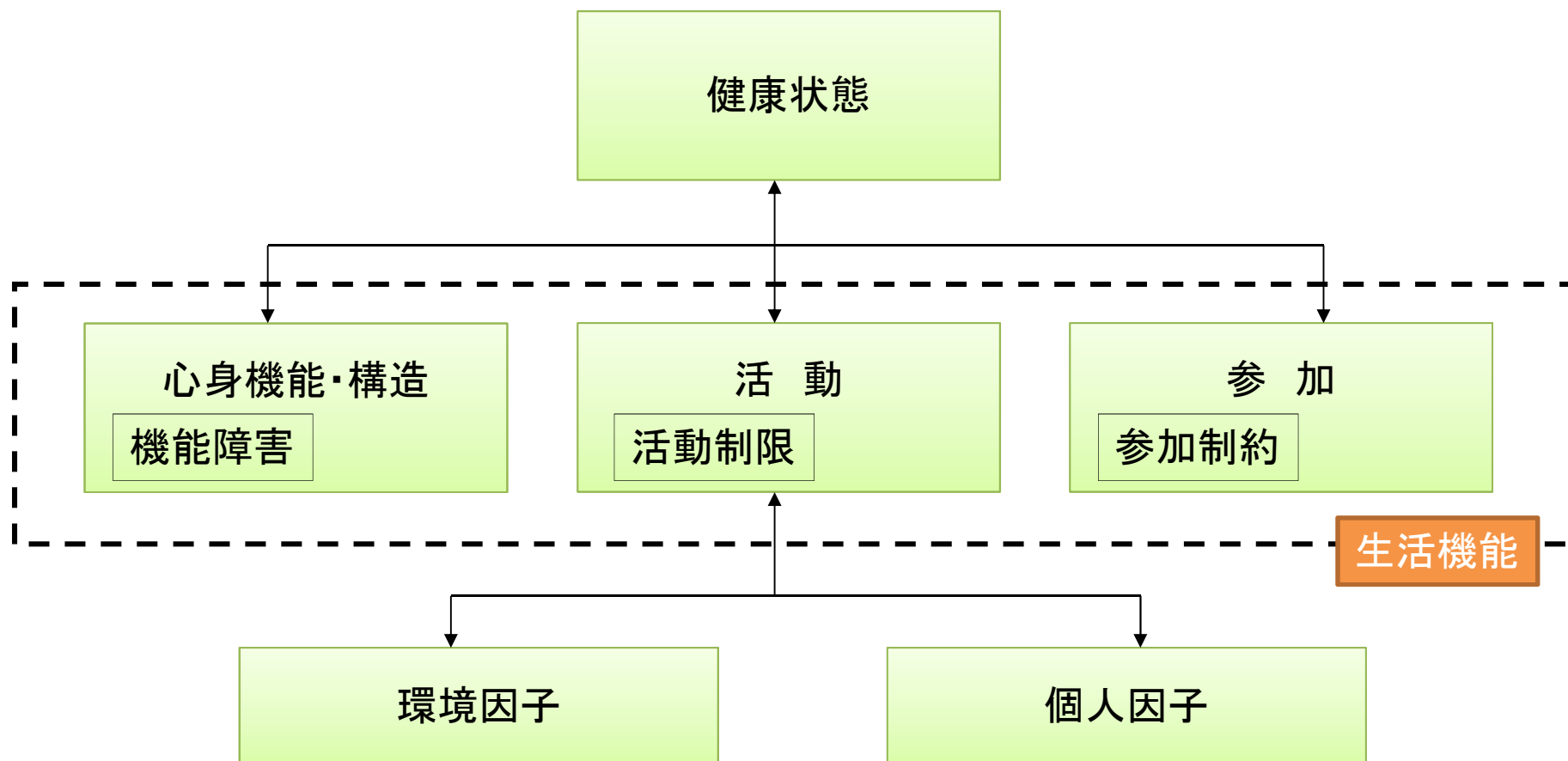
### (新)地域リハビリテーション活動支援事業

- ・「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進

## 介護予防・生活支援サービス事業

- ・従来の二次予防事業対象者に実施していた通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業は、基本チェックリストの活用により、引き続き、対象者を限定して実施

# 国際生活機能分類（ICF）



人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえ、

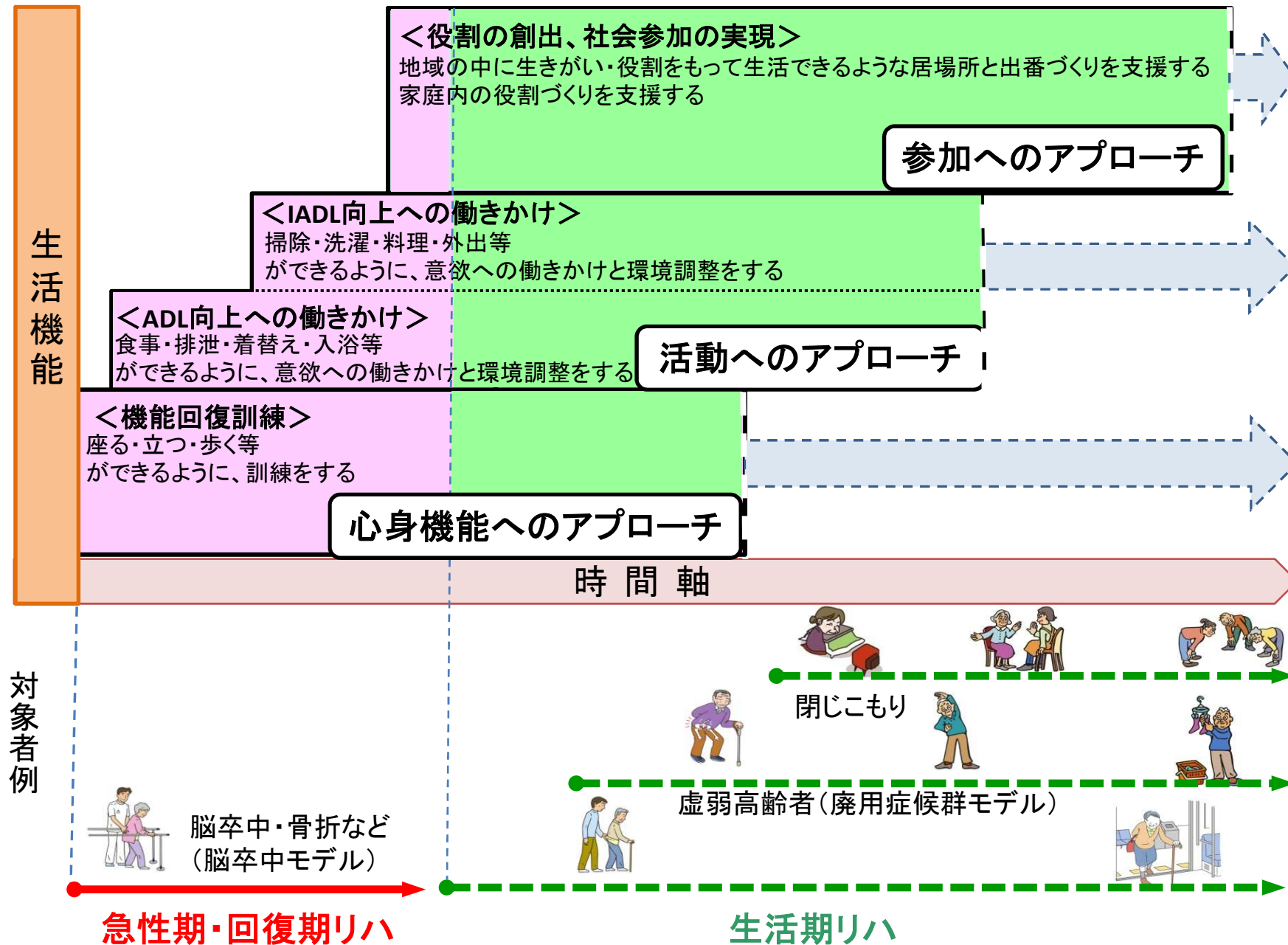
①体の働きや精神の働きである「心身機能」

②A D L・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」

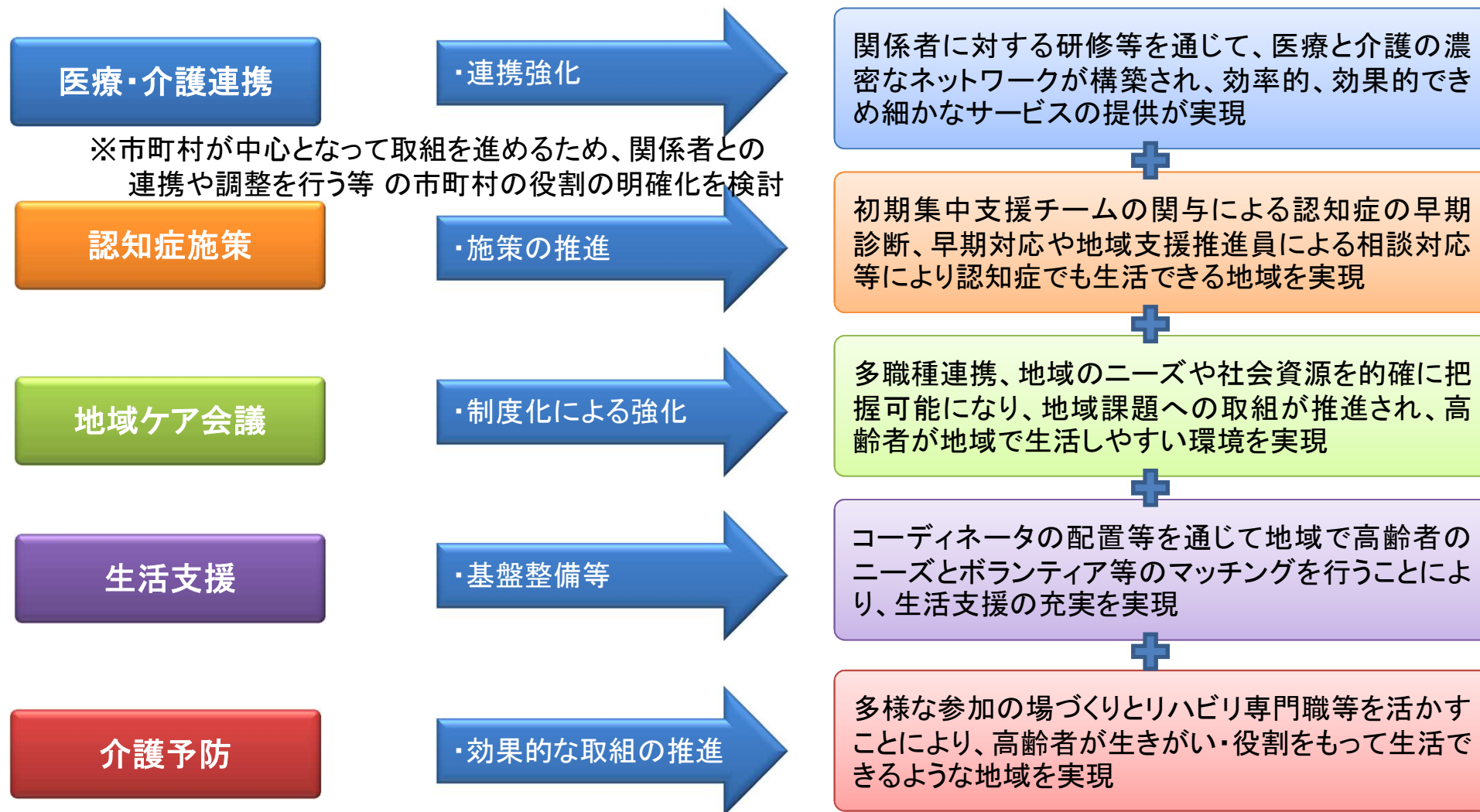
③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」

の3つの構成要素からなる

# 高齢者リハビリテーションのイメージ

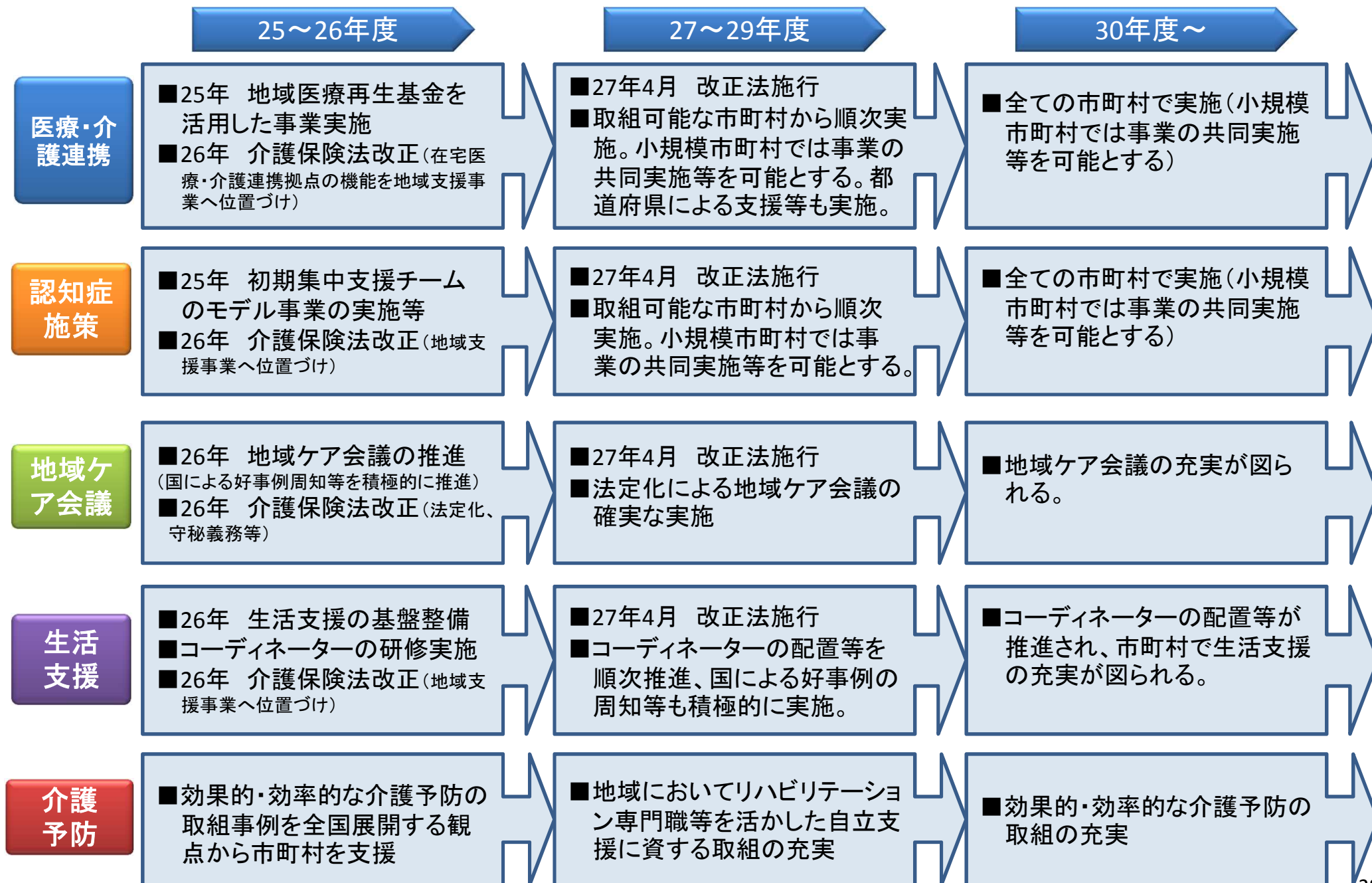


# 医療・介護連携・認知症施策・地域ケア会議・生活支援・介護予防の充実・強化



- 地域包括ケア実現のため、上記の充実・強化の取組を地域支援事業の枠組みを活用し、市町村が推進。
- あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し。
- これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。

# 医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援、介護予防の充実のスケジュール



# 地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政（市町村）機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

## （ 方 向 性 ）

### 人員体制

業務量に応じた配置

- 高齢化の進展、それに伴う相談件数の増加等を勘案し、センターに対する人員体制を業務量に応じて適切に配置。
- さらに、今後、現在の業務に加え、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進を図る中で、それぞれのセンターの役割に応じた人員体制の強化を図ることが必要。



### 業務内容の見直し

センター間の  
役割分担・連携強化

行政との  
役割分担・連携強化

- 在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等を図る中で、地域の中で直営等基幹となるセンターや機能強化型のセンターを位置付けるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。



- 委託型センターに対して、市町村が提示する委託方針について、より具体的な内容を提示することを推進。
- これにより、市町村との役割分担、それぞれのセンターが担うべき業務内容を明確化。



### 効果的な運営の継続

PDCAを充実

- センターがより充実した機能を果たしていくには、運営に対する評価が必要。（現在、約3割の市町村が評価を実施）
- 市町村運営協議会等による評価の取組、PDCAの充実等、継続的な評価・点検の取組を強化。

併せて、情報公表制度を活用し、センターの取組について周知する。

# 地域包括支援センターの現状と課題

## 設置状況

- 設置数は4,328か所、サブセンター・ブランチを合わせて7,072か所（平成24年4月末時点）。
- 日常生活圏域ごとにセンターを設置している保険者の割合は65%。  
（サブセンター等も含めると75%）

## 業務状況

- センターの1/4は、業務量が過大と認識
- 業務量過大の内訳は、「総合相談支援業務」21.2%、「要支援者の予防ケアマネジメント」20.7%、「二次予防事業対象者の予防ケアマネジメント」17.7%の順

## 委託方針の提示

- 委託型センターに対する市町村の委託方針の提示については、全センターで実施。
- 委託方針の内容は、「関係者とのネットワーク構築の方針」70%、「市町村との連携方針」63%、「地域包括ケアシステムの構築方針」61%、「介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針」57%、など ※複数回答可

## 評価の実施

- 市町村におけるセンターに対する評価の実施は、「評価していない68.6%」、「評価している30.2%」

## 認知度

- 他の公的相談機関に比べ、地域包括支援センターの認知度が約3割弱と低い状況  
（年金事務所、ハローワークの認知度は7割以上）

## 業務の課題

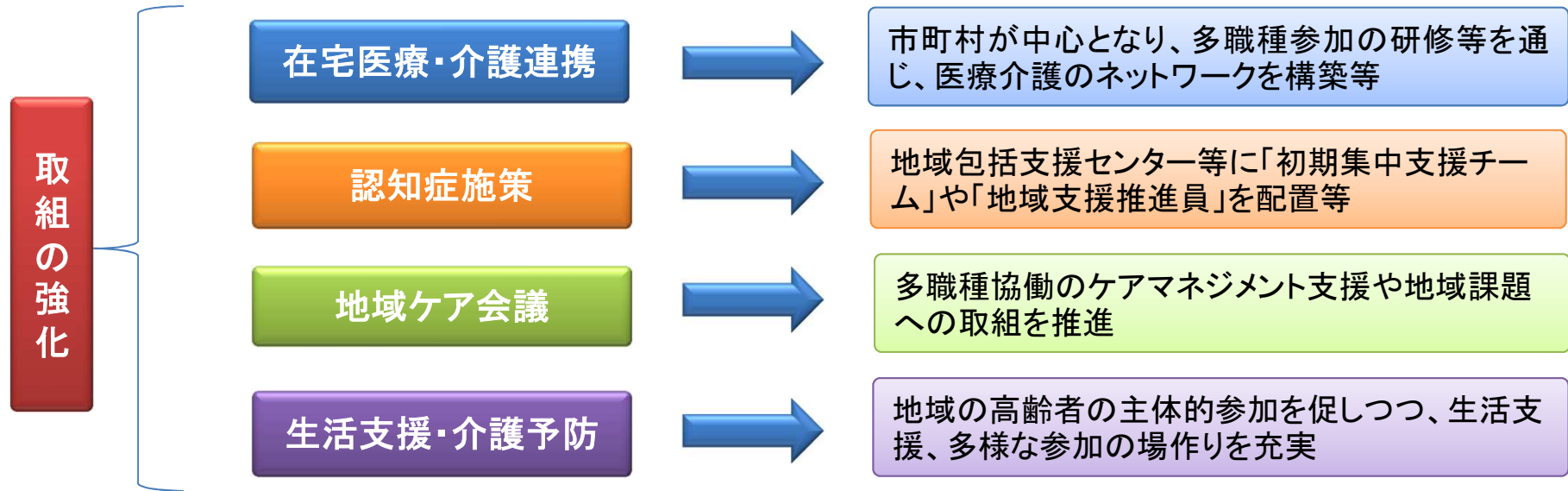
※センター実態調査の事由記載項目より主な意見を抜粋

- 困難事例の対応に要するための時間が増えている。
- 専門職の確保が難しい。
- 何でもセンター任せの風潮が強く、行政の協力が弱い。
- 一般にはセンターを知らない人も多く活動に支障を感じる。
- 委託型には、利用者や擁護者に対する措置の権限が無く、直営包括に立ち会い等を求めるため、スピードが求められる業務に支障。

## 2. 地域支援事業の充実に併せた予防給付の見直し

### (1) 地域支援事業の充実

- 地域支援事業の枠組みを活用し、以下の充実を行い、市町村が中心となって総合的に地域づくりを推進。



※地域包括ケアの一翼を担うにふさわしい質を備えた効率的な事業として再構築

### (2) 予防給付の見直し(訪問介護、通所介護)

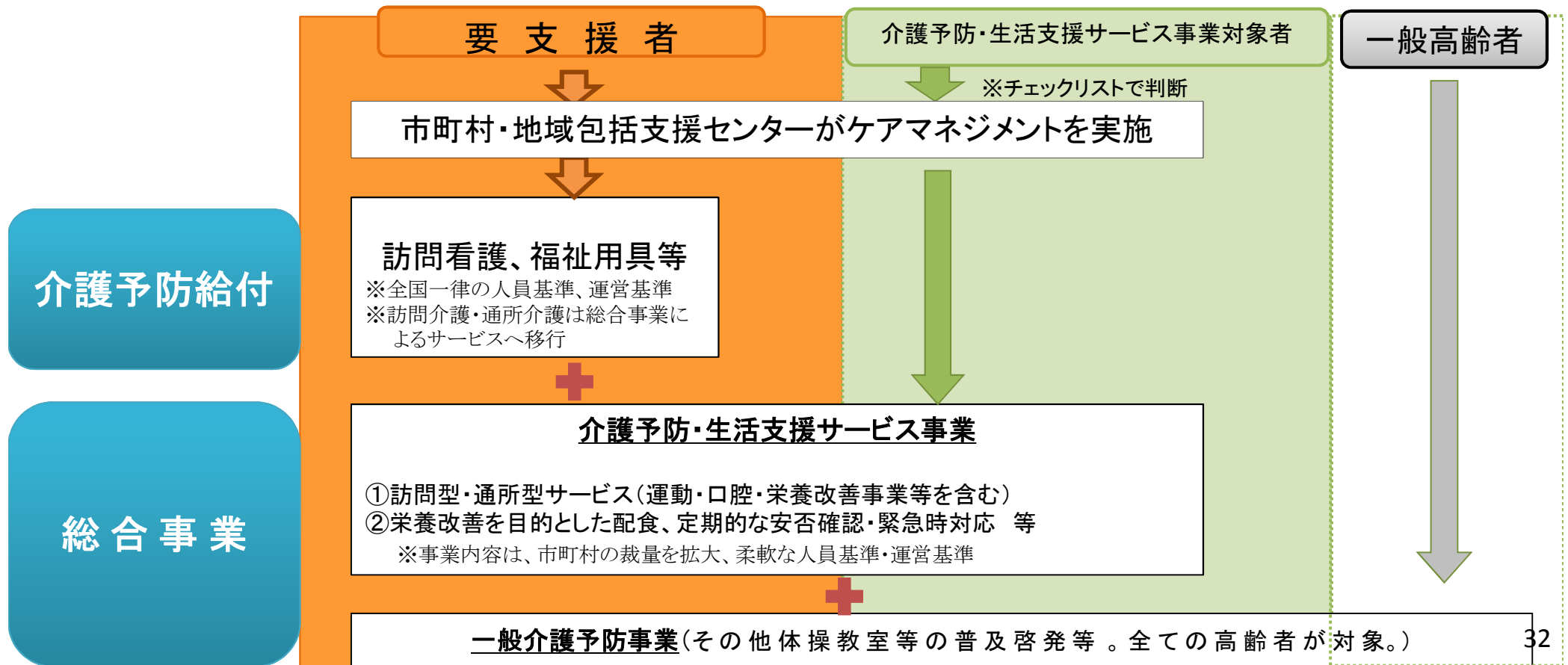
- 要支援者に対する介護予防給付(訪問介護・通所介護)については、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう、地域支援事業の形式に見直す。市町村の事務負担等も踏まえ、平成29年度末までにすべて事業に移行。訪問看護等は引き続き予防給付によるサービス提供を継続。
- 全国一律のサービスの種類・内容・運営基準・単価等によるのではなく、市町村の判断でボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の地域資源を効果的に活用できるようにしていく。
- 移行後の事業も、介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- 地域の実情に合わせて一定程度時間をかけ、既存介護サービス事業者の活用も含め多様な主体による事業の受け皿の基盤整備を行う。

予防給付から新しい総合事業への移行

高齢者の多様なニーズに対応するため、市町村が地域の実情に応じ、取組を推進

# 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

- すべての市町村が29年4月までに「総合事業」を開始(総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成)。→訪問介護、通所介護は総合事業のサービスにすべて移行(29年度末)(訪問介護、通所介護以外のサービスは予防給付によるサービス利用。) ※介護予防・日常生活支援総合事業は平成24年度から開始している。
- 要支援者は、ケアマネジメントを行い、総合事業によるサービス(訪問型・通所型サービス等)と、予防給付によるサービスを適切に組み合わせつつ、サービス利用。
- 総合事業のみ利用する場合は要支援認定は不要。基本チェックリストで判断を行う。



# 要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

○ 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成29年度末まで)

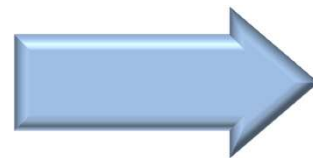
○ その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

## 予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修

など



訪問介護、通所介護  
について事業へ移行

## 新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス  
(配食・見守り等)

・多様な担い手による生活支援

・ミニデイなどの通いの場  
・運動、栄養、口腔ケア等の教室

・介護事業所による訪問型・通所型サービス

※多様な主体による多様なサービスの提供を推進

※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

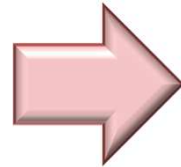
従来通り  
予防給付で行う

## 要支援者に対する訪問介護・通所介護の多様化(イメージ)

- 全国一律のサービス内容であった訪問介護や通所介護については、事業に移行することにより、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、多様なサービスが多様な主体により提供され、利用者が多様なサービスを選択可能となる。

### 【参考例】

#### 訪問介護



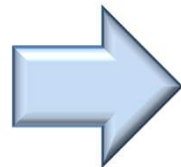
#### (訪問型サービス)

既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護

NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス

住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス

#### 通所介護



#### (通所型サービス)

既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護

NPO、民間事業者等によるミニデイサービス

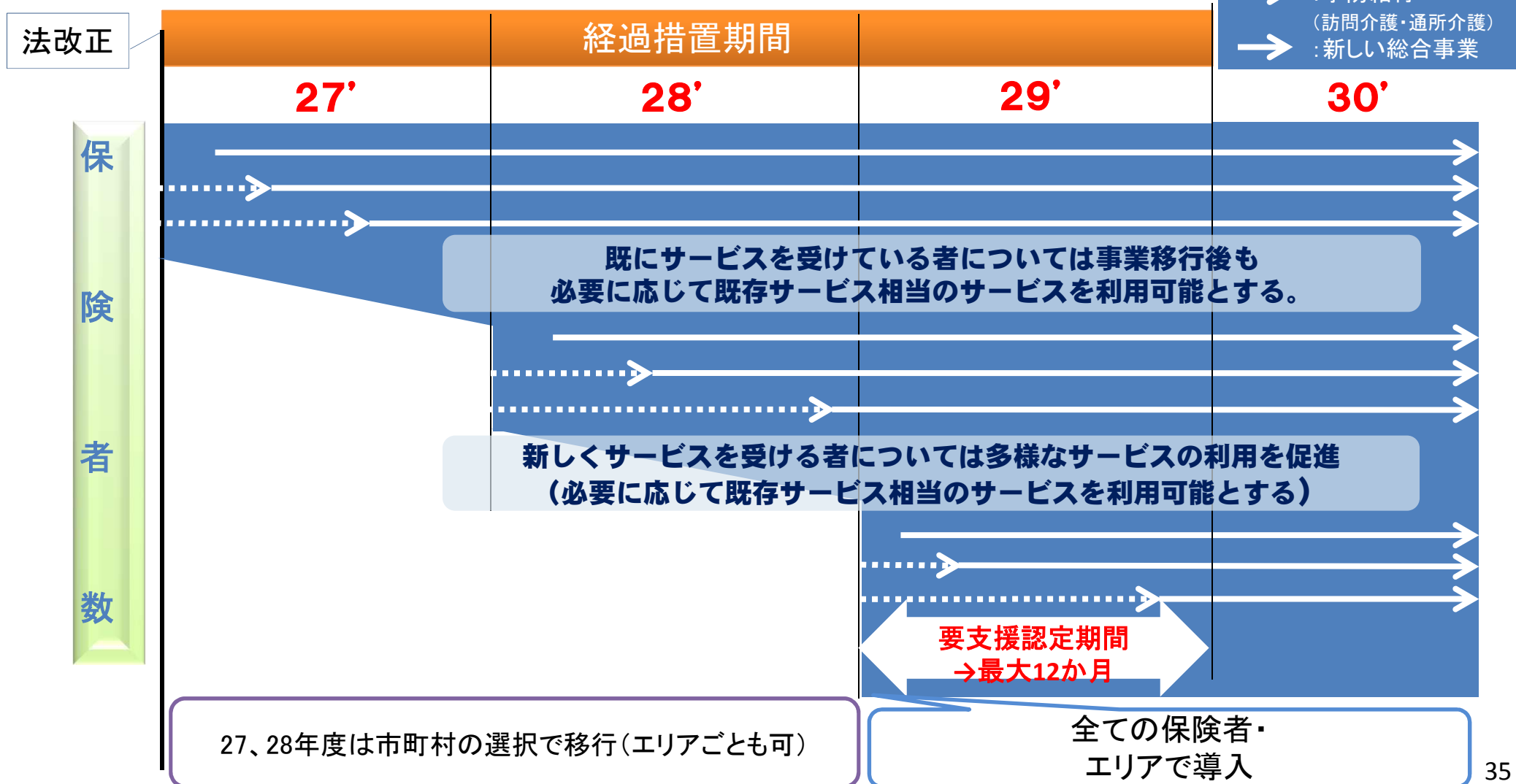
コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場

リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等が関与する教室

# 市町村の新しい総合事業実施に向けたスケジュールについて(イメージ)

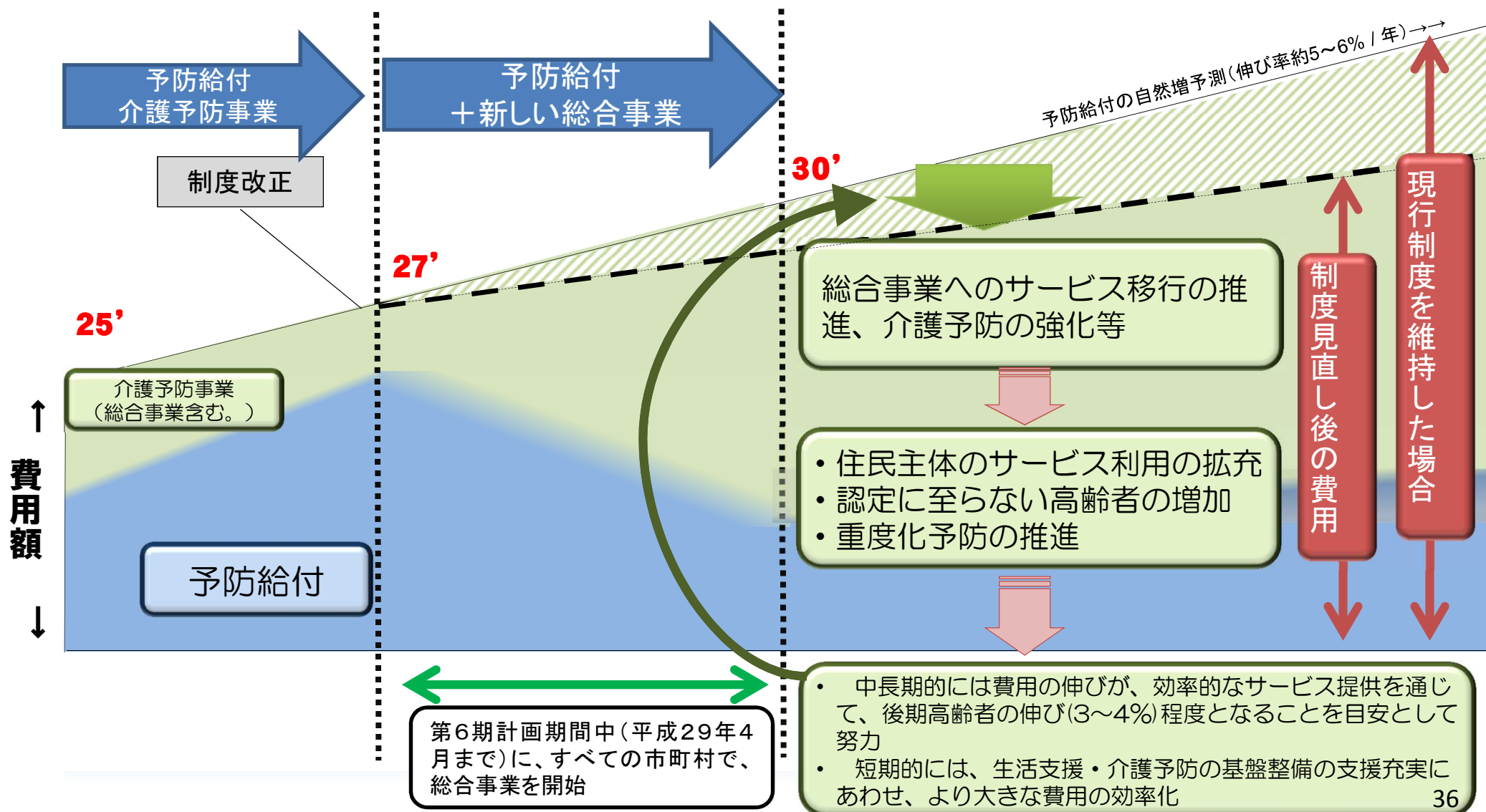
- 平成29年4月までに、全ての保険者で要支援者に対する新しい総合事業を開始。(27、28年度は市町村の選択)
- 平成29年度末をもって、予防給付のうち訪問介護と通所介護については終了。

訪問介護、通所介護(予防給付)から訪問型サービス・通所型サービスへの移行(イメージ)



# 総合事業へのサービス移行の推進等による費用の効率化(イメージ)

- 総合事業への移行により住民主体の地域づくりが推進。住民主体のサービス利用が拡充し、効率的に事業実施。
- 介護予防のための事業は機能強化。支援を必要とする高齢者が認定を受けなくても地域で暮らせる社会を実現。
- リハ職等が積極的に関与しケアマネジメントを機能強化。重度化予防をこれまで以上に推進。



# 介護予防・生活支援サービスの充実(イメージ)

要支援者をはじめとするすべての高齢者の自立を支援するため、介護予防・生活支援サービスの充実を推進。

互助、民間サービス

総合事業  
+  
その他の地域支援事業

訪問型・通所型  
サービス

その他の  
介護予防・生活  
支援サービス

一般介護予防  
事業

等

例

○自治会・町内会の声かけ、  
宅配業者等と連携した見守り、  
販売店による移動販売等

例

- 生活援助(掃除・買い物・調理等)、身体介護、機能訓練等
- 運動・口腔機能向上、栄養改善事業等
- 栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認等
- 体操教室等
- .....

市町村の一般会計による事業

例

○外出支援、寝具類洗濯乾燥(過去一般財源化された事業)等

# 地域支援事業の概要

- 要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、市町村において「地域支援事業」を実施。

## ○地域支援事業の事業内容

### (1)介護予防事業

- ア 二次予防事業（二次予防事業の対象者に対する事業）
- ・ 二次予防事業の対象者把握事業
  - ・ 通所型介護予防事業
  - ・ 訪問型介護予防事業
  - ・ 二次予防事業評価事業
- イ 一次予防事業（全ての第1号被保険者を対象とする事業）
- ・ 介護予防普及啓発事業
  - ・ 地域介護予防活動支援事業
  - ※ボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成・支援 等
  - ・ 一次予防事業評価事業
- ※(3)を導入する市町村は、(3)の事業の中で実施

### (2)包括的支援事業

- ア 介護予防ケアマネジメント業務
- イ 総合相談支援業務
- ※地域の高齢者の実態把握、生活支援サービスとの調整 等
- ウ 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
- エ 包括的・継続的マネジメント支援業務
- ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

### (3)介護予防・日常生活支援総合事業(平成24年度創設)※導入は任意

- ア 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業
- ・ 予防サービス事業(通所型、訪問型等)
  - ・ 生活支援サービス事業(配食、見守り等)
  - ・ ケアマネジメント事業
  - ・ 二次予防事業対象者の把握事業
  - ・ 評価事業
- イ 一次予防事業

### (4)任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、配食・見守り等

## ○地域支援事業の事業費

25' 623億円(国費)

市町村は、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定める。

※ 政令で事業費の上限を規定（市町村が介護保険事業計画に定める介護給付見込額に対する以下の割合を上限とする。）

|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| 地域支援事業                      | 3.0%以内 |
| 「介護予防事業」又は「介護予防・日常生活支援総合事業」 | 2.0%以内 |
| 「包括的支援事業」+「任意事業」            | 2.0%以内 |

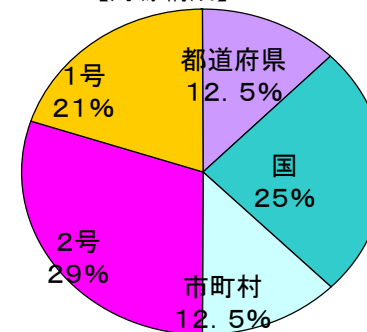
※ 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村のうち厚生労働大臣の認定を受けたときは、上限の引上げが可能

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 地域支援事業          | 3.0%+1%以内 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 2.0%+1%以内 |
| 総合事業以外の事業       | 2.0%以内    |

## ○地域支援事業の財源構成

|                 |
|-----------------|
| 介護予防事業          |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 |

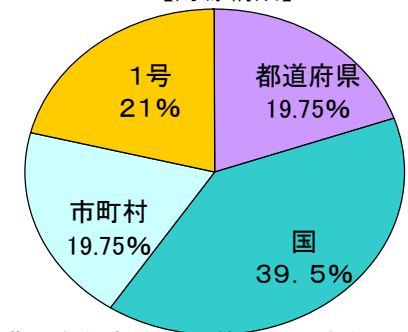
【財源構成】



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

|              |
|--------------|
| 包括的支援事業・任意事業 |
|--------------|

【財源構成】



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。  
(国：都道府県：市町村＝2：1：1)

## 平成24年度 介護予防・日常生活支援総合事業

|    |                       | 予防サービス |     | 生活支援サービス | 取組の特徴                                                                                 |
|----|-----------------------|--------|-----|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                       | 訪問型    | 通所型 |          |                                                                                       |
| 1  | 浜頓別町<br>(北海道)         | ○      |     |          | 要支援者の支え合いマップづくりをもとに、独居高齢者への支援や急な入退院時の一時的な生活支援ニーズに対して訪問型サービスを提供                        |
| 2  | 西和賀町<br>(岩手県)         | ○      | ○   | ○        | 生活支援サポーターや親類などを担い手とした見守り・安否確認、地区の公民館等を活用した通所事業を実施                                     |
| 3  | 和光市<br>(埼玉県)          | ○      | ○   | ○        | ケアマネジメント支援の徹底、予防サービスと生活支援サービスの使い分けとヘルパー等の研修、栄養教室やフットケアなど多様な通いのメニューにより高齢者の生活機能向上と自立を支援 |
| 4  | 吉見町<br>(埼玉県)          | ○      | ○   | ○        | 要支援者のサービスには介護事業所を活用、二次予防対象者には運動・口腔・栄養の事業に加えて改善後の事後フォローにより悪化予防                         |
| 5  | 松伏町<br>(埼玉県)          |        |     | ○        | 運動・口腔・栄養の専門職による通所型予防サービスや配食サービス等を要支援者・二次予防対象者に一体的に提供                                  |
| 6  | 品川区<br>(東京都)          | ○      | ○   | ○        | 事業目的を周知し、理解の得られる事業者を活用して実施、簡素化したプランを事業所と共有し、生活機能向上を目的としたホームヘルプや二次予防対象者の通所を強化          |
| 7  | 荒川区<br>(東京都)          |        | ○   | ○        | リハ職を活用した運動・口腔・栄養の複合プログラム、男性料理教室や茶話会の開催、社会福祉協議会主催のサロン活動支援などにより、高齢者の生活の活性化と自立を支援        |
| 8  | 奥多摩町<br>(東京都)         |        | ○   | ○        | デイサービス事業所を活用し、要支援者の運動・栄養改善等の通所型予防サービスを提供するほか、配食による生活支援を実施                             |
| 9  | 坂井地区<br>広域連合<br>(福井県) | ○      | ○   | ○        | 介護事業所による訪問型・通所型予防サービス、低栄養高齢者への配食サービスや管理栄養士を活用したモニタリング、民間事業事業者による見守りを実施                |
| 10 | 北杜市<br>(山梨県)          |        | ○   | ○        | 配食事業者を活用した見守りと、住民主体のサロン活動を支援して介護予防を推進うつや閉じこもりの高齢者に看護師等が訪問して、治療や社会参加への支援を実施            |

## 平成24年度 介護予防・日常生活支援総合事業②

|    |               | 予防サービス |     | 生活支援サービス | 取組の特徴                                                                                  |
|----|---------------|--------|-----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
|    |               | 訪問型    | 通所型 |          |                                                                                        |
| 11 | 鳴沢村<br>(山梨県)  | ○      |     | ○        | 別荘地でコミュニティから孤立して暮らす単身高齢者など、要支援・二次予防対象者の見守りや定期訪問・配食サービス等をシルバー人材センターなどを活用して実施            |
| 12 | 阿智村<br>(長野県)  |        | ○   | ○        | シルバー人材センターや住民ボランティアを活用した通所サービスや見守りを実施、住民ボランティアによる定期的な電話かけは、安否確認だけでなく単身高齢者のコミュニケーションの機会 |
| 13 | 静岡市<br>(静岡件)  | ○      | ○   | ○        | 既存の介護事業者を多数活用し、訪問型・通所型予防サービスを実施、生活支援は民間事業者による配食サービスと安否確認をセットで実施                        |
| 14 | 加東市<br>(兵庫県)  | ○      | ○   |          | 訪問型予防サービスはJAIによる訪問介護事業を活用し、通所型予防サービスは地域包括支援センター専門職が中心となって実施                            |
| 15 | 浅口市<br>(岡山県)  | ○      | ○   | ○        | 予防サービスは二次予防対象者を中心に地域包括支援センター職員が実施、要支援者には栄養改善のための配食サービスや民生委員による見守り、生活支援サーポーターによる家事援助を実施 |
| 16 | 阿武町<br>(山口県)  |        | ○   | ○        | 要支援者、二次予防対象者への一体的な通所型予防サービスや栄養改善と見守りを兼ねた配食サービスを提供                                      |
| 17 | 小豆島町<br>(香川県) |        | ○   | ○        | 要支援者・二次予防対象者の運動教室と終了後の事後フォローによる継続的な予防サービス、シルバー人材センター等を活用した家事支援等の生活支援サービスを実施            |
| 18 | 行橋市<br>(福岡県)  | ○      | ○   | ○        | 退院直後など一時的に支援を必要とする高齢者に対して、ホームヘルプ等により重度化を予防                                             |
| 19 | 長崎市<br>(長崎県)  | ○      | ○   | ○        | 運動、栄養、口腔等の専門職による予防サービスの充実、介護事業所を活用した通所先の力所数の確保                                         |
| 20 | 佐々町<br>(長崎県)  |        | ○   | ○        | 住民の自主的な互助活動が根づいており、介護予防ボランティアの育成により、訪問による日常生活支援や地域でのサロン活動、介護予防教室等が実施されている              |

## 平成24年度 介護予防・日常生活支援総合事業③

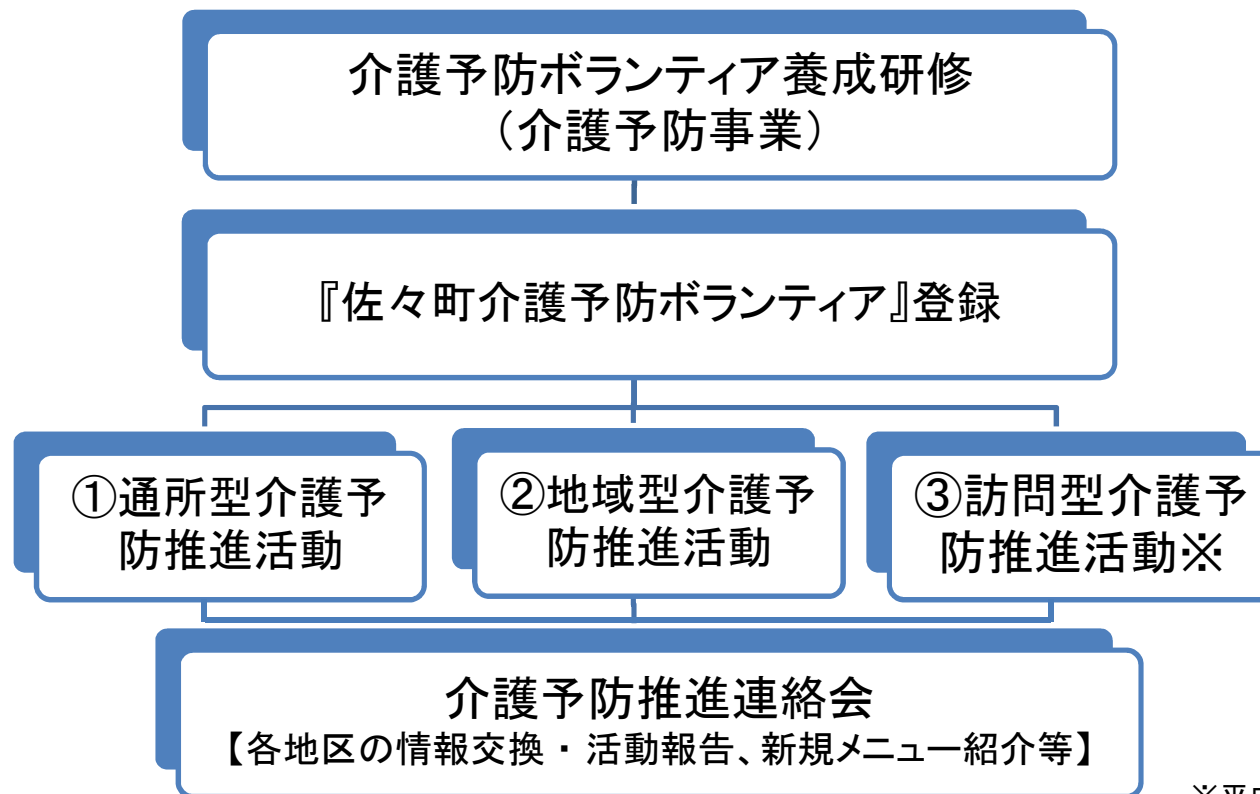
|    |                | 予防サービス |     | 生活支援サービス | 取組の特徴                                                                            |
|----|----------------|--------|-----|----------|----------------------------------------------------------------------------------|
|    |                | 訪問型    | 通所型 |          |                                                                                  |
| 21 | 人吉市<br>(熊本県)   | ○      | ○   | ○        | 介護事業所等を活用した訪問型・通所型予防サービスや、要支援者への自宅での運動機能訓練を実施                                    |
| 22 | 山鹿市<br>(熊本県)   |        | ○   | ○        | 生活支援サポーターやボランティアの養成等により、高齢者の日常生活の困りごとを支援、住民主体のサロン活動を支援、多様な通いの場を確保、介護予防活動を推進      |
| 23 | 小国町<br>(熊本県)   |        | ○   | ○        | 地元の社会資源を活用して、介護予防サービスと一次予防を一体的に提供、栄養改善を目的とした配食サービスを実施                            |
| 24 | あさぎり町<br>(熊本県) | ○      | ○   | ○        | JAを含む地元の介護サービス事業所の活用により、訪問型・通所型の予防サービスや配食サービスを実施、サロンは包括契約とすることで、多様な住民の参加を可能としている |
| 25 | 杵築市<br>(大分県)   | ○      | ○   |          | 訪問型予防サービスはヘルパー、訪問型生活支援はシルバー人材センターやボランティアを活用。サービス内容を考慮した担い手や単価設定。審査支払に国保連を活用      |
| 26 | 肝付町<br>(鹿児島県)  | ○      | ○   | ○        | 予防サービス・生活支援サービスは既存事業所を活用し、介護予防推進のためには地域ボランティアを育成、小地域ごとに住民主体の介護予防活動やサロン活動を支援      |
| 27 | 徳之島町<br>(鹿児島県) | ○      | ○   | ○        | 予防サービスには介護事業所を活用して生活機能向上を目指す。茶話会や体操などの地域活動はボランティアが支援するよう人材育成                     |

# 介護予防・日常生活支援総合事業の取組（長崎県佐々町）

～介護予防ボランティアによる介護予防と日常生活支援～

- 「介護予防ボランティア養成研修」を受けた65歳以上の高齢者が、①介護予防事業でのボランティアや、②地域の集会所などでの自主的な介護予防活動、③要支援者の自宅を訪問して行う掃除・ゴミ出し等の訪問型生活支援サービスを行うことを支援。
- 平成20年度から実施し、平成24年12月現在45名が登録・活動中。
- 平成24年度からは介護保険法改正により導入した介護予防・日常生活支援総合事業で実施。

## 佐々町の介護予防ボランティア組織図



※平成24年度より

# 介護予防・日常生活支援総合事業の取組(山梨県北杜市)

～地域住民の支え合いによる通いの場づくりと生活支援～

- 地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすため、医療や介護、介護保険外サービスを含めた様々なサービスを日常生活の場で提供
- 利用者の視点に立った柔軟な対応、地域活力の向上に向けた取組、地域包括ケアの実現に向けた取組を目指し、住民ボランティアの協力による①通所型予防サービス、②配食・見守り・安否確認等の生活支援サービスを実施

## 通所型予防サービス(ふれあい処北杜)

- 運営(8か所)  
NPO、社協、地区組織、JA、介護事業所
- 内容  
交流、会話、趣味、事業所の特性を生かした活動(週1～2回)
- スタッフは1～2名。他はボランティア。
- ケアマネジメント  
北杜市地域包括支援センターが実施
- 地域の人誰でも気軽に立ち寄れる場所

※地域支え合い体制づくり事業で整備

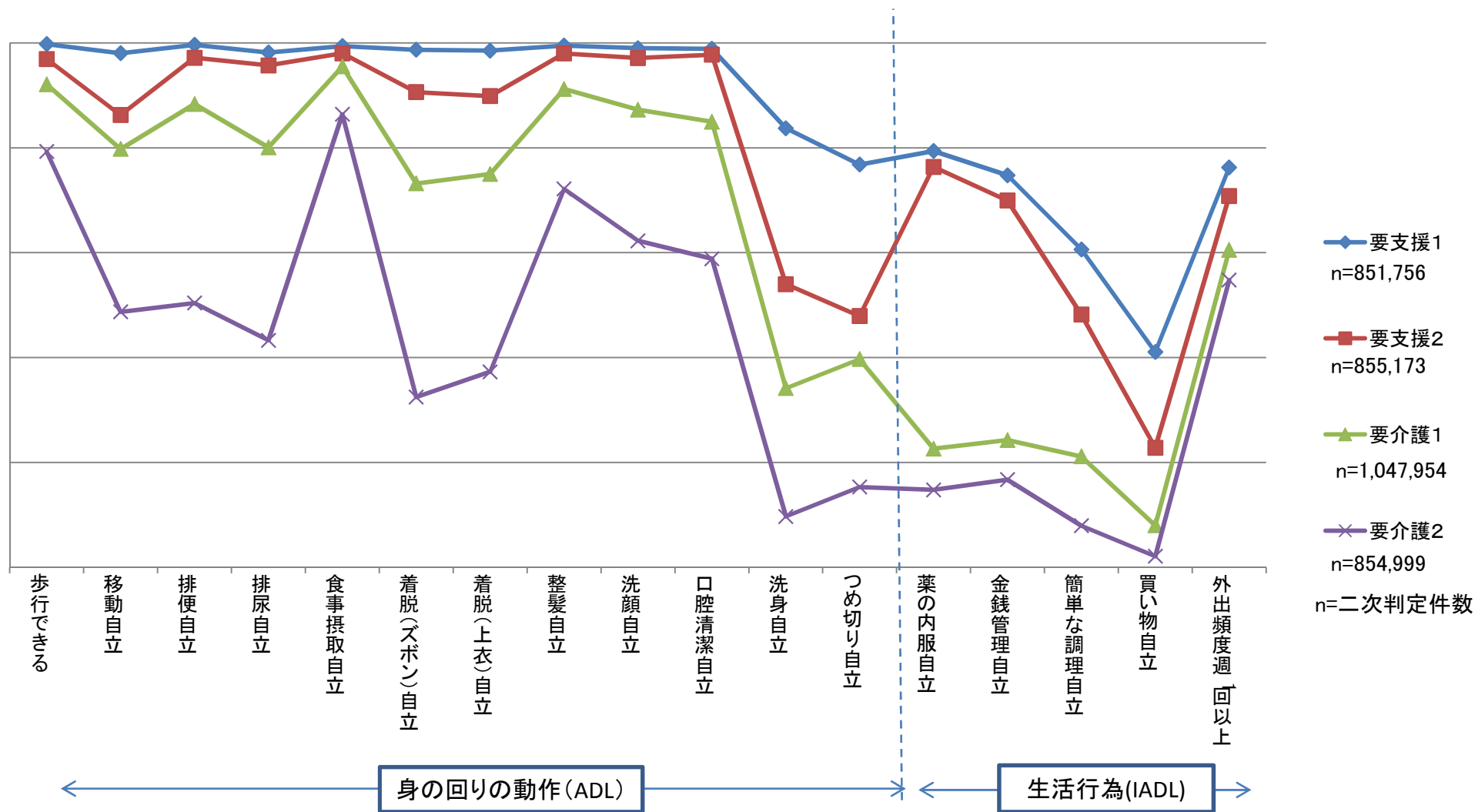
## 生活支援サービス

- 内容
  - ・配食＋安否確認(緊急連絡を含む)
  - ・弁当業者等が配食の際、利用者に声かけ
  - ・異常があった時の連絡義務づけ
  - ・弁当業者、ボランティア、NPO等が連携(5か所の事業者が参入)



# 要支援1～要介護2の認定調査結果

要支援者のほとんどは、身の回りの動作は自立しているが、買い物など生活行為の一部がしづらくなっている。

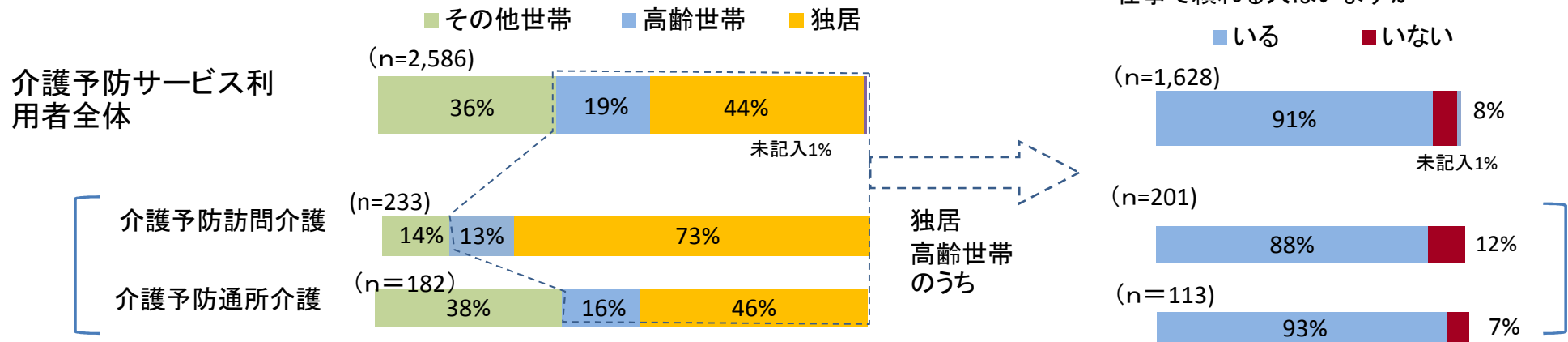


※1 「歩行できる」には、「何かにつかまればできる」を含む。

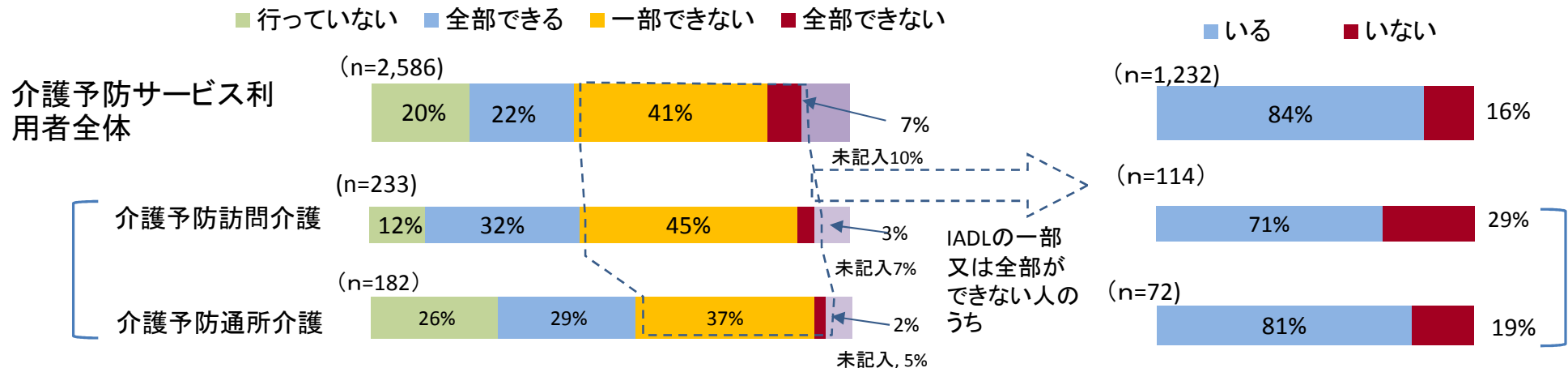
※2 平成23年度要介護認定における認定調査結果(出典:認定支援ネットワーク(平成24年2月15日集計時点))

# 介護予防サービスの利用者の特徴

## 世帯構成・頼れる人の存在



## IADL(居室掃除・買物・風呂準備・食事準備・洗濯)・日常生活の支援者



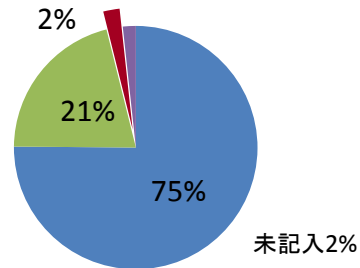
### 調査方法

- 全ての介護予防サービス（16種類）について、各サービスの給付実績のある保険者に所在する地域包括支援センター3,289事業所、地域密着型介護予防サービス事業所1,000事業所を無作為に抽出し、調査票を郵送配布。（予め、介護予防サービスの種類を割り当てて、当該サービスの利用者について調査）
- 回収率 55.2%。
- ケアプラン作成者が、割り当てられた介護予防サービスの利用者について、聞き取り等により自記式でIADLや支援の状況等を記入

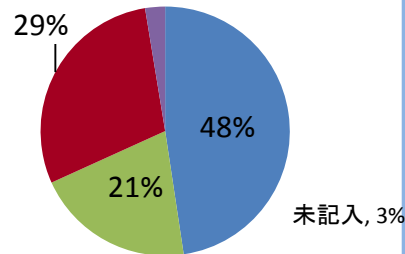
# 介護予防訪問介護の利用者の特徴 (n=233)

## ADL(排泄・入浴・屋内歩行・屋外歩行)

- 排泄・入浴のいずれも特に問題なし
- 排泄・入浴のいずれか一方に問題あり
- 排泄・入浴の両方に問題あり



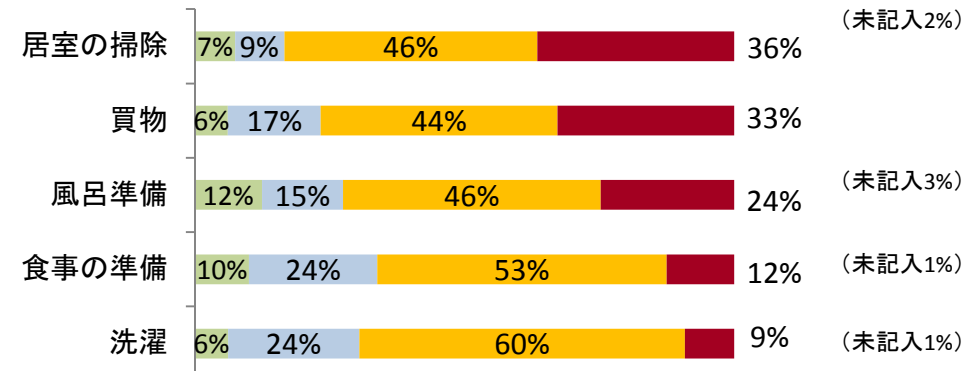
- 屋内・屋外歩行ともに段差以外はつかまらずに歩く
- 屋外・屋内の一方のみつかまって歩く
- 屋内・屋外の両方ともつかまって歩く



## IADLの行為ごとの状態

(掃除・買物・風呂準備・食事準備・洗濯)

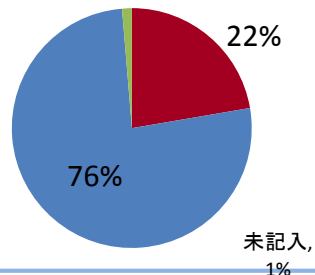
- 必要がないので行っていない
- 特に問題がない
- 動作が不自由だが何とかできる
- 自分でできない



## 一週間の外出・来訪者の有無

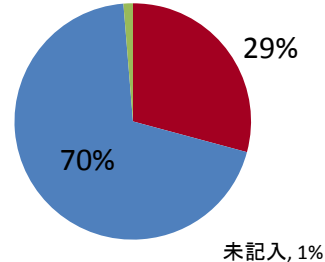
### 一週間の外出

- ほとんど外出しない
- 週1回以上



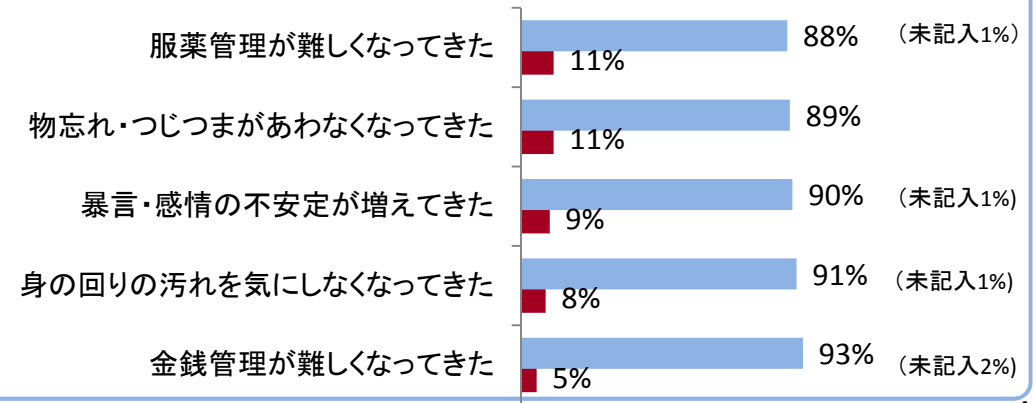
### 一週間の来訪者 (別居の家族・近隣等)

- ほとんど訪ねてこない
- 1回以上訪ねてくる



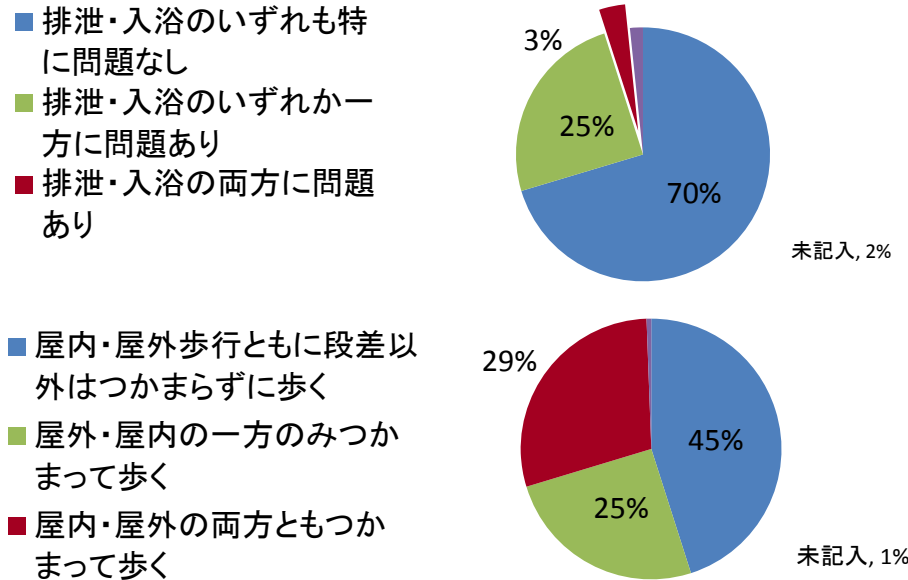
## 認知機能の状態

- そう思えない
- そう思える

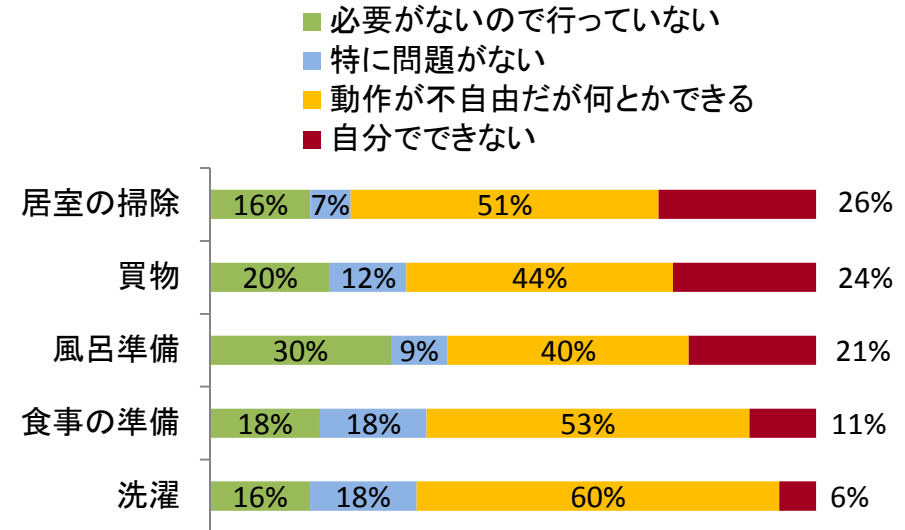


# 介護予防通所介護の利用者の特徴 (n=182)

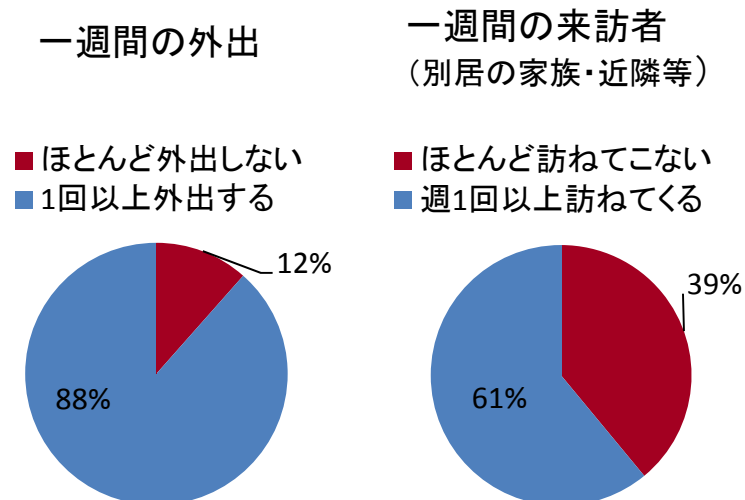
## ADL(排泄・入浴・屋内歩行・屋外歩行)



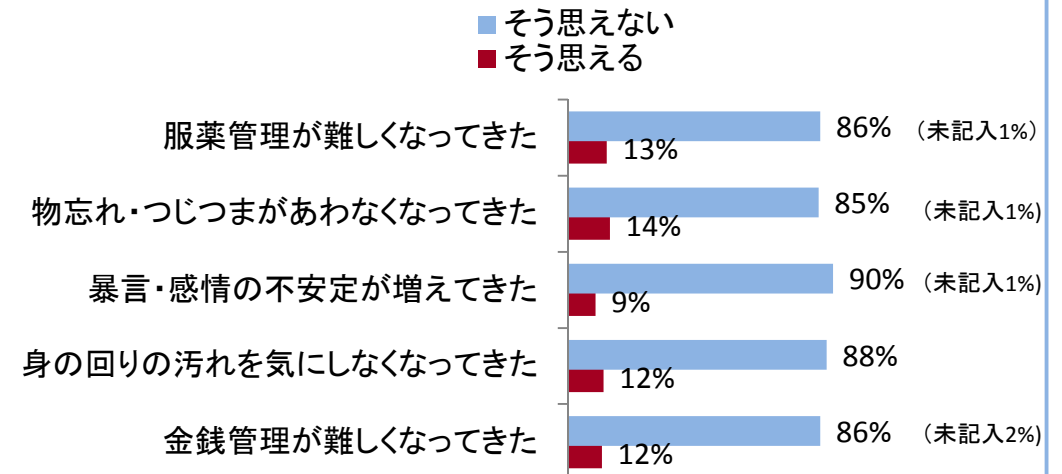
## IADLの行為ごとの状態 (掃除・買物・風呂準備・食事準備・洗濯)



## 一週間の外出 ・ 来訪者の有無



## 認知機能の状態



## 平成24年度介護予防サービス費用額

|                  | 年間累計費用額<br>(百万円) |        |        | 構成比   |
|------------------|------------------|--------|--------|-------|
|                  |                  | 要支援1   | 要支援2   |       |
| 総 数              | 468 512          | 149199 | 318578 | -     |
| 介護予防居宅サービス       | 411 670          | 125859 | 285133 | 87.9% |
| 介護予防訪問介護         | 108 378          | 41797  | 66369  | 23.1% |
| 介護予防訪問入浴介護       | 197              | 21     | 175    | 0.04% |
| 介護予防訪問看護         | 11 935           | 2828   | 9069   | 2.5%  |
| 介護予防訪問リハビリテーション  | 3 474            | 751    | 2718   | 0.7%  |
| 介護予防通所介護         | 172 355          | 49272  | 122864 | 36.8% |
| 介護予防通所リハビリテーション  | 62 677           | 15255  | 47357  | 13.4% |
| 介護予防福祉用具貸与       | 18 190           | 5134   | 13036  | 3.9%  |
| 介護予防短期入所生活介護     | 3 824            | 671    | 3115   | 0.8%  |
| 介護予防短期入所療養介護     | 533              | 73     | 448    | 0.1%  |
| 介護予防居宅療養管理指導     | 3 235            | 1314   | 1909   | 0.7%  |
| 介護予防特定施設入居者生活介護  | 26 871           | 8743   | 18073  | 5.7%  |
| 介護予防支援           | 48 554           | 21578  | 26946  | 10.4% |
| 介護予防地域密着型サービス    | 8 288            | 1763   | 6499   | 1.8%  |
| 介護予防認知症対応型通所介護   | 507              | 175    | 330    | 0.1%  |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護  | 5 304            | 1588   | 3701   | 1.1%  |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 2 477            | —      | 2468   | 0.5%  |

注：総数には、月の途中で要支援から要介護に変更となった者を含む。

【出典】介護給付費実態調査

### 3. 在宅サービスの見直し

#### 定期巡回・随時対応サービスについて

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設(2012年4月)。

#### ＜定期巡回・随時対応サービスのイメージ＞



参加していない事業者は、「夜間・深夜の対応が中心」「コール対応が中心」等のイメージ

実態は、

**夜間・深夜の対応は日中と比べて少なく、利用者からのコールも少ない。(イメージが実態と大きく異なっていることが多い。)**

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査より】

#### ＜サービス提供の例＞

|   | 0時 | 2時 | 4時 | 6時 | 8時 | 10時 | 12時 | 14時 | 16時 | 18時 | 20時 | 22時 |
|---|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 月 |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |
| 火 |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |
| 水 |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |
| 木 |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |
| 金 |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |
| 土 |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |
| 日 |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |

水分補給  
更衣介助

通所介護

通所介護

排せつ介助  
食事介助

排せつ介助  
食事介助  
体位交換

体位変換  
水分補給

定期巡回

随時訪問

訪問看護

- ・ **日中・夜間を通じて**サービスを受けることが可能
- ・ **訪問介護と訪問看護を一体的に**受けることが可能
- ・ 定期的な訪問だけではなく、**必要なときに随時サービス**を受けることが可能

#### ＜参考＞

#### 1. 第5期介護保険事業計画での実施見込み

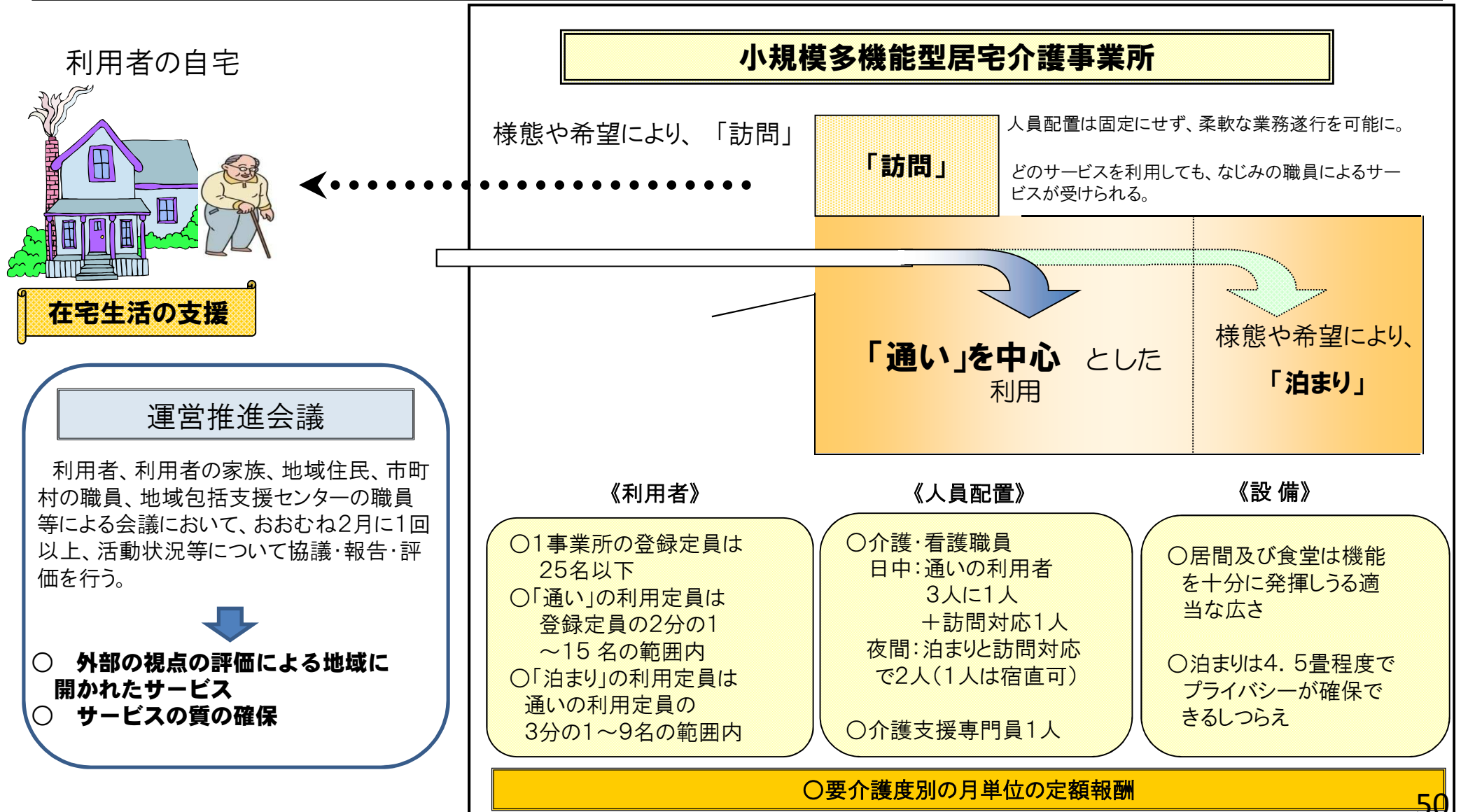
| 平成24年度              | 平成25年度              | 平成26年度              |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 189保険者<br>(0.6万人/日) | 283保険者<br>(1.2万人/日) | 329保険者<br>(1.7万人/日) |

#### 2. 社会保障・税の一体改革での今後の利用見込み

| 平成27年度 | 平成37年度 |
|--------|--------|
| 1万人/日  | 15万人/日 |

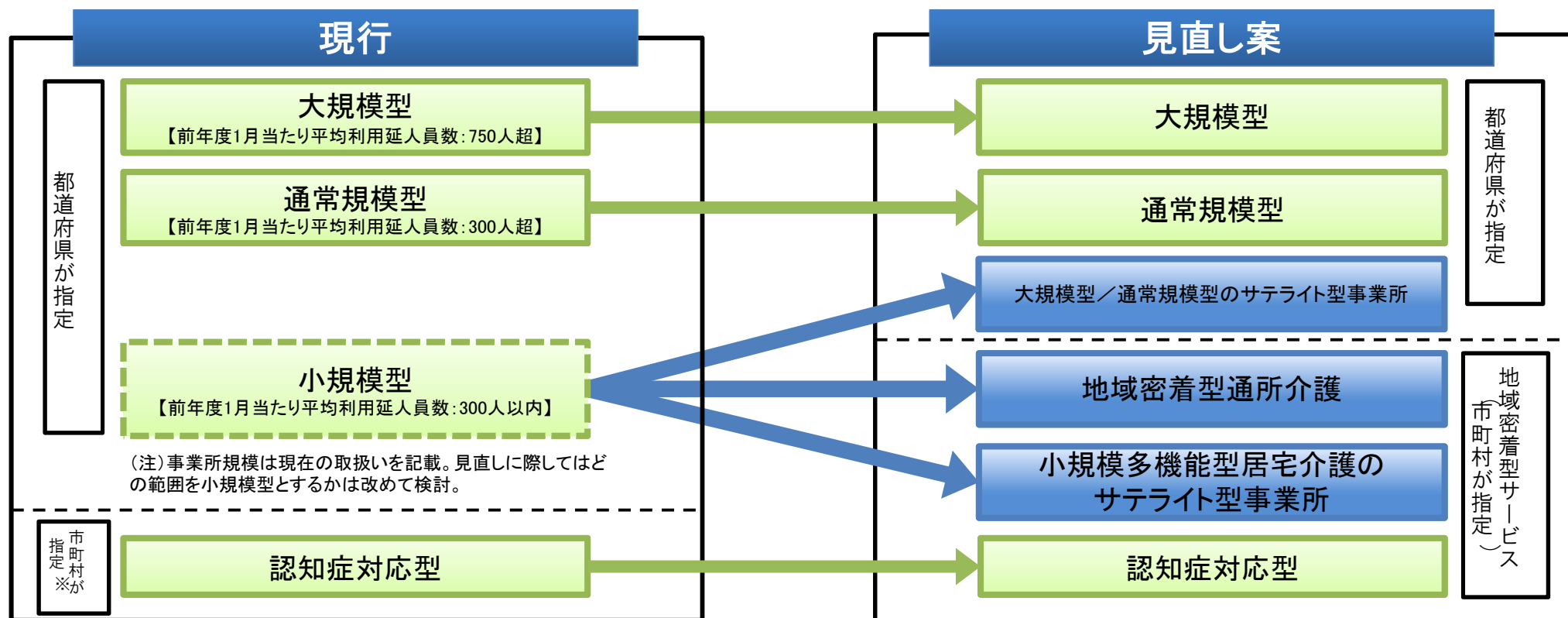
# 小規模多機能型居宅介護の概要

「**通い**」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、**随時「訪問」や「泊まり」**を組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された(平成18年4月創設)。



# 小規模型通所介護の移行イメージ

- 増加する小規模の通所介護の事業所について、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへの移行、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護(大規模型・通常規模型)や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所への移行を検討。



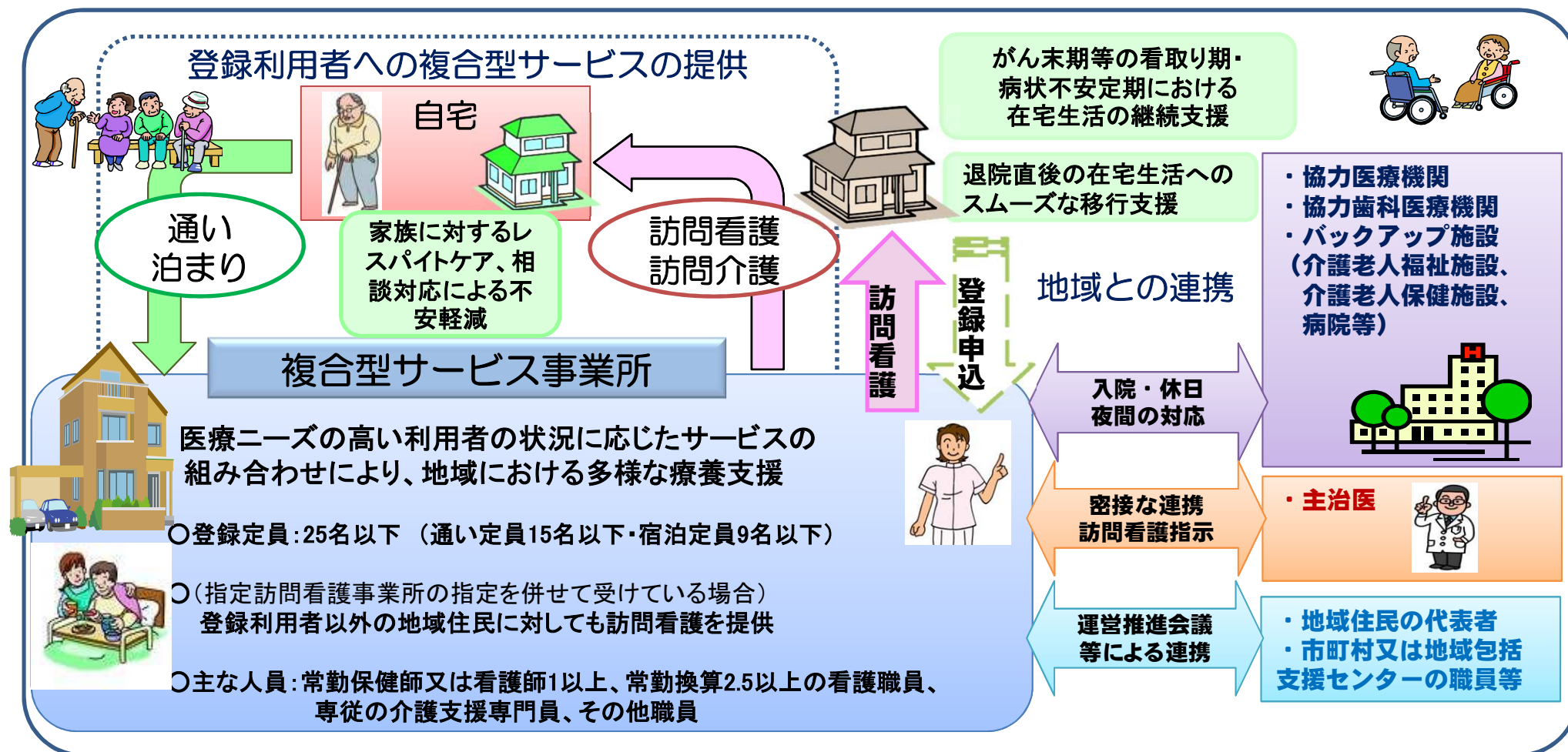
※地域密着型サービス

※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等

- 事業所の指定・監督
- 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
- 運営推進会議への参加 等

※地域密着型サービスは、市町村の判断で公募により事業者を指定できる。

# 複合型サービスのイメージ



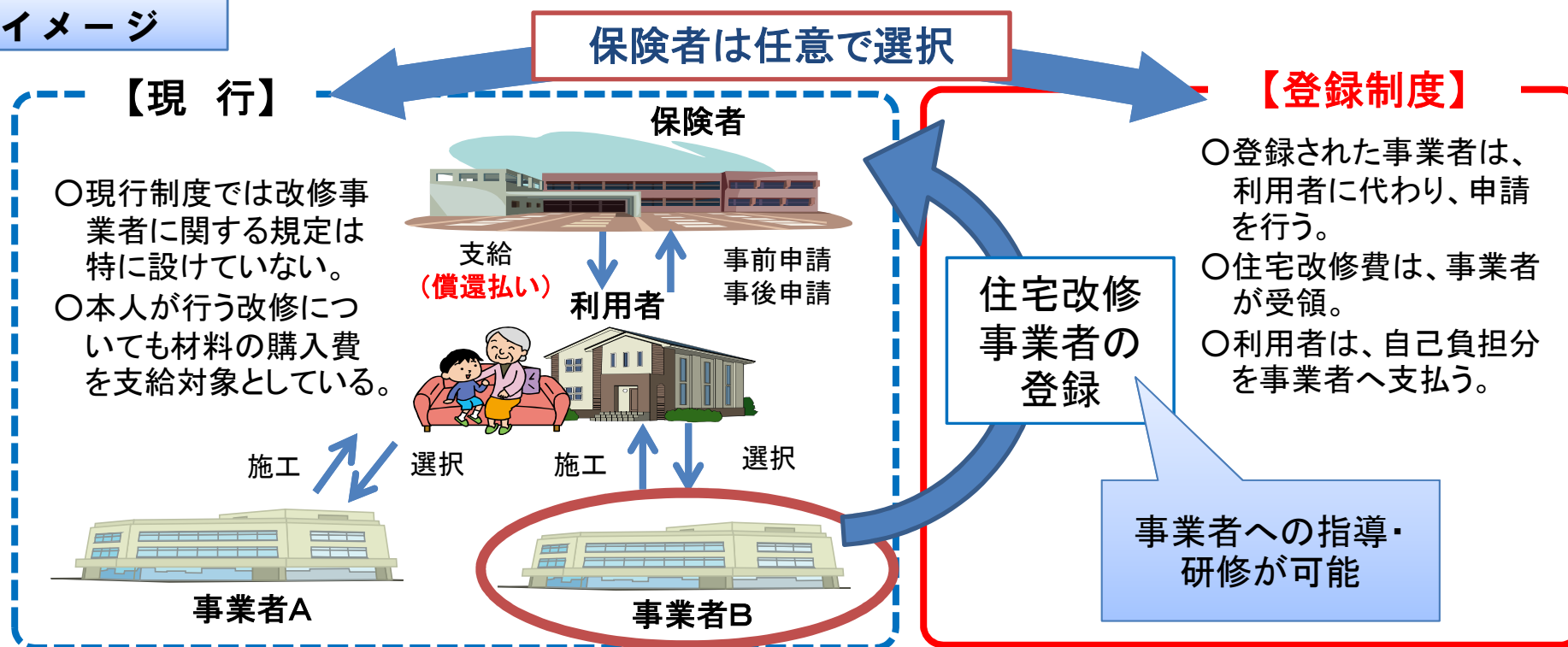
- 主治医と事業所の密接な連携のもとで、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。  
※ 医療ニーズへの対応が必要で小規模多機能型居宅介護事業所では登録に至らなかった利用者が、複合型サービス事業所では登録できる。
- 事業所のケアマネが「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。
- 地域の協力医療機関等との連携により、急変時・休日夜間等も対応可能な体制を構築できる。

# 住宅改修事業者の登録制度の導入

- 現状・課題**
- 市町村は、居宅要介護（要支援）被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要介護（要支援）被保険者に対し、居宅介護（介護予防）住宅改修費を支給することとしており、住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者については、特段の規定はない。
  - 多くの保険者が「事業者が指定制度ではないため、事業者に対する指導が難しい」、「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」という課題をあげている。

- 論点**
- <住宅改修の質の確保について>
- 「住宅改修を行う事業者に対する指導が難しい」、「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」という実態を踏まえ、住宅改修の質を確保する観点から、市町村が、例えばあらかじめ事業者の登録を行った上で住宅改修費を支給する仕組みを導入できるよう検討してはどうか。

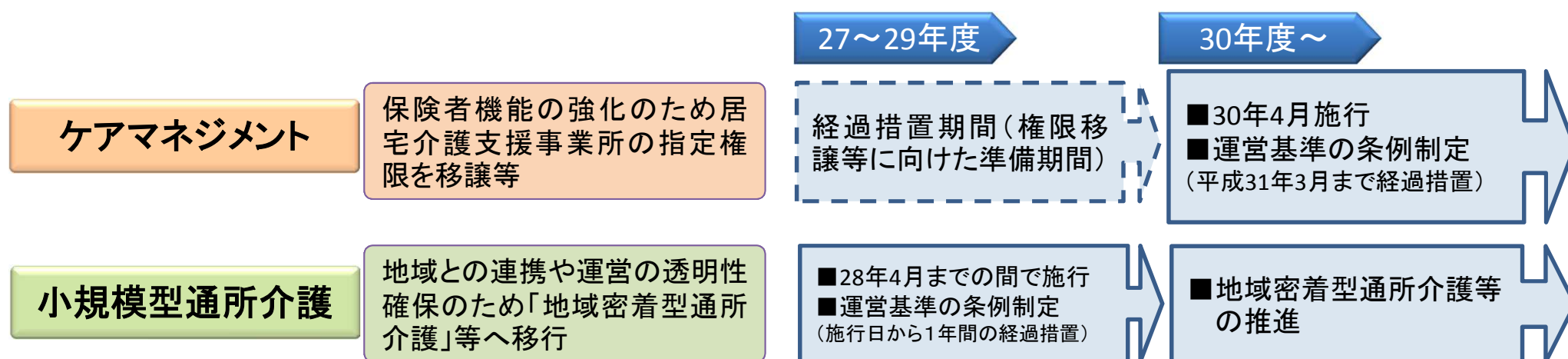
## イメージ



※ 登録していない事業者Aについては、従来通り利用者が保険者へ請求(償還払い)。

# 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行のスケジュール

- 居宅介護支援（ケアマネ）事業者の指定権限の市町村への移譲や小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行などを検討中。
- これらは十分な経過措置期間を設けるとともに、市町村の事務負担の軽減等のために必要な支援を行う。



## (事務負担の軽減)

- ・ 市町村の事務負担を少しでも軽減するため、地域密着型サービス事業所の指定の際の市町村長による運営委員会の実施等関係者の意見反映のための措置の義務付けを緩和し、努力義務とするほか、以下のような措置について検討。

(例) 事業所の指定事務 → 書類の確認等に係る事務の委託の推進  
 集団指導、実地指導 → 事務受託法人等の活用 の推進、都道府県との役割分担  
 運営推進会議 → 実施方法等の弾力化の推進

# (参考) 介護支援専門員に関する制度見直しについて①

## 1. ケアマネジメントの質の向上

### <ケアマネジメントの質の向上に向けた取組>

- 利用者の課題(ニーズ)の適切な把握に向けた課題整理表の具体化
- ケアプランに位置付けたサービスを適切に評価する評価表の具体化

### <介護支援専門員に係る研修制度の見直し>

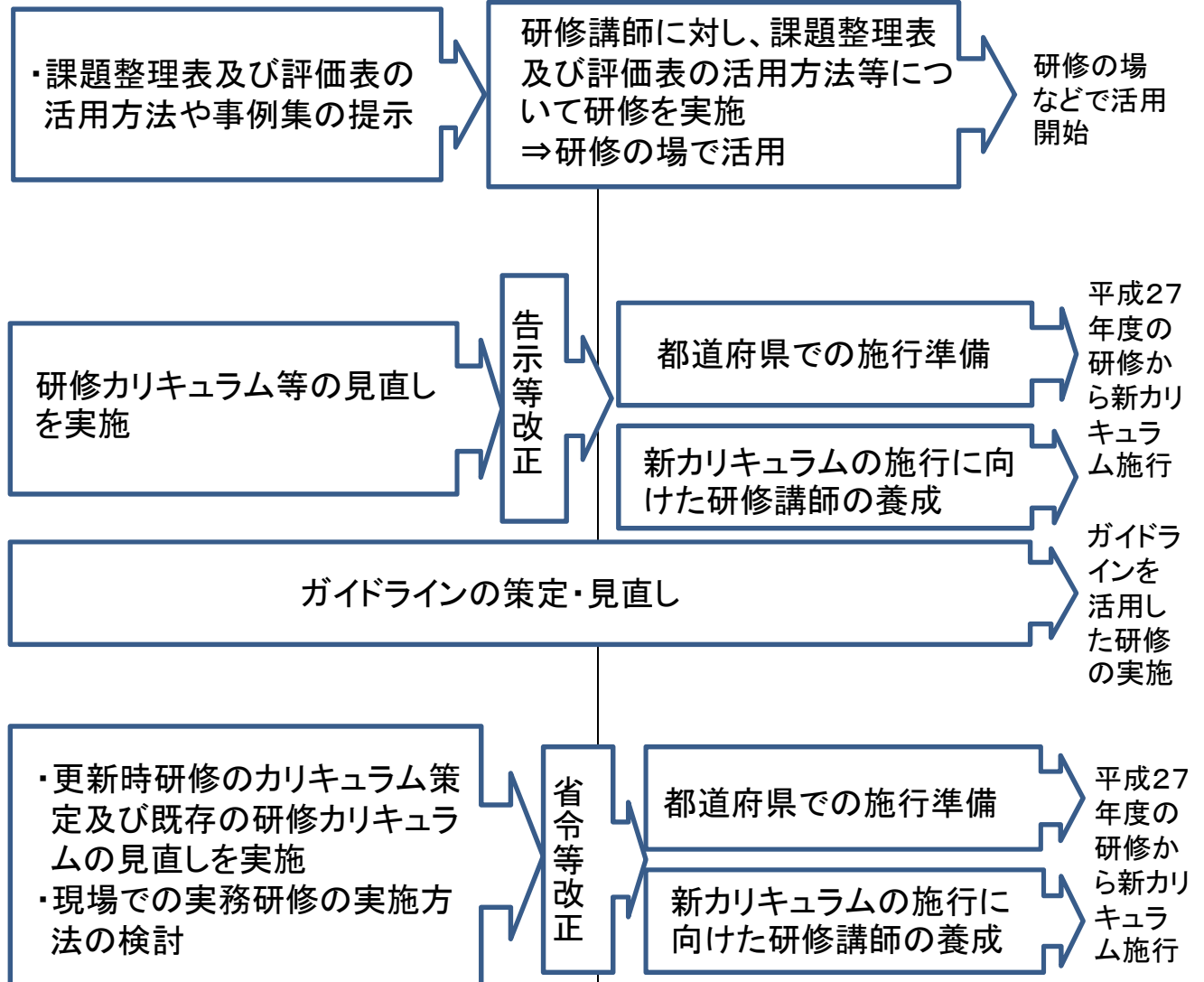
- 研修修了時の修了評価を導入
- 実務従事者基礎研修の必修化
- 専門研修等の研修カリキュラムの見直し等
- 研修実施のためのガイドライン策定

### <主任介護支援専門員の資質向上>

- 更新制及び更新時研修の導入
- 研修カリキュラム等の見直し
- 介護支援専門員に対する現場での実務研修の実施

平成25年度

平成26年度



## (参考) 介護支援専門員に関する制度見直しについて②

### <実務研修受講試験に係る見直し>

- 原則、国家資格保有者に受験要件を限定
- 試験における解答免除の廃止

### 2. 保険者機能の強化等

#### <保険者機能の強化に向けた取組>

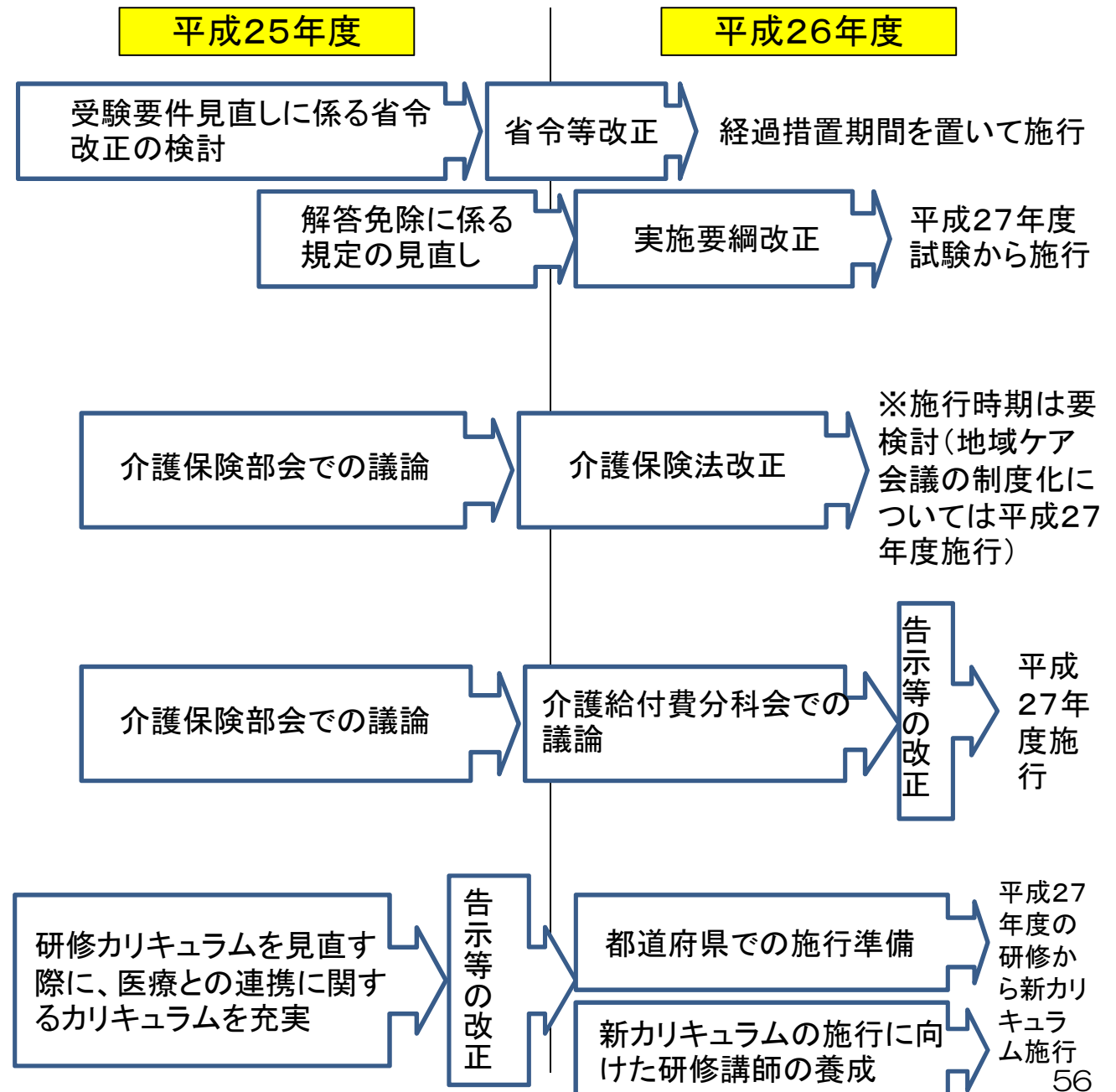
- 居宅介護支援事業者の指定権限の委譲
- 地域ケア会議の制度化

#### <ケアマネジメントの評価の見直し>

- 給付管理が発生しない場合のケアマネジメントの評価
- 福祉用具貸与のみのケースについてケアマネジメントの効率化

### 3. 医療との連携に向けた取組

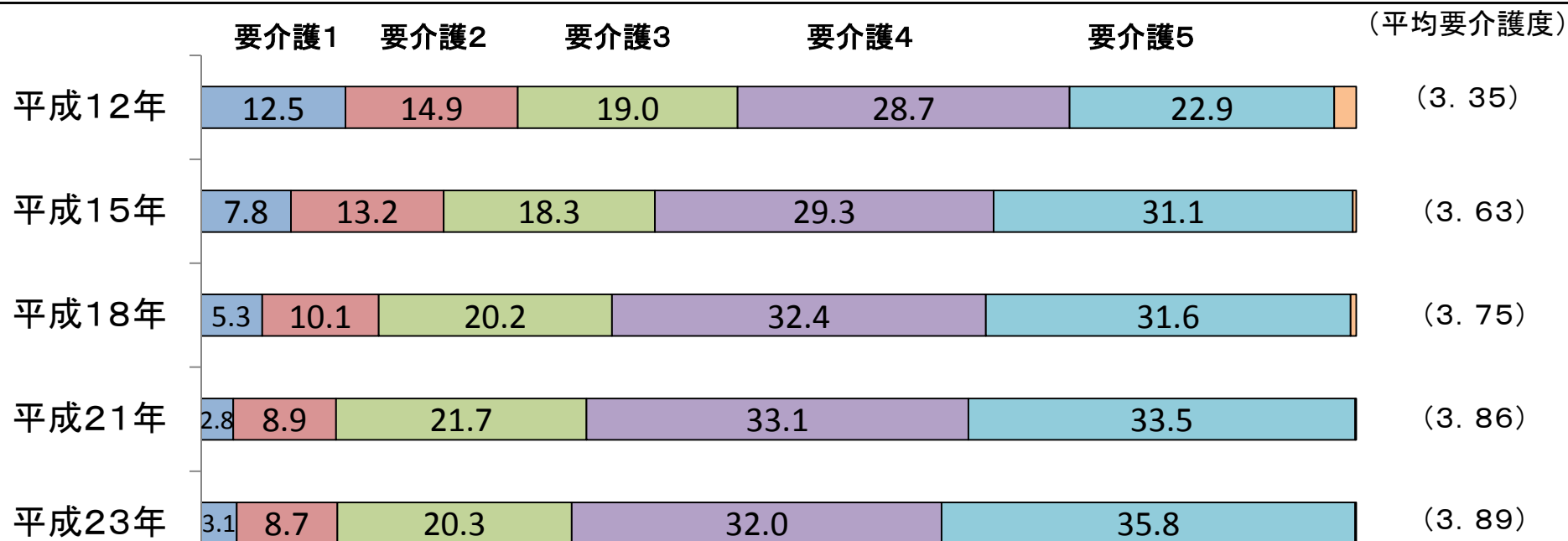
- 医療との連携に関する研修カリキュラムの充実



## 4. 施設サービス等の見直し

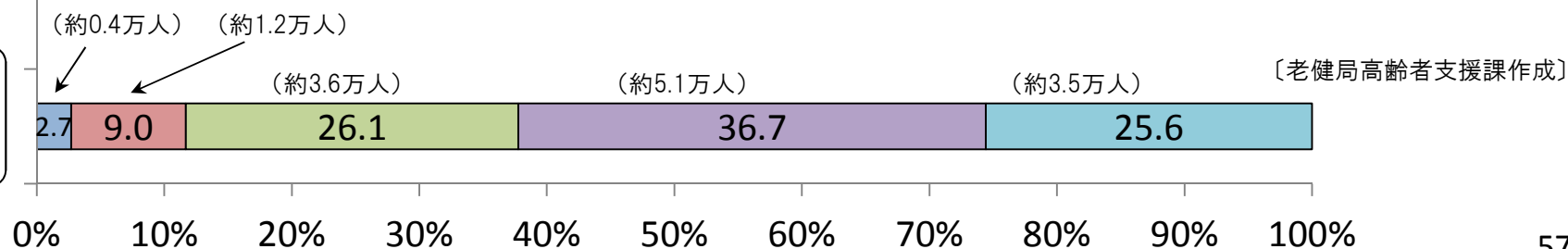
### 特別養護老人ホームの中重度者への重点化

- 特養の入所者に占める重度の要介護者の割合は、年々上昇してきている。
- 一方、軽度の要介護者(要介護1及び2)の割合は、平成23年では11.8%となっており、一定程度の軽度者が入所している現状。



〔出典：介護サービス施設・事業所調査(各年10月1日)〕

【参考】  
平成23年度における特  
養の新規入所者  
(約14万人)



## 特別養護老人ホームの入所申込者の状況

○ 特別養護老人ホームの入所申込者42.1万人のうち、在宅で、かつ、要介護4及び5の特養申込者が6.7万人。

単位：万人

|          | 要介護1～2          | 要介護3            | 要介護4～5          | 計               |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 全体       | 13.2<br>(31.2%) | 11.0<br>(26.2%) | 17.9<br>(42.4%) | 42.1<br>(100%)  |
| うち在宅の方   | 7.7<br>(18.2%)  | 5.4<br>(12.9%)  | 6.7<br>(16.0%)  | 19.9<br>(47.2%) |
| うち在宅でない方 | 5.5<br>(13.0%)  | 5.6<br>(13.3%)  | 11.1<br>(26.4%) | 22.3<br>(52.8%) |

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

# 特養の入所に関する指針について

- 特養における入所指針について、勘案すべき事項として厚労省が明示しているのは、「要介護度」、「家族の状況」、「居宅サービスの利用状況」のみ。
- 特養の入所指針は原則として自治体において定めることとされており、自治体独自の取組がある場合は、その取組を尊重することとしている。また、基準省令上、入所の判断は施設において行うことになっている。

## 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)(抄)

### 第七条 略

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

### 3～7 略

## 指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について(平成14年8月7日計画課長通知)(抄)

### 1 指針の作成について

- (1)指針は、その円滑な運用を図る観点から、関係自治体と関係団体が協議し、共同で作成することが適当であること。

### 2 入所の必要性の高さを判断する基準について

- (1)基準省令に挙げられている勘案事項について

「介護の必要の程度」については、要介護度を勘案することが考えられること。

また、「家族の状況」については、単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなどを勘案することが考えられること。

- (2)その他の勘案事項について

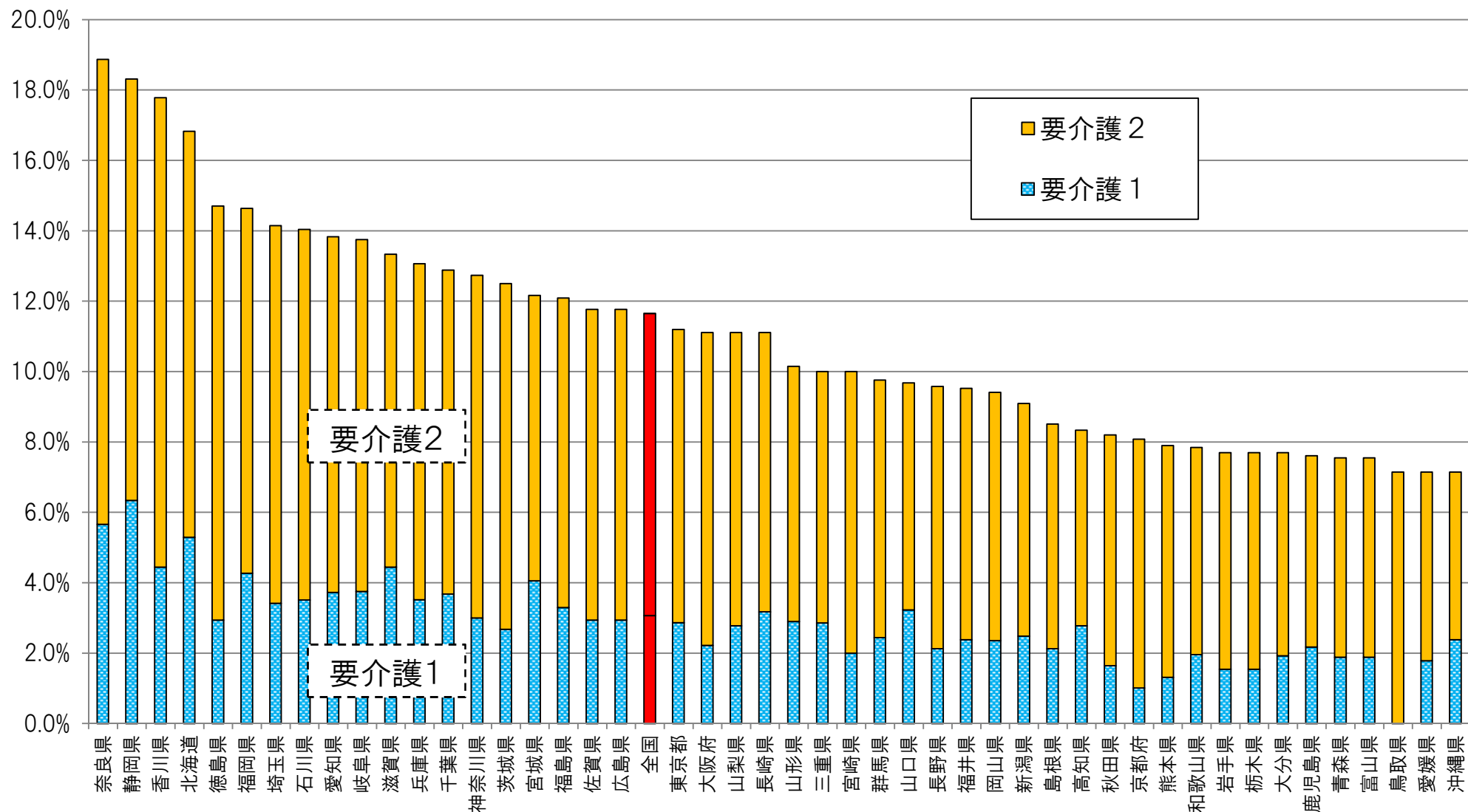
居宅サービスの利用に関する状況などが考えられること。

### 5 その他

管内の市町村・関係団体において指針の作成について独自の取組みがある場合には、これを尊重する必要があること。

## 特養における要介護1・2の利用者の割合

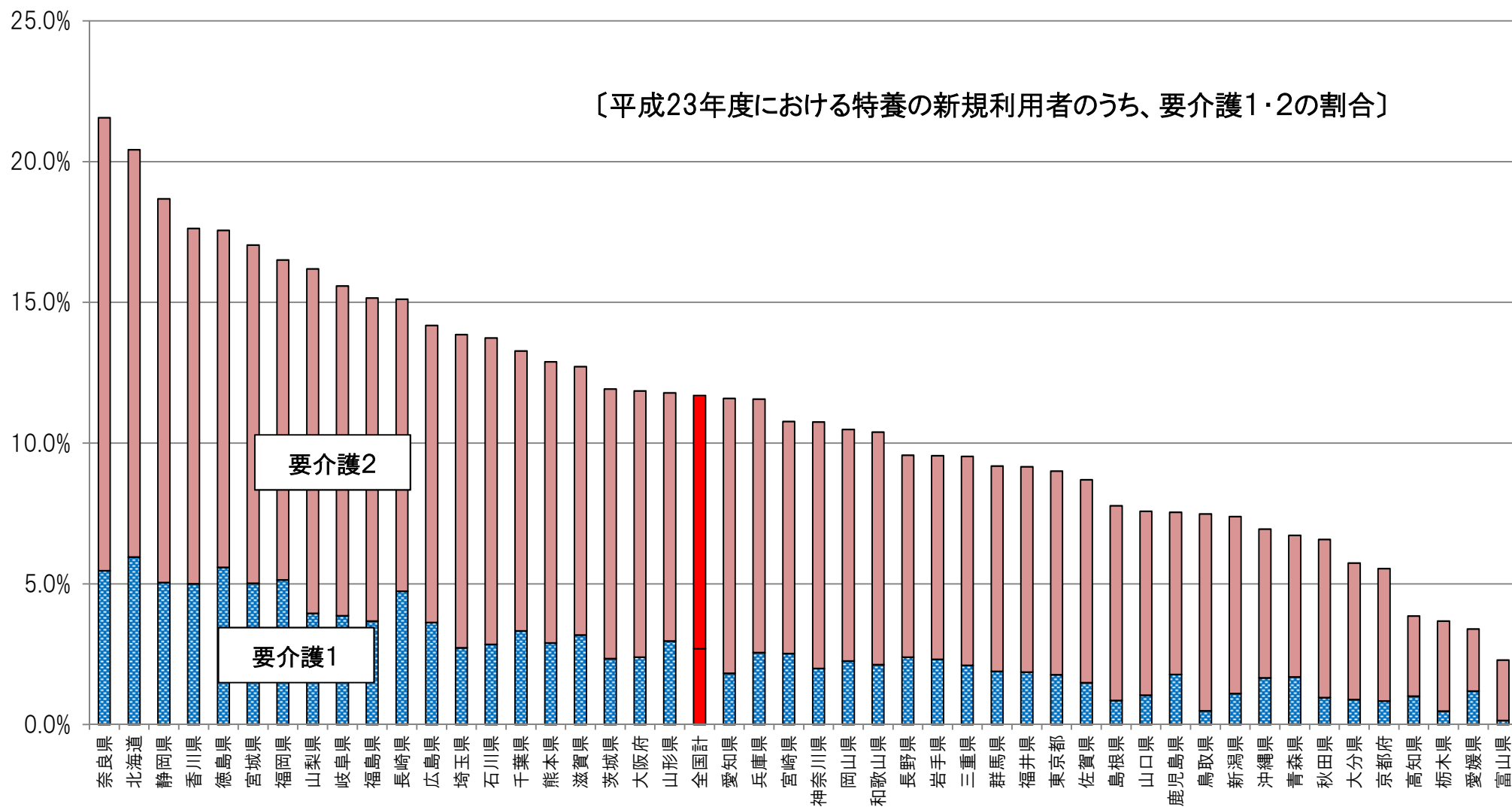
○ 特別養護老人ホームに入所している軽度の要介護者(要介護1・2)について、都道府県別で比較すると、地域によって偏りがみられる。



※介護給付費実態調査(平成24年4月審査分)

# 特養における要介護1・2の新規入所者の割合

○ 特別養護老人ホームへの新規入所者のうち、軽度者(要介護1・2)が占める割合について、都道府県別で比較すると、地域によって偏りがみられる。



※厚生労働省老健局高齢者支援課作成(平成23年度時点)

## 特養への入所が必要と考えられる要介護1・2の高齢者

- 各特養において、要介護1・2の方の入所を決定した理由としては、認知症等により地域での生活が困難であること、家族の状況等により在宅での生活を支える体制が不十分であること、等が挙げられる。
- 軽度(要介護1及び2)の要介護者であっても、認知症等により常時の介護の必要性が認められる場合や、独居等により家族等による十分なサポートが期待できず、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に、特養への入所を認めることが考えられるのではないかな。

### 【各特養において、要介護1・2での入所を決めた理由】

※一部特別養護老人ホームの施設長等  
に対する厚労省による聞き取り

- ・ 認知症による頻繁な徘徊があり、また、一人で外出をすると帰宅することが困難。
- ・ 統合失調症による逸脱行動が顕著で、地域での生活が極めて困難。
- ・ 家族によるネグレクト、経済的・身体的虐待の存在。
- ・ 同居人も要介護であり、経済状況も踏まえると、十分な医療・介護サービスを受けながら在宅生活を続けることが困難。
- ・ 独居で孤独を感じ、家族・本人ともに入所を強く希望。
- ・ 介護老人保健施設に入所していた期間が長かったこと等から、自宅での地域生活に復帰することが困難。
- ・ 孤立により事故死・自死に至る可能性。
- ・ 精神障害・知的障害等により生活維持能力や生活意欲が著しく低下。
- ・ 市町村による緊急対応としての措置入所。また、その後、契約入所に転換。

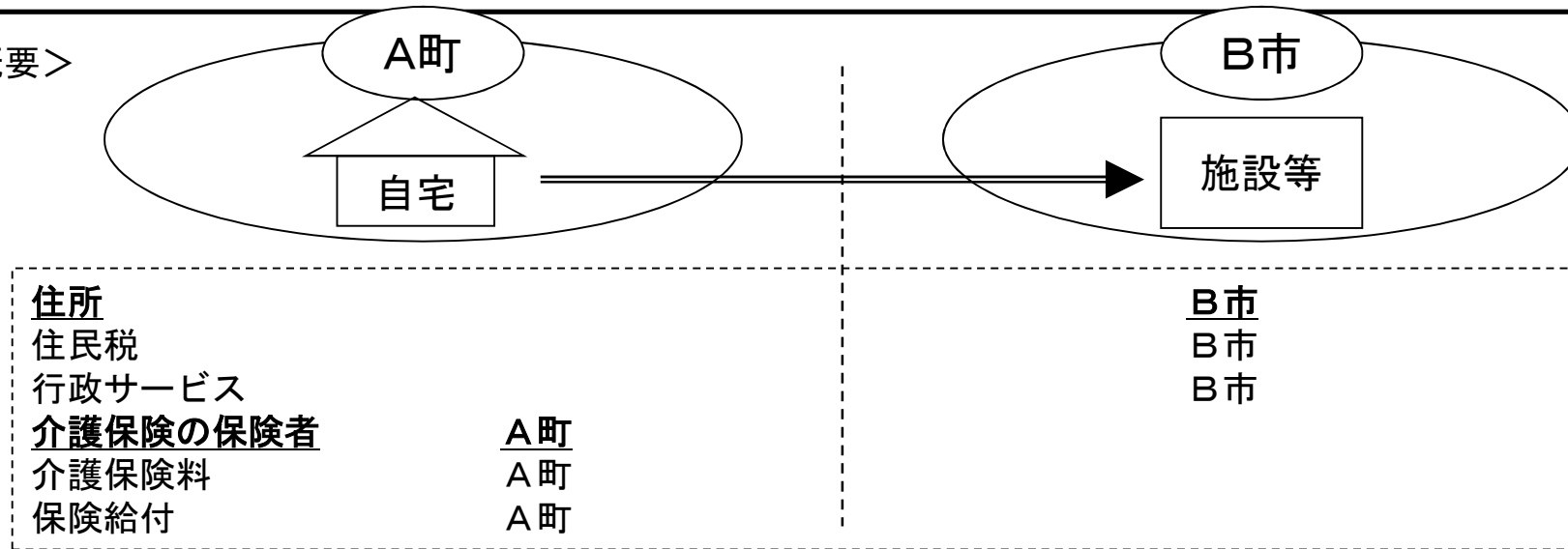
### 【要介護1・2であっても特養への入所が必要と考えられる場合】

- 認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要であること。
- 知的障害・精神障害等も伴って、地域での安定した生活を続けることが困難であること。
- 家族によるサポートが期待できず、また、現に地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないこと。
- 家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠であること。

# サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用

- 介護保険においては、住所地の市町村が保険者となるのが原則だが、介護保険施設等の所在する市町村の財政に配慮するため、特例として、入所者は入所前の市町村の被保険者となる仕組み（住所地特例）を設けている。
- 現在、サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当しても特例の対象外だが、所在市町村の負担を考慮し、その他の有料老人ホームとの均衡を踏まえ、**有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても、住所地特例の対象**とする。
- 従来の住所地特例では、対象者が住所地の市町村の指定した地域密着型サービス及び地域支援事業を使えないという課題があるが、住所地特例対象者に限り、住所地市町村の指定を受けた地域密着型サービスを使えるようにし、住所地市町村の地域支援事業を利用できることとする（地域支援事業の費用負担の調整方法は今後検討）。

## <制度概要>



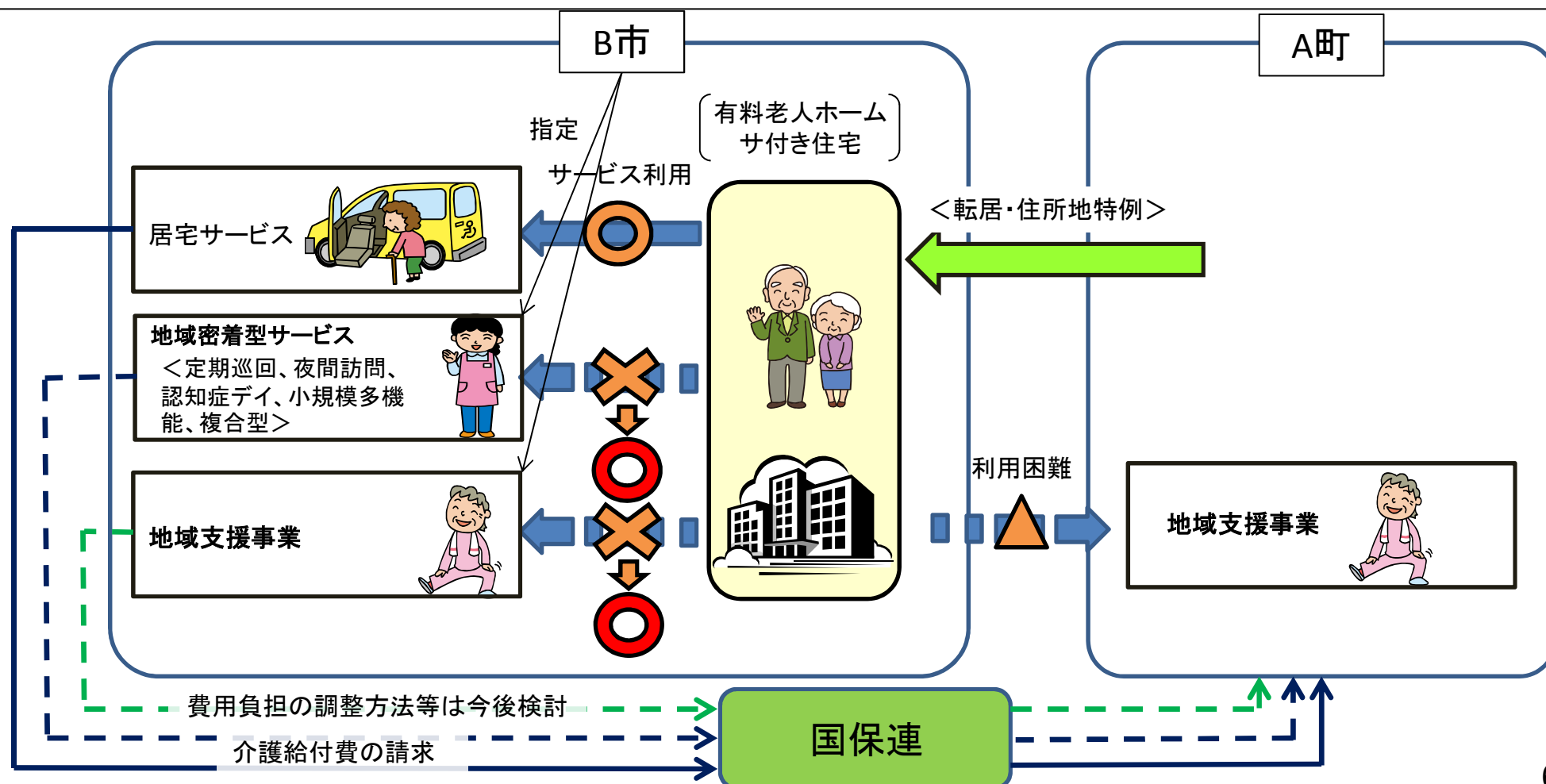
## <現在の対象施設等>

- (1) 介護保険3施設
- (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く。）
  - ・ 有料老人ホーム
  - ・ ※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅は対象外。
  - ・ 軽費老人ホーム
- (3) 養護老人ホーム

この除外規定を見直し、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とする

# 地域密着型サービスと地域支援事業利用の見直し

- 住所地特例の対象者は、保険者が転居前の市町村であることから、これまで転居後の市町村が提供する地域密着サービスや地域支援事業を利用することができなかった。
- しかし、地域包括ケアの考え方からすれば、現在住んでいる市町村において各種サービスの提供を保障することが望ましいことから、住所地特例の対象者について、
  - ①住所地の市町村の指定を受けた地域密着型サービスを使えるようにする。
  - ②住所地の市町村が実施する地域支援事業を利用できるようにする（※実施の方法等は、予防給付の見直しの内容等を踏まえ検討）



## 5. 介護人材の確保

### (1) 介護職員の状況

### 介護職員の推移と見通し

- 介護保険制度の施行後、介護職員数は増加し、10年間で倍以上となっている。また、2025年には、介護職員は更に1.5倍以上必要と推計されている。

|      | 平成12年度<br>(2000年度) |  | 平成24年度<br>(2012年度)<br><u>(推計値)</u> |  | 平成27年度<br>(2015年度)<br><u>(推計値)</u> |  | 平成37年度<br>(2025年度)<br><u>(推計値)</u> |
|------|--------------------|--|------------------------------------|--|------------------------------------|--|------------------------------------|
| 介護職員 | 55万人               |  | 149万人                              |  | 167～176万人<br>(164～172万人)           |  | 237～249万人<br>(218～229万人)           |

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、「医療・介護に係る長期推計」

(注1) 平成27年度・平成37年度の数値は社会保障・税一体改革におけるサービス提供体制改革を前提とした改革シナリオによる。( )内は現状をそのまま将来に当てはめた現状投影シナリオによる数値。

(注2) 2015年、2025年の推計値に幅があるのは、非常勤比率の変動を見込んでいることによるもの。

| (平成23年10月1日現在) |         |        |        | 介護保険施設 |        |       | 居宅サービス等 |        |        |
|----------------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|--------|
|                | 合計      | 常勤     | 非常勤    | 合計     | 常勤     | 非常勤   | 合計      | 常勤     | 非常勤    |
| 介護職員           | 139.9万人 | 85.1万人 | 54.8万人 | 35.4万人 | 29.5万人 | 5.9万人 | 104.5万人 | 55.6万人 | 48.9万人 |
|                |         | 60.8%  | 39.2%  |        | 83.3%  | 16.7% |         | 53.2%  | 46.8%  |

# 介護保険事業支援計画と介護人材の確保について

介護保険事業支援計画(都道府県)においては、人材確保に関する事項が記載事項となっていること等から、積極的な政策展開が求められる。その際、「福祉人材確保指針」や「介護雇用管理改善等計画」との連携に留意することが重要。併せて、必要な見直しを一体的に検討することが適当。

## 介護保険事業支援計画

介護保険法第118条(都道府県介護保険事業支援計画)第3項では、都道府県においては「介護給付費等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項(第3号)」について定めるよう努めることとされている。

### 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成19年8月28日厚生労働省告示第289号)

社会福祉法第89条に基づき、厚生労働大臣は基本指針を策定することとされている。

#### 第1 就業の動向

- ・ 福祉・介護サービスにおける就業の現況
- ・ 福祉・介護サービスにおける今後の就業の見通し

#### 第2 人材確保の基本的考え方

#### 第3 人材確保の方策

- ① 労働環境の整備の推進
- ② キャリアアップの仕組みの構築
- ③ 福祉・介護サービスの周知・理解
- ④ 潜在的有資格者等の参入の促進
- ⑤ 多様な人材の参入・参画の促進

#### 第4 経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体の役割と国民の役割

#### 第5 指針の実施状況の評価・検証

## 介護雇用管理改善等計画

(平成23年6月10日厚生労働省告示第183号)

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づき、厚生労働大臣は計画を策定することとされている。

#### 第1 計画の基本的考え方

#### 第2 介護労働者の雇用の動向

- ・ 介護労働者の需要の見通し
- ・ 介護労働者の供給の見通し

#### 第3 計画の目標

- ・ 介護労働者の雇用管理改善の推進
- ・ 介護労働者の能力開発

#### 第4 施策の基本となるべき事項

- ・ 介護労働者の雇用管理の改善
- ・ 介護労働者の能力の開発及び向上

#### 第5 その他

## (2) 4つの取組の視点

### 視点①：参入の促進（その1）

| ハローワークでの取組                                                                                                                                     | 介護福祉士等修学資金貸付事業                                                                                                                                                                                                                                     | イメージアップへの取組                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ハローワークに「福祉人材コーナー」を設置、介護職員として介護分野で働こうとする者について、マッチングを実施</p>  | <p>【貸付内容】</p> <p>○貸付額(上限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学費 5万円(月額)</li> <li>・入学準備金 20万円</li> <li>・就職準備金 20万円</li> <li>・生活費 4万2千円(月額)<br/>→生保世帯等の子どもに貸与する場合に上乗せ</li> </ul> <p>○貸付利子:無利子</p> <p>5年間継続して福祉・介護分野の事業所で就労した場合に、返済を全額免除</p> | <p>○ 介護職員合同入職式を開催し、介護職員に対し知事が激励(埼玉県における取組)</p> <p>○ 小学校・中学校・高校へ介護職の実態を描写した図書を寄贈(広島県における取組)</p> <p>○ 介護に関する漫画のイラストを活用したパンフレットの中学校、高校等への配布や、ローカル放送を活用したテレビによる広報(高知県における取組)</p> |
| 福祉人材センターでの取組                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                              |
| <p>都道府県福祉人材センターにおいて、福祉の仕事の紹介あっせん・マッチング、合同面接会、職場体験、セミナー、中高生へのイメージアップなどを実施</p>                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                              |

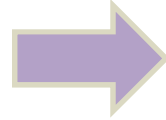


#### 参入を促進していくための取組を強化していく方向性

- ①学校、学生、保護者等に対する介護職の魅力の広報、入職を促進するためのイメージアップを図る取組の推進
- ②地域の生活支援(高齢者の見守り・配食等)の担い手を増やすなどすそ野を広げる
- ③介護分野で働こうとしている方が、事前に事業所の状況を知ることができるよう、情報公表制度を活用した介護職員の労働条件などの公表を推奨
- ④ハローワークや都道府県福祉人材センターでの介護分野への就職支援の取組
- ⑤潜在的有資格者等の再就業を促進するための研修等実施

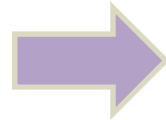
## 視点①：参入の促進（その2）

学校や保護者も介護業界への  
就職に消極的



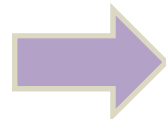
- ・ 介護職として働くことの魅力、メリットを丁寧に周知
- ・ 事業主等関係者も含めたイメージ向上の取組

介護サービスは成長産業



- ・ 福祉系学校以外の一般学生も視野に入れた参入促進
- ・ ターゲット（学生、潜在的有資格者、他産業）別の参入促進

介護従事者のすそ野を広げる

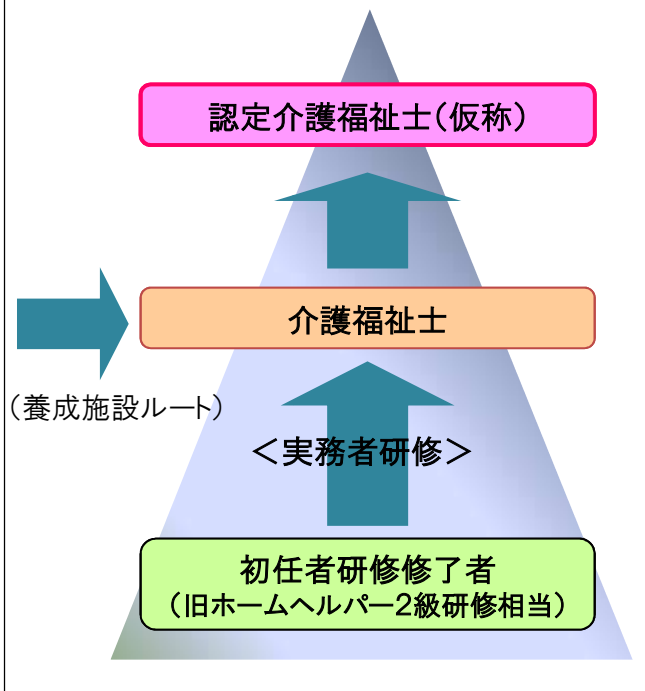


- ・ サービスの質の確保のために充実した資格制度
- ・ 生活支援の担い手や補助的な業務で幅広い人材確保

## 視点②：キャリアパスの確立

### ＜国における取組例＞

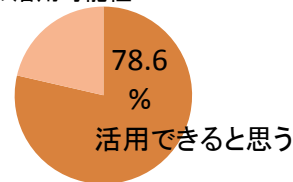
#### 今後の介護人材のキャリアパス



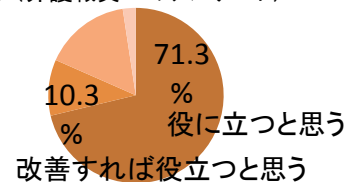
#### 介護キャリア段位制度(内閣府)

| レベル   | レベルの特徴                          |
|-------|---------------------------------|
| プロレベル | 7 分野を代表するトッププロフェッショナル           |
|       | 6 ・プロレベルのスキル<br>・高度な専門性、オリジナリティ |
|       | 5 チーム内でリーダーシップ                  |
| 4     | チーム内でリーダーシップ                    |
| 3     | 指示がなくとも、一人前の仕事ができる              |
| 2     | 指示のもと、ある程度の仕事ができる               |
| 1     | 職業準備教育を受けた段階                    |

人事評価や処遇決定への活用可能性



能力開発やスキル向上に役立つか(介護職員へのアンケート)



### ＜事業者における取組例＞

#### (期待される取組の例)

- ・介護職員の技術を向上させる取組
- ・職位に応じた賃金体系の整備
- ・経験年数等に応じた業務内容の高度化等魅力ある職場づくり
- ・介護職員に他分野など様々な経験の機会を付与
- ・新人職員に対し先輩職員を教育係とするなど社内教育の充実等

### ＜県における取組例＞

- ・セミナー等の開催を通じ事業所に対するキャリアパス制度導入を支援(静岡県の取組)
- ・経験や資格に応じたモデル給与表を提示し、事業所での処遇改善を促進(埼玉県の実践)

### キャリアパスの確立を実現していくための取組を強化していく方向性

- ①専門的な知識を習得しキャリアアップが図られるよう職員に対する研修の受講支援
- ②事業運営規模の拡大や経営の高度化を促進することによる法人の枠を超えた人事交流や研修等の実施の推進
- ③改正後の介護福祉士制度の円滑な施行等(実務者研修の導入、養成施設卒業者に対する国家試験義務付け、準介護福祉士の廃止・介護福祉士への統一化)
- ④認定介護福祉士の具体化に向けた取組など、介護福祉士の資格取得後のキャリアパスの確立
- ⑤介護キャリア段位制度などを活用した事業者によるOJT研修の促進
- ⑥事業者(管理者)の人材マネジメント能力の強化のための取組の推進
- ⑦常勤職員を増加していく上で有効な在宅サービスの普及 等

## 視点③：職場環境の整備・改善

### 介護ロボットの開発支援

＜今後の開発等の重点分野の例＞

#### ○移乗介助①

ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器



#### ○移乗介助②

ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器



### 中小企業労働環境向上助成金

重点分野等の中小企業が、雇用管理責任者を選任し、雇用管理改善につながる例えば以下の事項について、就業規則・労働協約を変更することにより制度を新たに導入、又は介護福祉機器の導入を行った場合に、助成金を支給する。

#### ○評価・処遇制度

評価・処遇制度、昇進・昇格基準等を導入し実施 ⇒ 40万円助成

#### ○介護福祉機器（介護事業所のみ）

介護福祉機器等を導入 ⇒ 導入費用の1/2助成（上限300万円）

### 介護サービス情報の公表制度

○介護サービス情報

＜基本情報＞

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| 1 事業所の名称、所在地等      | 4 利用料等 |
| 2 <b>従業者に関する情報</b> | 5 法人情報 |
| 3 提供サービスの内容        |        |

＜運営情報＞

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1 利用者の権利擁護の取組  | 5 適切な事業運営・管理の体制  |
| 2 サービスの質の確保の取組 | 6 安全・衛生管理等の体制    |
| 3 相談・苦情等への対応   | 7 その他（従業者研修の状況等） |
| 4 外部機関等との連携    |                  |

○介護従事者に関する情報の具体的な公表内容例

＜職種・勤務形態別の採用・退職者数＞

| 採用・<br>離職者数 | 介護職員 |     | 介護支援専門員 |     |
|-------------|------|-----|---------|-----|
|             | 常勤   | 非常勤 | 常勤      | 非常勤 |
| 前年度の採用者数    | 4    | 1   | 2       | 1   |
| 前年度の退職者数    | 3    | 0   | 1       | 0   |



職場環境の整備・改善のための取組を強化していく方向性

- ①介護職員の負担軽減（介護職員の腰痛予防等）を図るために介護ロボットの開発促進
- ②介護福祉機器の導入など職場環境の整備を図るために助成金の活用
- ③介護分野で働こうとしている方が、事前に事業所の状況を知ることができるよう、情報公表制度を活用した介護職員の労働条件などの公表（再掲）
- ④ICTを活用した情報連携の推進・業務の効率化 等

## 視点④：処遇改善

- 介護職員の処遇改善について、これまで介護報酬改定等により取り組んできている。
  - ＜平成21年4月＞
    - 平成21年度介護報酬改定でのプラス3%改定
  - ＜平成21年10月～平成24年3月＞
    - 介護職員処遇改善交付金（補正予算）
  - ＜平成24年4月＞
    - 平成24年度介護報酬改定でのプラス1.2%改定
    - 介護職員処遇改善加算の創設（介護職員処遇改善交付金による処遇改善の継続）
- 介護職員の賃金水準の改善のためには、介護報酬の改定を通じた取組が中心となるが、職員のキャリアパスにあわせた賃金制度を事業所で整備するなど事業者による取り組みも非常に重要であり、そのためには施設長等の管理者が高い意識を持つことが求められる。
- また、事業者の介護職員の処遇改善に対する取組について、介護分野で働くことを希望している者にホームページなども活用して積極的に周知していくことも重要である。

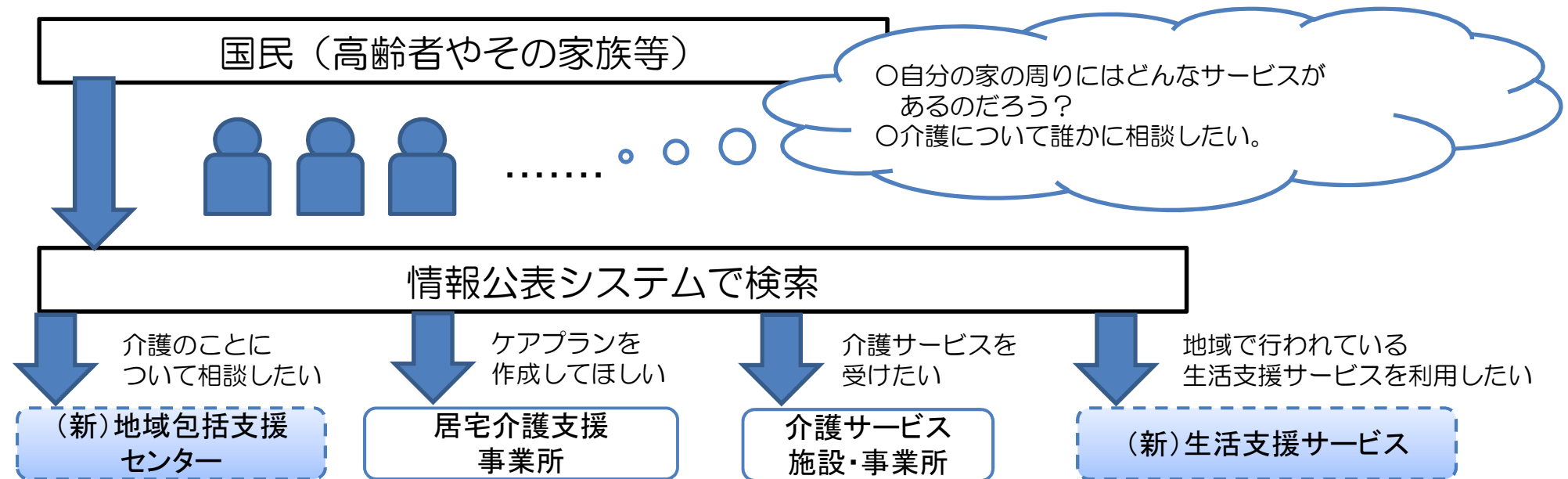


### 処遇改善に向けた取組を強化していく方向性

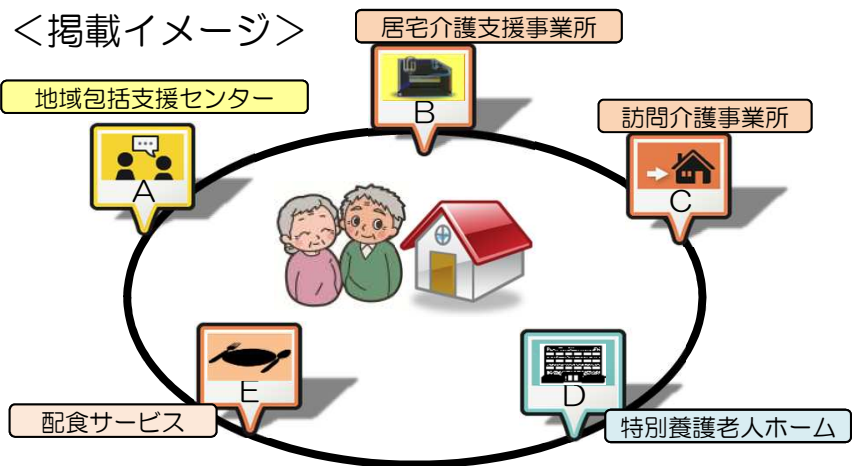
- ・介護報酬の改定を通じて、介護職員の更なる処遇改善を図るとともに、事業者による取組の促進策を検討
- ・施設長や人事労務管理者などに対する研修の実施 等

## 6. 介護サービス情報公表制度の見直し

- 地域包括支援センター・生活支援サービスの公表が新たに加わることで、自宅を中心に、地域で自立した暮らしをするための介護サービス以外の地域資源が一体的に把握できる。

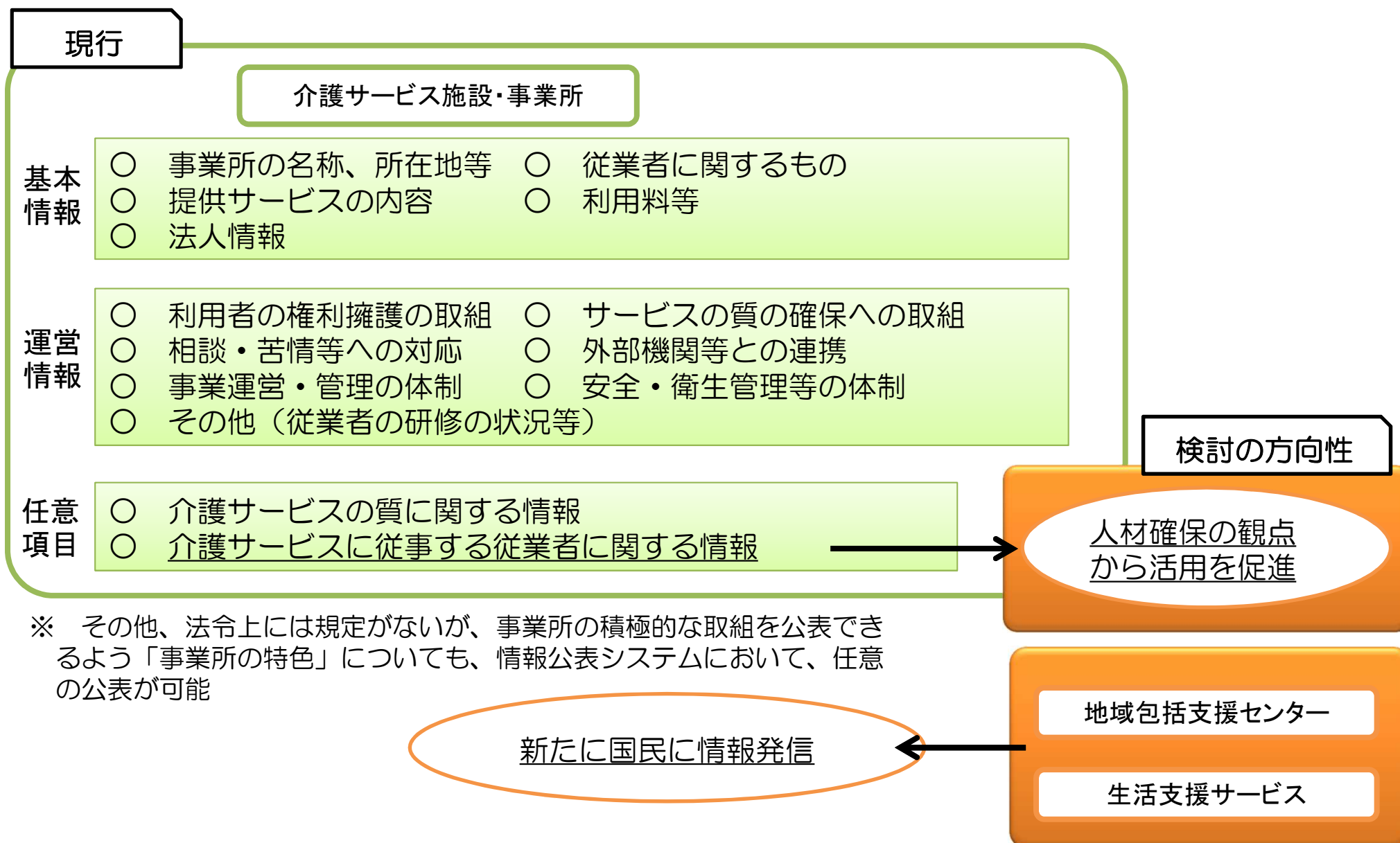


### <掲載イメージ>



| 名称           | 連絡先 | 自宅からの距離 |
|--------------|-----|---------|
| A 地域包括支援センター | 〇〇  | 0.2Km   |
| B 居宅介護支援事業所  | △△  | 0.4Km   |
| C 訪問介護事業所    | ××  | 0.6Km   |
| D 特別養護老人ホーム  | ――  | 0.7Km   |
| E 見守り・配食     | □□  | 1.0Km   |

# 公表される内容の全体像（現行と検討の方向性）



# 新たな公表事項について(案)

|        | 地域包括支援センターの公表                                                                                                            | 生活支援サービスの公表                                                 | 介護従業者に関する情報の公表                                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 概 要    | 地域包括支援センターが入力した情報を、市町村が公表する仕組みとしてはどうか。                                                                                   | 把握している生活支援サービスの情報を市町村が公表する仕組みとしてはどうか。                       | 全国統一の公表内容について介護サービス事業者に報告の努力義務をかけてはどうか。             |
| 公表する項目 | <p>■ 相談する地域住民が最低限必要と考えられる情報<br/>(例)センター名、運営主体、住所、業務内容 等</p> <p>※ 業務内容については、地域包括支援センターが機能しているかどうか分かる項目について、今後検討を行う予定。</p> | <p>■ 市町村が把握している情報<br/>(例)事業所名、運営主体、住所、サービス分類、サービス提供地域 等</p> | <p>■ 介護サービスに従事する従業者に関する情報<br/>(例)離職率、賃金表、定昇制度 等</p> |
| 報告する者  |                                                                                                                          |                                                             | ■ 介護サービス事業者                                         |
| 公表する者  | ■ 市町村(都道府県が公表することも可能)                                                                                                    | ■ 市町村(都道府県が公表することも可能)                                       | ■ 都道府県<br>※ 通常の報告とあわせて公表                            |
| 公表義務   | <p>■ 設置時及び年1回(公表内容に変更がない場合は不要)</p> <p>※ 定期的な内容更新時以外にも、内容の変更が必要な場合には随時変更が可能</p>                                           | <p>■ 努力義務(随時の更新)</p> <p>※ 新しい地域資源を把握できた段階で更新</p>            | ■ 努力義務                                              |

## Ⅱ 費用負担の見直し

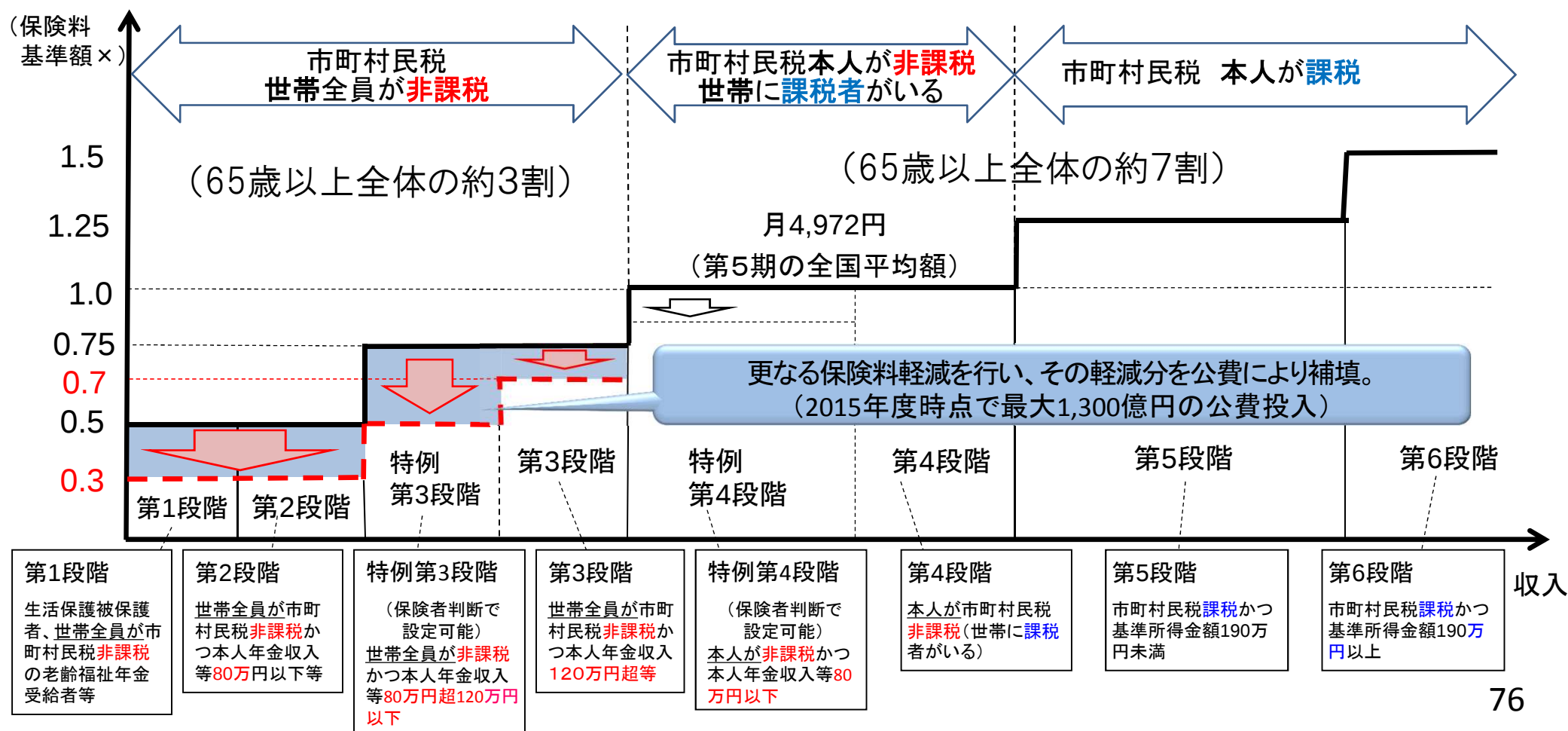
# 1. 低所得者の1号保険料の軽減強化等

〔見直し案〕

- 給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化。
- 平成27年度（第6期介護保険事業計画）から実施。

現行 27年度～

|         |            |
|---------|------------|
| 第1・第2段階 | 0.5 → 0.3  |
| 特例第3段階  | 0.75 → 0.5 |
| 第3段階    | 0.75 → 0.7 |

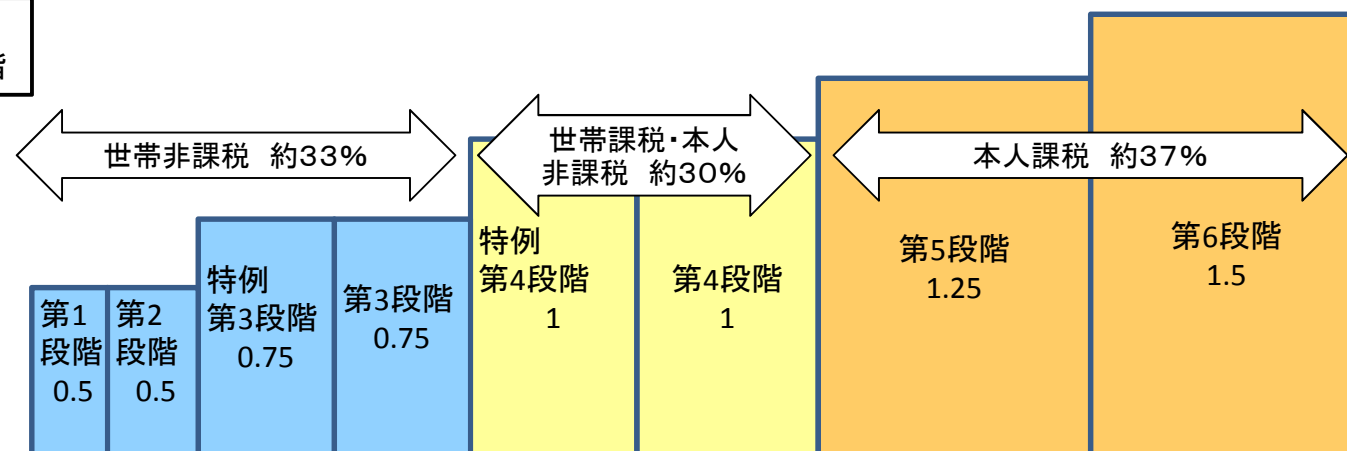


# 保険料の標準6段階から標準9段階への見直しの検討

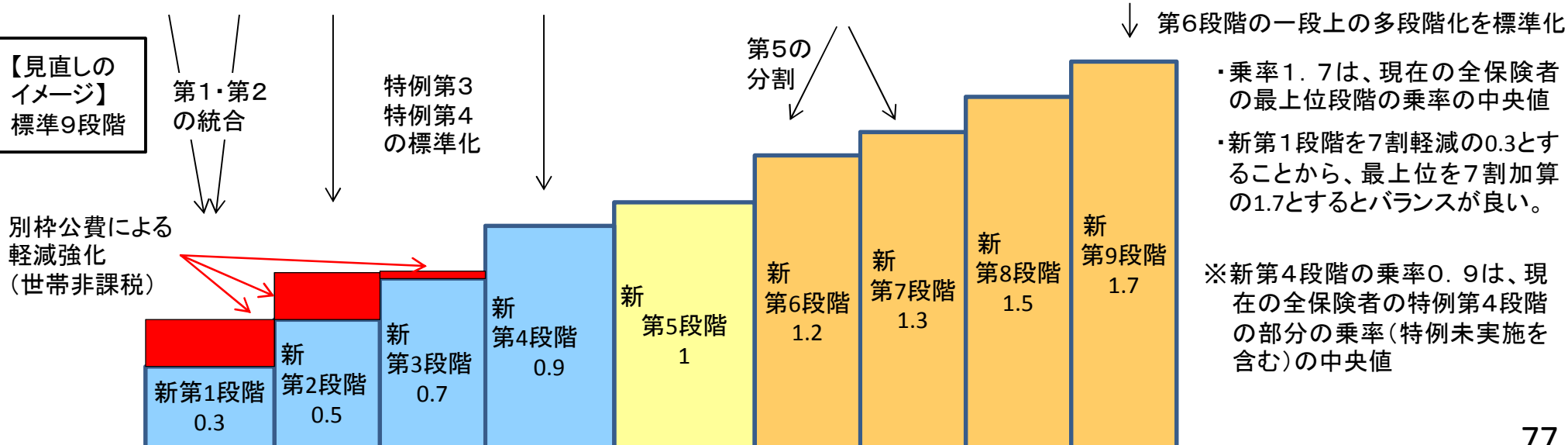
○所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。

○なお、現在と同様、引き続き保険者の判断による弾力化を可能とする。

【現行】  
標準6段階



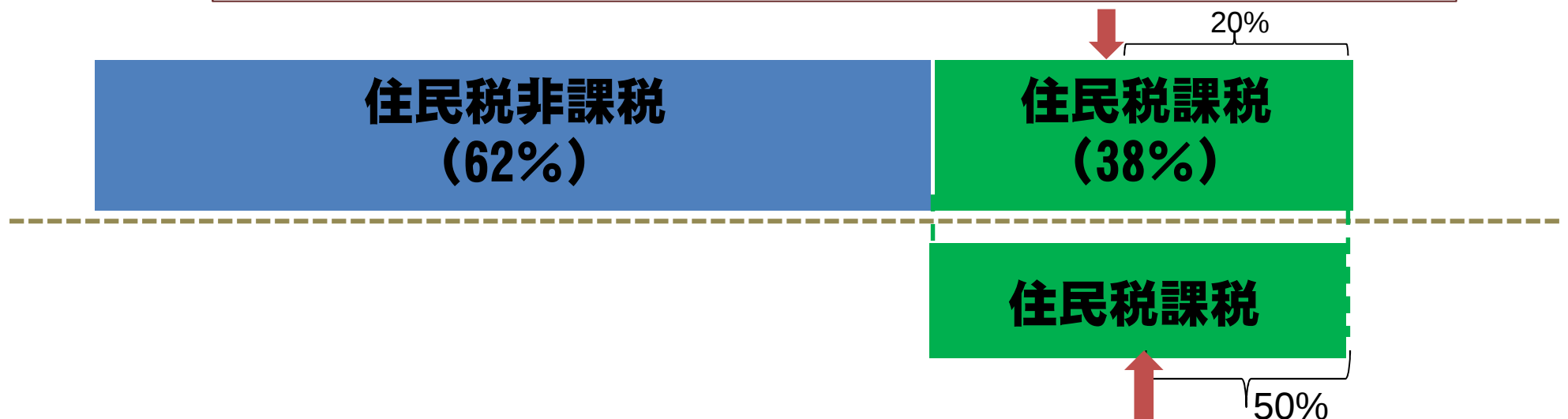
【見直しの  
イメージ】  
標準9段階



## 2. 一定以上所得者の利用者負担の見直し

- 今後の高齢化の進展に伴い、介護費用は増大し、介護保険料も上昇していくが、制度の持続可能性を高めるためにも、保険料の上昇を可能な限り抑えていく必要がある。
- このためには、医療と異なりこれまで一律一割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある所得の高い方(一定以上所得者)には2割負担をしていただく必要があるもの。
- 一定以上所得者の基準については、サービスを一生使わない人もいることや、ケアプランを通じたサービスの選択の幅が広いといった医療との違いにも留意しつつ、設定
- 具体的な基準としては、モデル年金や平均的消費支出の水準を上回り、かつ、負担可能な水準として以下の2案が事務局から提案され、議論を行った。  
案1: 被保険者全体の上位約20%に該当する合計所得金額(※)160万円以上の者→年金収入で280万円以上の者  
案2: 住民税課税者である被保険者の上位半分以上に該当する合計所得金額170万円以上の者→年金収入で290万円以上の者  
※ 年金収入の場合: 合計所得金額 = 年金収入額 - 公的年金等控除(基本的に120万円)

案1: 被保険者全体の上位20% (合計所得金額160万円以上) → 年金収入で280万円以上の者



案2: 課税者の上位50% (合計所得金額170万円以上) → 年金収入で290万円以上の者

# 医療保険制度の介護保険制度の利用者負担の経緯

## ＜定率負担の割合＞

- 介護保険の利用者負担は、制度創設以来1割を維持している。
- 介護保険制度施行時にはまだ高齢者医療は定額負担制であり、その後定率負担が導入され、さらに負担割合の見直しが行われている。

## 介護保険の利用者負担

H8 H12.4

| 負担割合 | 介護保険<br>制度案大綱 | 1割 |  |
|------|---------------|----|--|
|------|---------------|----|--|

## 医療保険の患者負担(70歳以上の高齢者)

S58.2 H13.1 H14.10 H18.10 H20.4

| 負担<br>割合 | 現役並み所得者 |      |      |      |      |                                   |
|----------|---------|------|------|------|------|-----------------------------------|
|          | それ以外    | 定額負担 | → 1割 | → 2割 | → 3割 | →                                 |
|          |         |      | → 1割 |      |      | → 70～74歳2割<br>(1割に凍結中)<br>75歳以上1割 |

## 医療保険の患者負担(健康保険、70歳未満)

S59.10 H9.9 H14.10 H15.4 H20.4

| 負担<br>割合 | 本人   | 1割           | → 2割           | → 3割 | →              |
|----------|------|--------------|----------------|------|----------------|
|          | 被扶養者 | 3割<br>(入院2割) | → 3割<br>(入院2割) | → 3割 | → 2割<br>(未就学児) |
|          |      |              | → 2割<br>(3歳未満) |      |                |

## <負担限度額>

- 介護保険の高額介護サービス費の負担限度額は、制度創設以来据え置かれている。
- 介護保険制度の高額介護サービス費の限度額は、制度創設時の医療保険の高額療養費の多数該当の金額に合わせて設定されたが、医療保険における住民税課税世帯の基準は現在37,200円から44,400円に引き上げられている。

## 介護保険

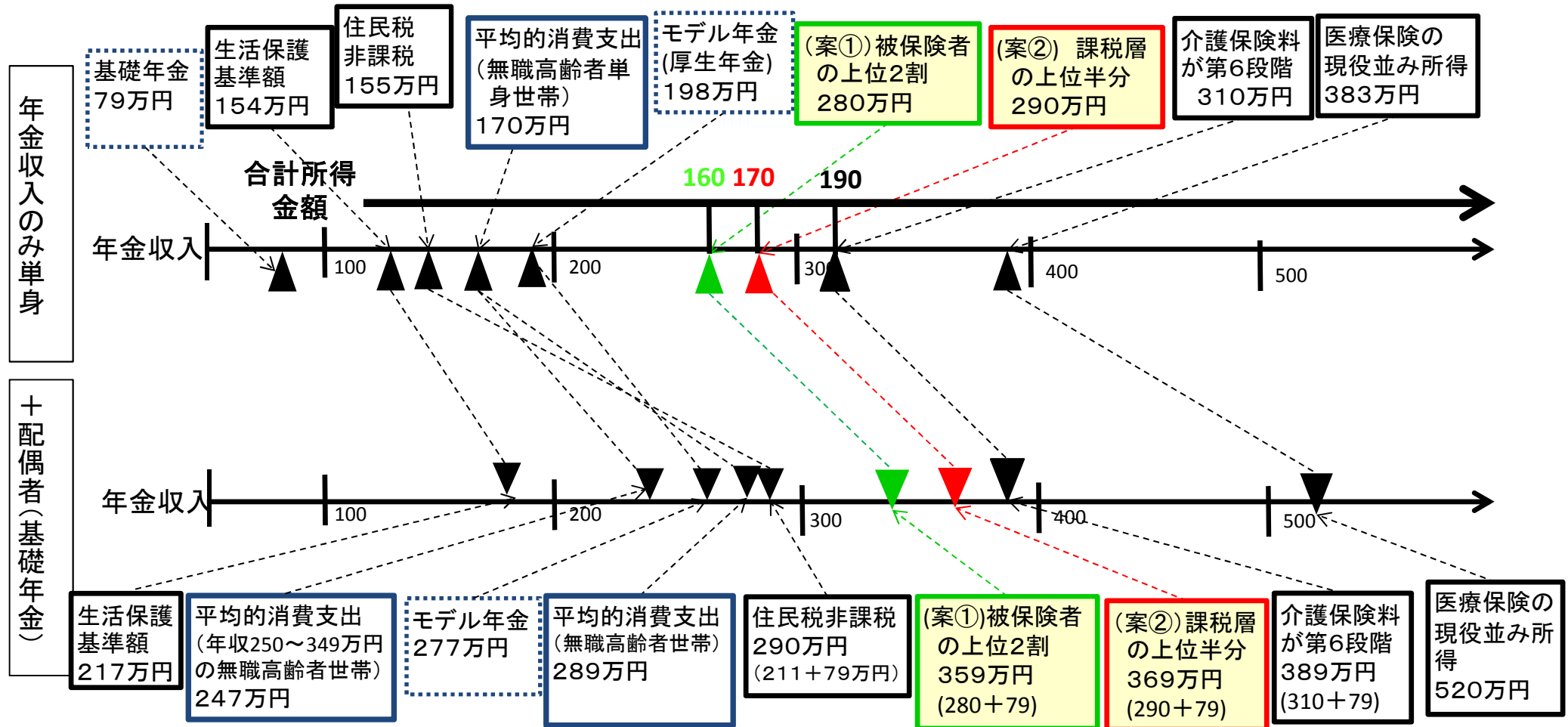
|                |          | H12.4   | H17.10      |
|----------------|----------|---------|-------------|
| 負担<br>限度<br>月額 | 課税世帯     | 37,200円 | →           |
|                | 非課税世帯    | 24,600円 | → 24,600円 → |
|                | 年収80万円以下 |         | → 15,000円 → |
|                | 生活保護受給者  | 15,000円 | →           |

## 医療保険(70歳以上の高齢者)

|                     |         | H13.1   | H14.10                                       | H18.10                                       | H20.4 |
|---------------------|---------|---------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|-------|
| 負担<br>限度<br>月額<br>※ | 現役並み所得者 | 37,200円 | → 72,300円+(医療費<br>-361,500円)×1%<br><40,200円> | → 80,100円+(医療費<br>-267,000円)×1%<br><44,400円> | →     |
|                     | 一般      |         | → 40,200円                                    | → 44,400円                                    | →     |
|                     | 低所得者Ⅱ   | 24,600円 | →                                            | →                                            | →     |
|                     | 低所得者Ⅰ   | 15,000円 | →                                            | →                                            | →     |

※ <>は、年4回以上利用する多数該当時の金額。

# 年金収入と合計所得金額



- ※ 夫婦世帯については、夫が厚生年金、妻が国民年金の収入のみと仮定。単身世帯は、年金収入のみと仮定。
- ※ モデル年金とは、厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準であり、上記は平成25年4月～9月分の年金額によるもの。
- ※ 夫婦世帯で夫の介護保険料が第6段階となる場合389万円は、夫の年金収入を310万円とし、妻は基礎年金79万円とした場合の合計額。
- ※ 医療保険の現役並み所得は、収入基準の金額（世帯合計520万円、単身383万円）
- ※ 平均的消費支出は、平成24年家計調査による。単身世帯は65歳以上の無職単身世帯の消費支出。夫婦世帯は、高齢者世帯（男65歳以上、女60歳以上の者のみからなる世帯で少なくとも一人は65歳以上）のうち世帯主が無職の世帯（世帯人員の平均は2.04人）の消費支出であり、それぞれ平成24年平均の一月当たりの消費支出を12倍したもの。
- ※ 生活保護基準額は、一級地1の生活扶助の額と、東京都の住宅扶助の上限額を1年分足し上げた数値。

# 合計所得金額について

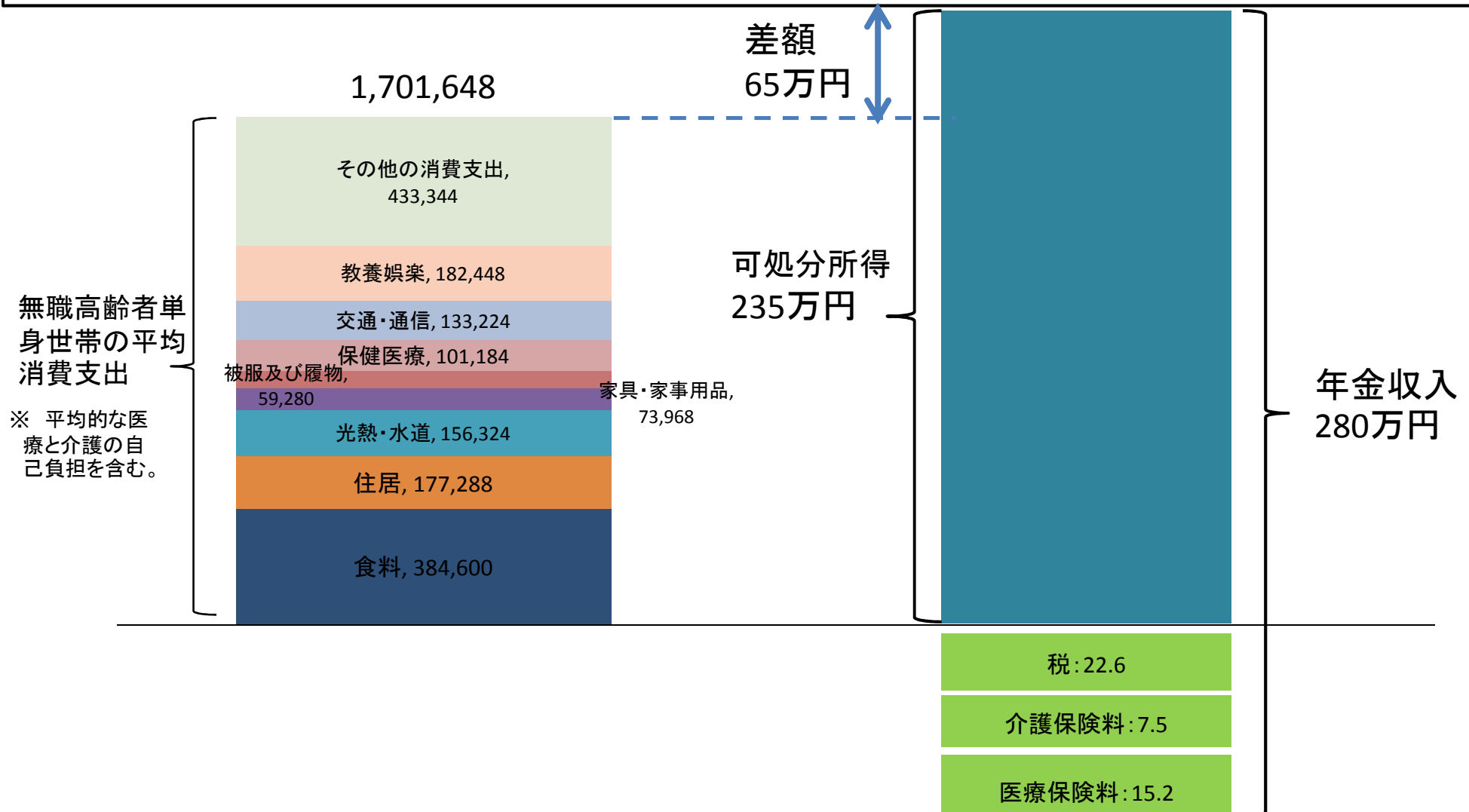
○ 現在、介護保険制度の保険料段階の設定や、住民税均等割の課税の基準には、「合計所得金額」が用いられており、これは、給与所得控除や公的年金控除をした後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額である。

| 計 算 項 目 |                       | 適 用     |         |            |
|---------|-----------------------|---------|---------|------------|
|         | 項 目                   | 合計所得金額  | 課税所得    | 国保の旧ただし書方式 |
| +       | 収入(給与収入・事業収入・老齢年金収入等) |         |         |            |
| －       | 必要経費                  |         |         |            |
|         | 必要経費(事業所得者)           | ○       | ○       | ○          |
|         | 給与所得控除(給与所得者)         | ○       | ○       | ○          |
|         | 公的年金等控除(年金雑所得者)       | ○       | ○       | ○          |
|         | 青色専従者控除・事業専従者控除       | ○       | ○       | ○          |
| =       | 所得(収入－必要経費)           |         |         |            |
|         | 給与所得                  | ○       | ○       | ○          |
|         | 年金雑所得等                | ○       | ○       | ○          |
| －       | 所得控除等                 |         |         |            |
|         | 純損失の繰り越し控除            | ×       | ○       | ○          |
|         | 雑損失の繰り越し控除            | ×       | ○       | ×          |
|         | 人的控除等の所得控除            | ×       | ○       | ×          |
|         | 基礎控除                  | ×       | 33万円    | 33万円       |
| +       | 他に合計する所得              |         |         |            |
|         | 土地等に係る事業所得等の金額        | ○       | ○       | ○          |
|         | 株式等に係る譲渡所得等の金額        | ○       | ○       | ○          |
|         | 長期譲渡所得の金額(特別控除後)      | ※       | ○       | ○          |
|         | 短期譲渡所得の金額(特別控除後)      | ※       | ○       | ○          |
|         | 山林所得金額                | ○       | ○       | ○          |
|         | 退職所得金額                | 分離課税分除く | 分離課税分除く | ×          |

※総所得金額に含まれる総合課税分については特別控除後、分離課税分については特別控除前の金額となる。

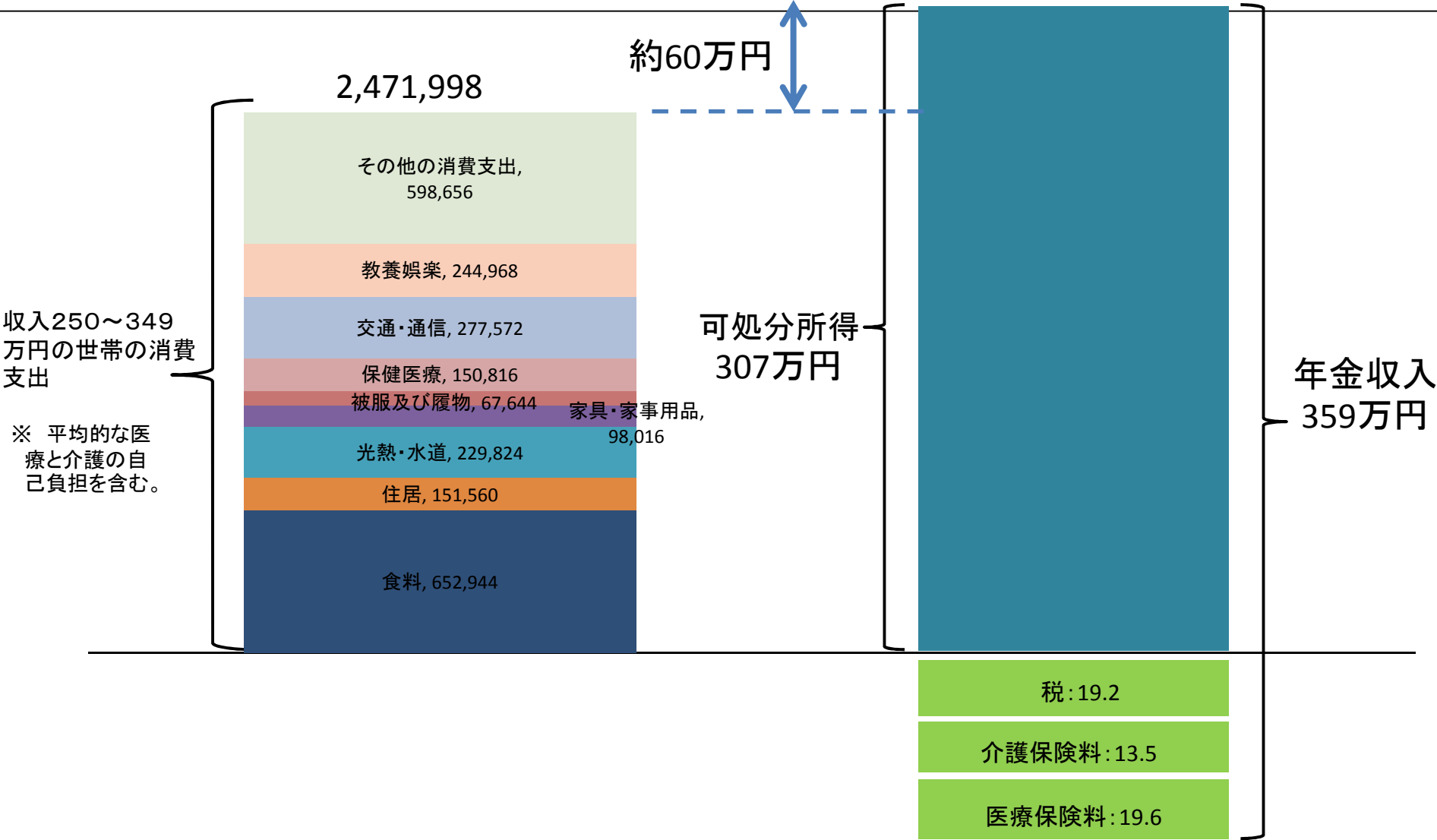
# 案1で無職高齢者単身世帯の場合の収支状況

- 案1に該当する者が無職高齢者単身世帯の場合について、年金が年額280万円(合計所得金額160万円+公的年金等控除120万円)と仮定し、税や保険料を支払った後の所得と、無職高齢者単身世帯の平均的な消費支出(平均的な医療と介護の自己負担を含む。)を比較する。
- 可処分所得と消費支出の差は約65万円となり、後期高齢者医療と介護保険における自己負担の世帯単位での上限となる56万円を上回っている。



# 案 1 で無職夫婦高齢者世帯の場合の収支状況

- 案1に該当する者が無職高齢者夫婦世帯の場合について、夫の年金が年額280万円(合計所得金額160万円+公的年金等控除120万円)、妻が国民年金(79万円)と仮定し、税や保険料を支払った後の所得と、無職高齢者世帯のうち収入が250万円～349万円の世帯の平均的な消費支出(平均的な医療と介護の自己負担を含む。)を比較する。
- 可処分所得と消費支出の差は約60万円となり、後期高齢者医療と介護保険における自己負担の世帯単位での上限となる56万円を上回る水準となっている。



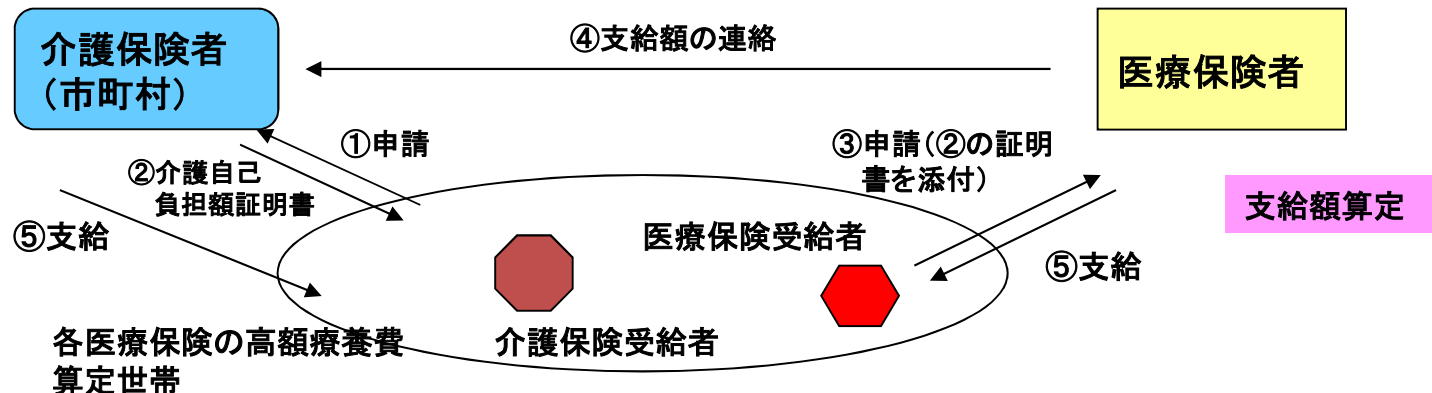
# 高額医療・高額介護合算制度について

- 1年間(毎年8月1日～翌年7月31日(※1))の医療保険と介護保険における自己負担(※2)の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組み(平成20年4月～)。

## (制度の基本的枠組み)

- ①対象世帯 医療保険各制度(被用者保険、国保、後期高齢者医療制度等)の世帯に介護保険の受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が、別に定める自己負担限度額を超えた場合(※3)に当該超えた額を支給する。
- ②限度額 年額56万円を基本とし、医療保険各制度や被保険者の所得・年齢区分ごとの自己負担限度額を踏まえてきめ細かく設定。(次頁)
- ③費用負担 医療保険者、介護保険者の双方が、自己負担額の比率に応じて負担し合う。

## (制度のイメージ)



(※1) 国保及び後期高齢者医療制度における所得区分の変更が、8月1日から適用されることを踏まえたもの

(※2) 食費・居住費及び差額ベッド代等については、別途負担が必要となる(現行の高額療養費・高額介護サービス費等の制度と同様。)

(※3) 高額医療・高額介護制度の目的は「医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額になる場合に負担を軽減する」という目的と、関係する保険者が複数(2以上)にわたり、それぞれ事務負担及び費用が生じることを踏まえ、(自己負担の合算額－自己負担限度額)が500円以上となる場合に限り、支給するものとする。

## <自己負担限度額>

○ 年額56万円(老人医療と介護保険の自己負担を合算した額の分布状況を踏まえて設定)を基本とし、医療保険各制度や所得・年齢区分ごとの自己負担限度額を踏まえてきめ細かく設定。

|                    |   | 後期高齢者医療制度<br>＋介護保険        | 被用者保険又は国保<br>＋介護保険<br>(70歳～74歳がいる世帯(※2)) | 被用者保険又は国保<br>＋介護保険<br>(70歳未満がいる世帯(※3)) |
|--------------------|---|---------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------|
| 現役並み所得者<br>(上位所得者) |   | 67万円<br>(56万円の約1.20倍(※1)) | 67万円<br>(62万円の約1.09倍)                    | 126万円<br>(67万円の約1.88倍)                 |
| 一 般                |   | <u>56万円</u>               | 62万円→56万円<br>(56万円の約1.10倍)(※4)           | 67万円<br>(56万円の約1.20倍)                  |
| 低所得者               | Ⅱ | 31万円<br>(56万円の約0.55倍)     | 31万円<br>(62万円の約0.50倍)                    | 34万円<br>(67万円の約0.51倍)                  |
|                    | Ⅰ | 19万円<br>(56万円の約0.34倍)     | 19万円<br>(62万円の約0.31倍)                    |                                        |

(※1)  $1.20 = 639,900 \div 532,800 = (\text{高額療養費制度における現役並み所得者の自己負担限度額(年単位)}) \div (\text{高額療養費制度における一般の自己負担限度額(年単位)})$

(※2・3) 対象となる世帯に、70歳～74歳の者と70歳未満の者が混在する場合には、①まずは70歳～74歳の者に係る自己負担の合算額に、(※3)の区分の自己負担限度額が適用された後、②なお残る負担額と、70歳未満の者に係る自己負担の合算額とを合算した額に、(※4)の区分の自己負担限度額が適用される。

(※4) 70歳から74歳の患者負担の見直し(1割→2割)の凍結の趣旨を踏まえ、高額療養費の限度額の見直しについても凍結することに伴い、当該見直し後の高額療養費の限度額を基にした合算制度の限度額についても変更されている。

# 一定以上所得者を2割負担とした場合の影響

- 利用者負担が2割となると、在宅サービスについては、軽度者は負担が2倍となるが、要介護度が上がると高額介護サービス費に該当することで負担の伸びが抑えられる者が多くなる。
- 施設・居住系サービスについては、要介護度別の平均費用で見ると、ほとんどの入所者が高額介護サービス費に該当することとなって負担の伸びが抑えられる。

## ① 居宅サービス利用者の負担の変化

|                              | 要介護1                 | 要介護2                  | 要介護3                  | 要介護4                  | 要介護5                  |
|------------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 平均的な利用者負担額の変化                | 約7,700円<br>→約15,400円 | 約10,000円<br>→約20,000円 | 約14,000円<br>→約28,000円 | 約17,000円<br>→約34,000円 | 約21,000円<br>→約37,200円 |
| 高額介護サービス費(37,200円)に該当する割合(※) | 0.5%                 | 8.5%                  | 37.8%                 | 51.4%                 | 62.1%                 |

※ 19,000単位以上の者の割合

## ② 施設・居住系サービスの1月当たり平均費用額と高額介護サービス費

単位：千円

|         | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特定      | 171.3 | 193   | 214.5 | 235.6 | 257.1 |
| グループホーム | 262   | 268.5 | 273.6 | 277   | 283.3 |
| 特養      | 218.3 | 240   | 258.9 | 279.8 | 298.5 |
| 老健      | 258.7 | 275   | 290.9 | 305.4 | 319.8 |
| 介護療養    | 247.8 | 284.7 | 350.7 | 386.5 | 414.3 |

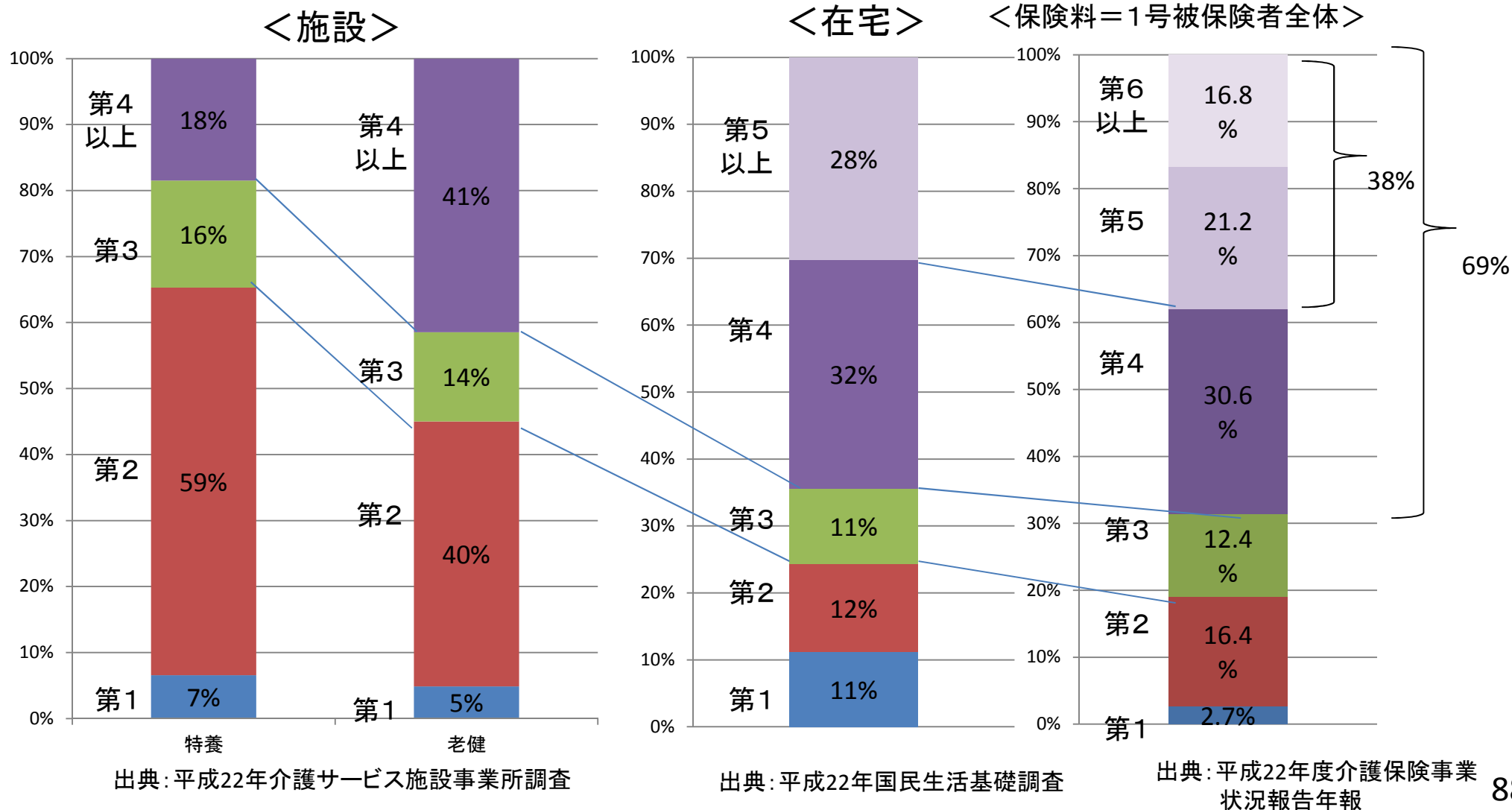
… 1割負担で高額介護サービス費(37200円)該当

… 2割負担となったときに高額介護サービス費(37200円)該当

出典：平成23年度介護給付費実態調査報告年報より作成

# 介護保険サービス利用者等の所得段階別割合

- 基準の適用を受けるのは、要介護認定を受けて実際に介護サービスを利用する者である。
- 要介護者の所得分布は、被保険者全体の所得分布と比較して低いため、仮に被保険者の上位20%に相当する基準を設定したとしても、各所得区分の構成比を勘案して粗く推計すると、実際に影響を受けるのは、在宅サービス利用者の約15% ( $20\% \times 28\% \div 38\%$ )、特養で約5% ( $20\% \times 18\% \div 69\%$ )、老健で約12% ( $20\% \times 41\% \div 69\%$ )と推定される。



## 検討に当たっての留意点

- 一定以上所得者の基準については、次のような観点から検討する必要があるのではないか。
  - ・ 実際に応分の負担ができると考えられるかどうか。
  - ・ 世代内の公平の観点から理解が得られるかどうか。
  - ・ 今後の保険財政の負担・若い世代の負担を増やさないようにする方向につながるかどうか。
  - ・ 基準として分かりやすいかどうか。
- また、検討に当たっては、次の点についても留意すべきではないか。
  - ・ 要介護状態となったときには長期化リスクがある一方で、認定率は全体としては高くないこと。
  - ・ 高額介護サービス費・高額医療・介護合算制度により負担増の歯止めがあること。

| これまでの議論での各委員のご意見と考え方                  |                                         |
|---------------------------------------|-----------------------------------------|
| 住民税課税層とすべき                            | ○ 高額医療介護合算制度といったセーフティネットがある。            |
| モデル年金が一つの指標になるのではないか。                 | ○ 現役時代に平均的な収入があった者に負担をお願いする。            |
| 事務局案① 被保険者全体の上位20%<br>事務局案② 課税層の上位50% | ○ 世代内の公平性という観点からは、被保険者全体の上位とする案①が適当か。   |
| 介護保険料第6段階以上としたらどうか。<br>※ 上位15%に相当。    | ○ 既に保険料において設けられている区分であり、分かりやすく合理的ではないか。 |
| 医療保険制度の現役並所得がよいのではないか。                | ○ 医療保険制度と同じ基準とするのが国民の納得を得られやすいのではないか。   |

# 一定以上所得者の高額介護サービス費の限度額の見直し

- 介護保険制度の高額介護サービス費の限度額は、制度創設時の医療保険の高額療養費の多数該当に合わせて設定されたが、医療保険における住民税課税世帯の基準は現在37,200円から44,400円に引き上げられており、高額介護サービス費の限度額の見直しも検討課題。
- 要介護状態が長期にわたることを踏まえ、引上げの対象は、2割負担とする一定以上所得者のうち更に一部の者に限定することとし、医療保険の現役並み所得に相当する者としてはどうか。

## <医療保険－70歳以上の高額療養費の限度額>

|                   | 外来(個人ごと)       | 自己負担限度額(現行)<br>(世帯単位)                   |
|-------------------|----------------|-----------------------------------------|
|                   |                |                                         |
| 現役並み所得者           | <u>44,400円</u> | 80,100＋医療費1%<br>(多数該当: <u>44,400円</u> ) |
| 一般                | 12,000円        | <u>44,400円</u>                          |
| 低所得Ⅱ(市町村民税非課税)    | 8,000円         | 24,600円                                 |
| 低所得Ⅰ(年金収入80万円以下等) |                | 15,000円                                 |

## <介護保険－高額介護サービス費の限度額>

|             | 自己負担限度額(現行)         |
|-------------|---------------------|
| 一般          | <u>37,200円</u> (世帯) |
| 市町村民税世帯非課税等 | 24,600円(世帯)         |
| 年金収入80万円以下等 | 15,000円(個人)         |
| 生活保護被保護者等   | 15,000円(個人)等        |

### <見直し案>

|        |         |
|--------|---------|
| 現役並み所得 | 44,400円 |
| 一般     | 37,200円 |

### 3. 補足給付の見直し（資産等の勘案）

- 平成17年から特別養護老人ホーム等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、低所得者が多く入所している実態を考慮して、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 補足給付は、福祉的な性格や経過的な性格を有する給付であるが、預貯金や不動産を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした補足給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

（注）認定者数：103万人、給付費：2844億円〔平成23年度〕

#### 預貯金等

一定額超の預貯金等（単身では1000万円超、夫婦世帯では2000万円超程度を想定）がある場合には、対象外。→本人の申告で判定。金融機関への照会、不正受給に対するペナルティ（加算金）を設ける

#### 不動産

一定の評価額超の居宅等の不動産を所有している場合には対象外とし、これを担保に補足給付相当額の貸付を行い、死後に回収する仕組みを検討しているが、委託先の確保など制度実施に向けて課題あり

#### 配偶者の所得

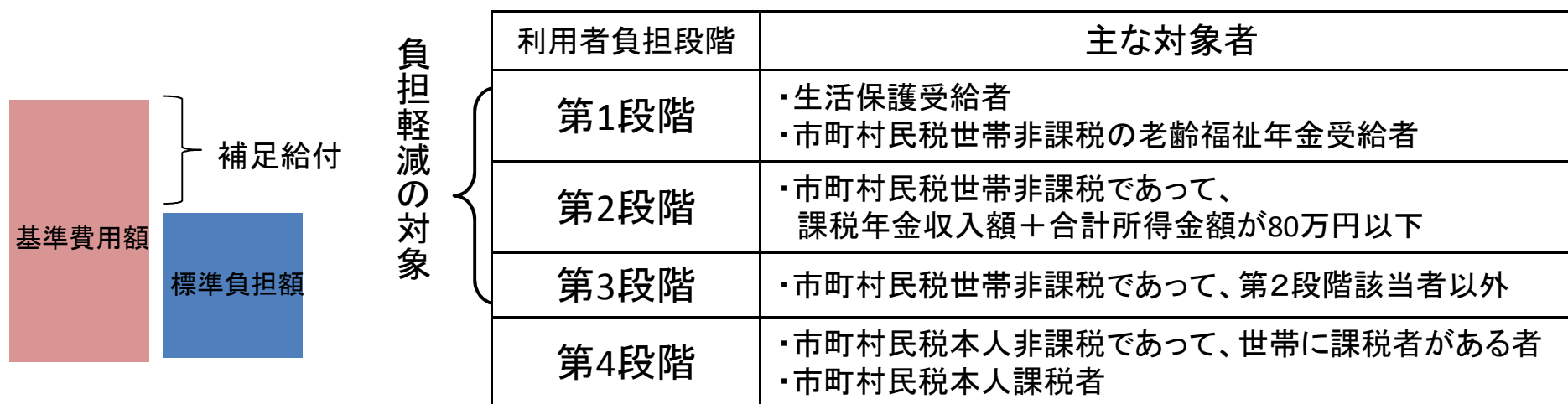
施設入所に際して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外

#### 非課税年金収入

補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案する

# 特定入所者介護サービス費(補足給付)の概要

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階に該当する方を対象に、段階に応じた自己負担額(負担限度額)を設定
- 食費・居住費の標準的な費用の額(基準費用額)と自己負担額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費(補足給付)として施設等に支払う。

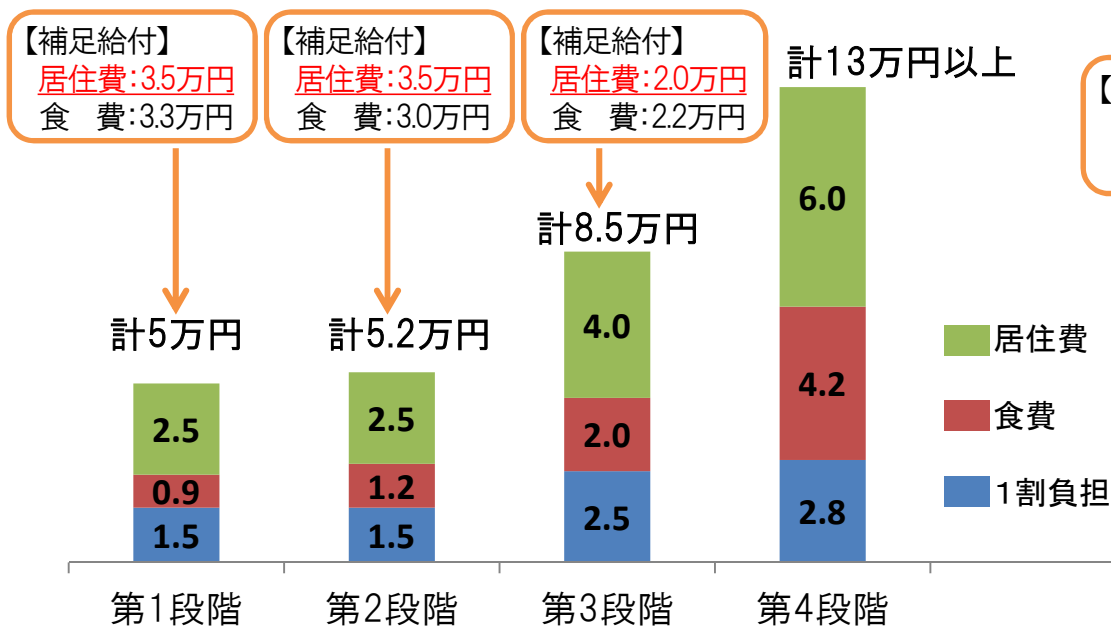


|     |           |        | 基準費用額<br>(月額)  | 負担限度額: 月額    |              |                |
|-----|-----------|--------|----------------|--------------|--------------|----------------|
|     |           |        |                | 第1段階         | 第2段階         | 第3段階           |
| 食費  |           |        | 1,380円 (4.2万円) | 300円 (0.9万円) | 390円 (1.2万円) | 650円 (2.0万円)   |
| 居住費 | 多床室       |        | 320円 (1.0万円)   | 0円 (0万円)     | 320円 (1.0万円) | 320円 (1.0万円)   |
|     | 従来型<br>個室 | 特養等    | 1,150円 (3.5万円) | 320円 (1.0万円) | 420円 (1.3万円) | 820円 (2.5万円)   |
|     |           | 老健・療養等 | 1,640円 (5.0万円) | 490円 (1.5万円) | 490円 (1.5万円) | 1,310円 (4.0万円) |
|     | ユニット型準個室  |        | 1,640円 (5.0万円) | 490円 (1.5万円) | 490円 (1.5万円) | 1,310円 (4.0万円) |
|     | ユニット型個室   |        | 1,970円 (6.0万円) | 820円 (2.5万円) | 820円 (2.5万円) | 1,310円 (4.0万円) |

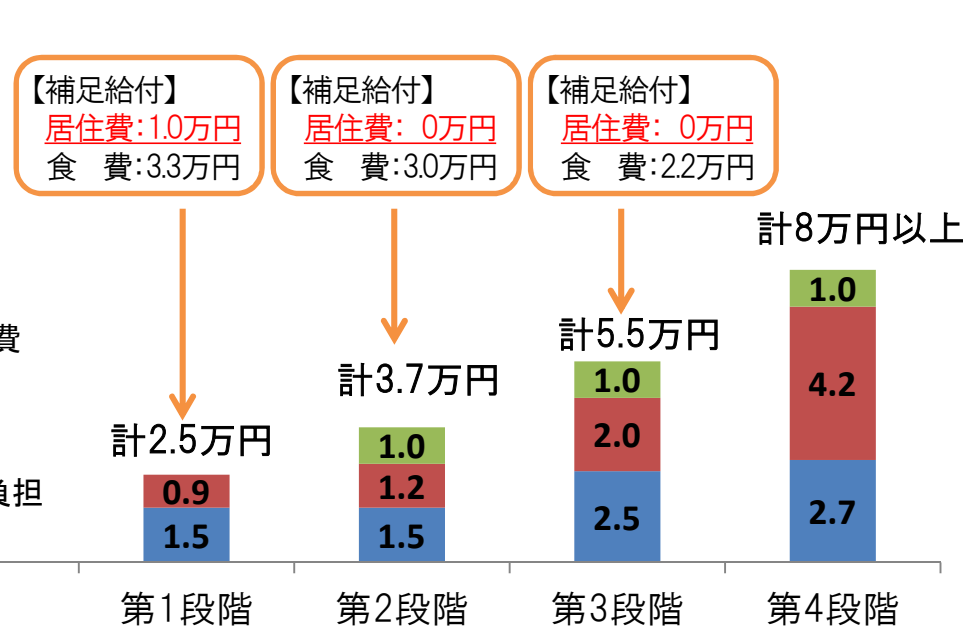
# 補足給付(低所得者の食費・居住費の負担軽減)の仕組み

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費として給付
- 現在は、課税所得のみを勘案しており、資産や、非課税収入があっても給付の対象となっている。

## <特養ユニット型個室の利用者負担>



## <特養多床室の利用者負担>



負担軽減の対象となる低所得者

|       | 主な対象者                                     |
|-------|-------------------------------------------|
| 第1段階  | ・生活保護受給者<br>・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者         |
| 第2段階  | ・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下     |
| 第3段階  | ・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外            |
| 第4段階～ | ・市町村民税本人非課税であって、世帯に課税者がある者<br>・市町村民税本人課税者 |

# 入所期間に応じた補足給付の受給額

(単位:万円)

|         |                   | 1年間<br>※老健施設平均在所日数:329日 | 4年間<br>※特養平均在所日数:1475日 | 10年間 |
|---------|-------------------|-------------------------|------------------------|------|
| ユニット型個室 | 第2段階<br>【月額6.5万円】 | 78                      | 312                    | 781  |
|         | 第3段階<br>【月額4.2万円】 | 51                      | 203                    | 507  |
| 多床室     | 第2段階<br>【月額3万円】   | 36                      | 145                    | 361  |
|         | 第3段階<br>【月額2.2万円】 | 27                      | 107                    | 266  |

## 補足給付の認定者数と給付費

(1) 認定者数(平成23年度末)

<万人>

|    |             | 合計  | 第1段階 |     | 第2段階 |     | 第3段階 |     |
|----|-------------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| 合計 |             | 103 | 7.3  | 7%  | 70   | 68% | 26   | 25% |
|    | 介護老人福祉施設    | 30  | 1.9  | 6%  | 22   | 73% | 6.6  | 22% |
|    | 介護老人保健施設    | 16  | 1.3  | 8%  | 11   | 69% | 4.0  | 25% |
|    | 介護療養型医療施設   | 3.9 | 0.4  | 10% | 2.6  | 67% | 0.9  | 23% |
|    | 地域密着型老人福祉施設 | 0.8 | 0.0  | 0%  | 0.6  | 75% | 0.2  | 25% |
|    | 短期入所生活介護等   | 52  | 3.7  | 7%  | 34   | 65% | 14   | 27% |

(2) 給付費(平成23年度)

<百万円>

|          |                      |         |
|----------|----------------------|---------|
| 食費       |                      | 220,392 |
|          | 介護老人福祉施設             | 122,449 |
|          | 介護老人保健施設             | 63,573  |
|          | 介護療養型医療施設            | 14,574  |
|          | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 3,685   |
|          | 短期入所生活介護等            | 16,111  |
| 居住費(滞在費) |                      | 63,973  |
|          | 介護老人福祉施設             | 40,635  |
|          | 介護老人保健施設             | 11,562  |
|          | 介護療養型医療施設            | 1,080   |
|          | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 3,488   |
|          | 短期入所生活介護等            | 7,208   |
| 合 計      |                      | 284,365 |

(注) 認定者数は、境界層認定の関係で、食費に係る認定数と居住費に係る認定数に若干の相違があるが、万人単位の数字は同じ。

出典：平成23年度介護保険事業状況報告

### 3 介護保険制度について

#### 現状・課題

- 制度発足(2000年)から12年間で、要介護(要支援)認定者数は218万人から533万人(約2.44倍)に、サービス利用者数は149万人から445万人(約3倍)に増加。この間、介護費用は3.6兆円から8.9兆円(約2.4倍)に、第1号保険料は2,911円から4,972円(約1.7倍)に増加。
- 今後の更なる高齢化の進展により、2025年度のサービス利用者数は657万人(2012年度の1.5倍)と推計され、介護費用は約20兆円まで膨らみ、第1号保険料は8,000円を超える見込み。併せて、サービス量の変化に伴い、介護職員は最大249万人(2012年度(149万人)の1.6倍)となる見込み。(厚生労働省資料)

#### 検討の方向性

##### 1. 安定的かつ持続可能な制度の構築

介護保険制度を安定的かつ持続可能なものとし、国民の保険料に係る負担の増大を抑制するためには、更なる国費負担の拡充、利用者負担等の適切な見直し、従事者の確保が不可欠。



- 介護保険財政の健全な運営のため、保険者の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって保険者の財政負担や保険料負担が過重とならないよう、国による十分かつ適切な財政措置が必要。
- 一体改革による「第1号保険料の低所得者保険料軽減強化1,300億円」を必ず確保することが必要。
- 低所得者対策については、国の責任において、確実に財源を確保し、基準の策定も含めて総合的かつ統一的な対策を講じることが必要。世代間の公平性や制度運営の安定性の観点から、所得に加え、保険者事務負担に配慮した資産の適正な評価等の総合的な対策が必要。
- 介護従事者を安定的に確保するため、労働環境の改善や介護報酬の一定割合が確実に給与に反映される仕組みの構築が必要。

# 配偶者間の生活保持義務について

○ 家族法の通説では夫婦間においては、他の親族間の扶養とは性質を異にする「生活保持義務」があると解され、判例もこれにしたがっている。

「752条にいう夫婦間の扶助は、未成熟の子を含む夫婦一体としての共同生活に必要な衣食住の資を供与し合うことであり、相手の生活を自分の生活として保障することである。従って、親族間の扶養とは性質を異にする。親族間の扶養は、自分の生活に余裕のある場合に相手の窮乏を外部から支持することである。夫婦間の扶助は、いわゆる生活保持の義務であり、親族間の扶養は生活扶助の義務だといわれるのは、そのためである。」

我妻 榮『親族法』（有斐閣）

「民法上夫婦間には同居、扶助の義務（752条）或いは婚姻費用分担義務（760条）があり、たとえ別居しているのであっても、事実上離婚関係に至らない限り、協力・扶助の義務はなくなり、婚姻費用の分担者は、他方に対して生活保持に必用な費用は与えなければならないとされている。」

（東京地裁昭和62年3月19日判決）

民法（抄）

（同居、協力及び扶助の義務）

第752条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

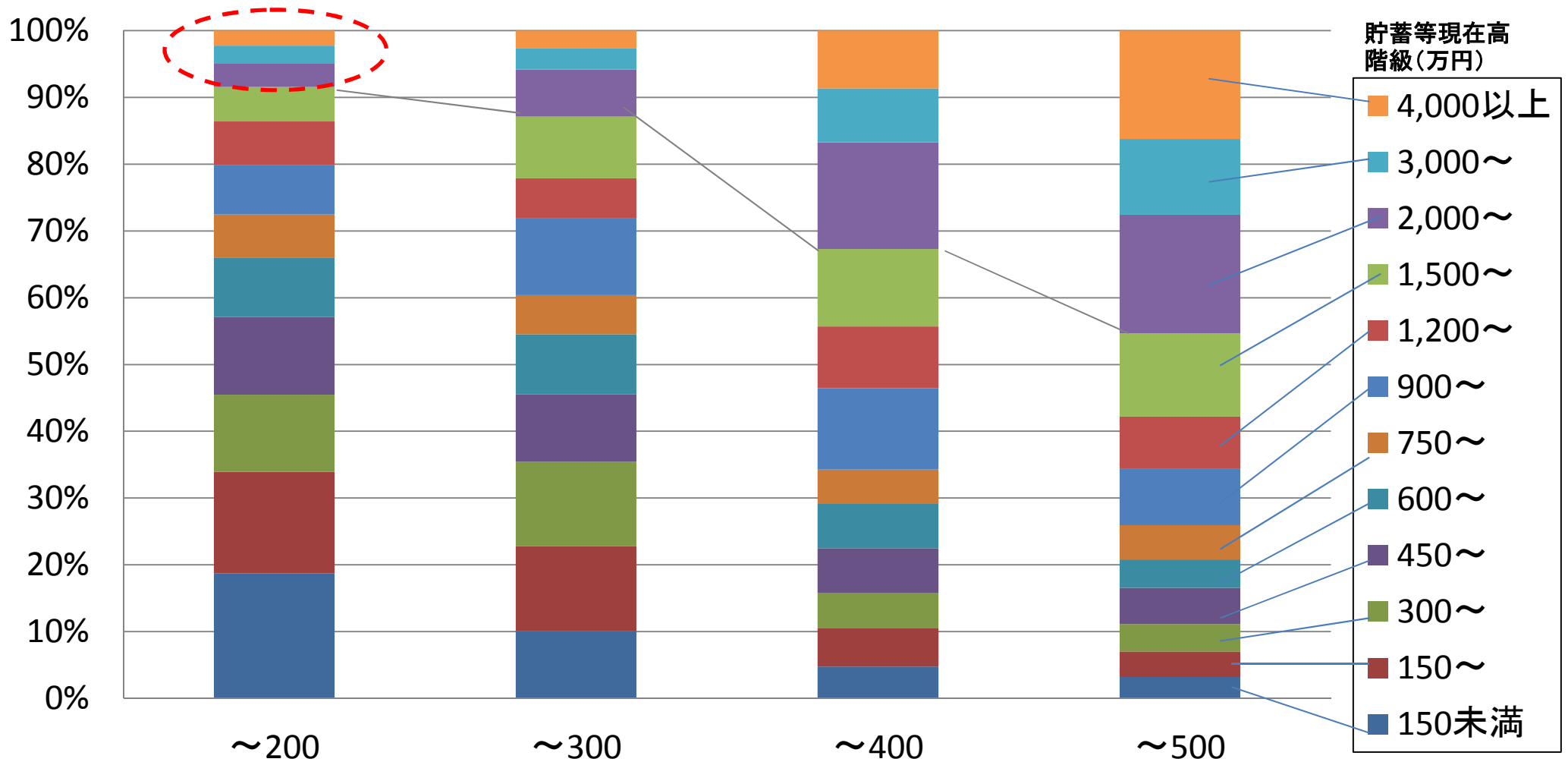
（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

# 高齢者世帯の貯蓄等の状況

## (1) 夫婦高齢者世帯の収入階級別の貯蓄等保有状況

○ 収入200万円未満の世帯で貯蓄等が2000万円以上の世帯の占める割合は約8%。



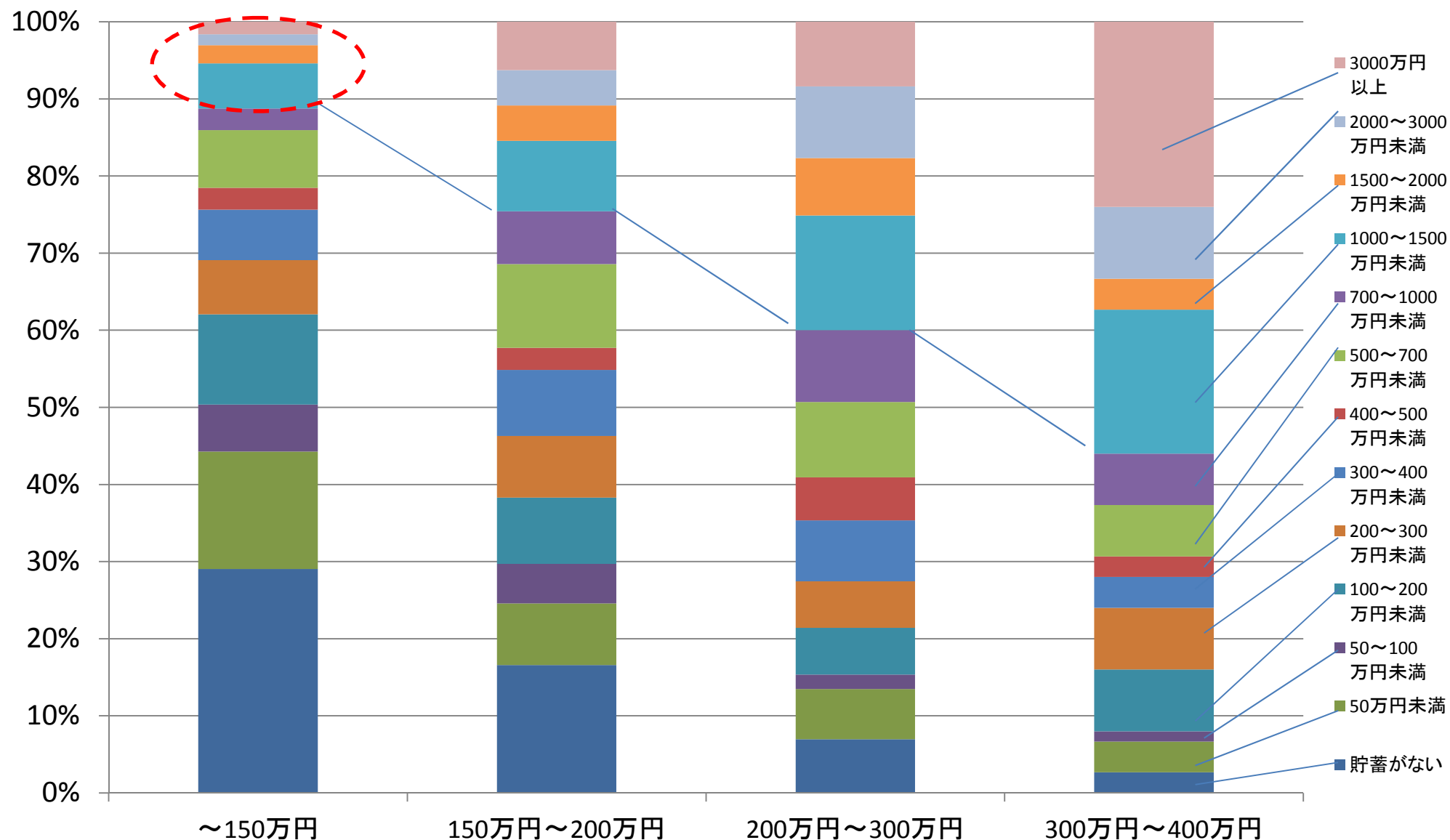
(注)「夫婦高齢者世帯」とは65歳以上の夫婦のみの世帯を指す

〔出典〕平成21年全国消費実態調査

(収入階級:万円)

## (2) 高齢者単身世帯の収入階級別の貯蓄等保有状況

○ 収入150万円未満の世帯で貯蓄等が1000万円以上の世帯の占める割合は11%。



(注)「高齢者単身世帯」とは65歳以上の単身世帯を指す

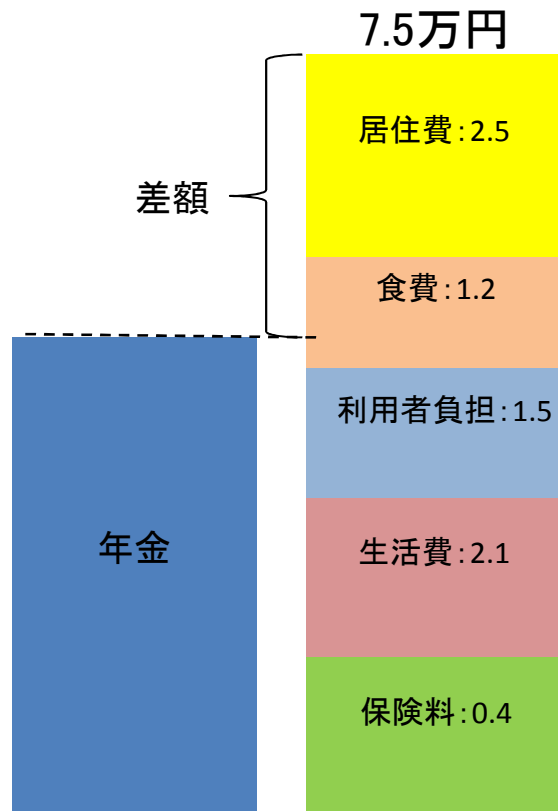
〔出典〕平成22年国民生活基礎調査を特別集計

# 施設での生活にかかる費用等の目安

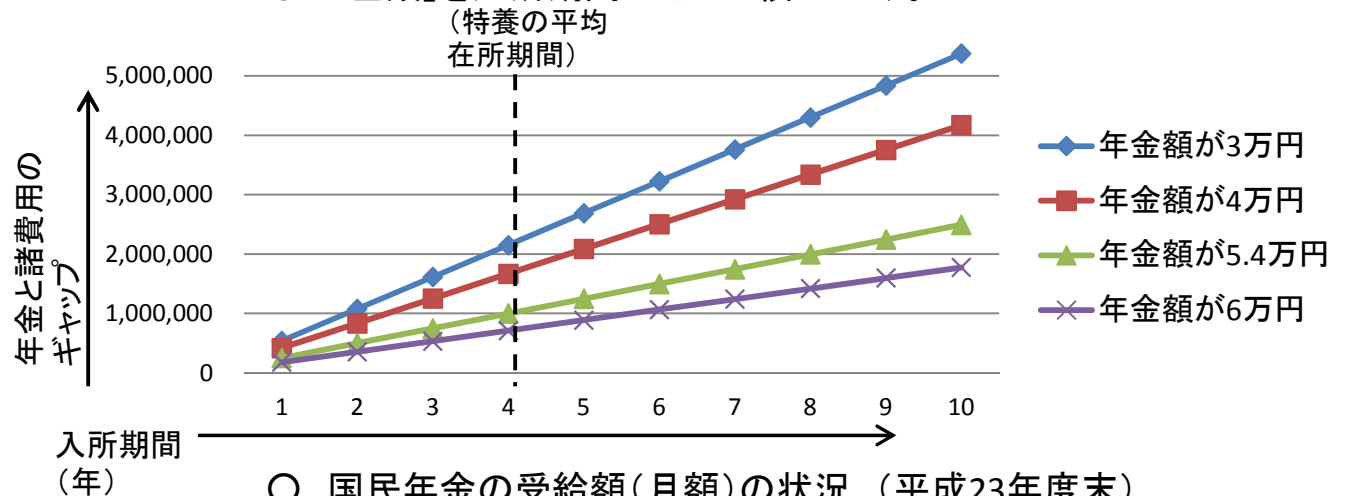
## ユニット型の施設に入所した場合

- 基準額を下回る場合には補足給付の対象となることから、年金収入が少なくても、ユニット型個室に入居して補足給付による負担軽減を受けつつ食費・居住費、利用者負担、その他の生活費、各種保険料を負担することができることを想定。
- 特養の場合には9割以上の入所者が10年以内に退所している。
- また、国民年金受給月額平均5.5万円。9割の者が月額3万円以上となっている。
- ユニット型の施設に入所した場合でも、預貯金500万円程度があれば年金額が低い者でも補足給付を受けながら10年居住することができる。

- 国民年金受給者がユニット型個室に入居した場合の一月当たりの費用



- 「差額」を入所期間に応じて積み上げ。



- 国民年金の受給額(月額)の状況 (平成23年度末)

| 月額(万円) | 人数         | 割合    | 累積割合   |
|--------|------------|-------|--------|
| ～ 1    | 116,884    | 0.4%  | 0.4%   |
| 1 ～ 2  | 351,978    | 1.3%  | 1.8%   |
| 2 ～ 3  | 1,111,636  | 4.2%  | 6.0%   |
| 3 ～ 4  | 3,515,140  | 13.3% | 19.2%  |
| 4 ～ 5  | 3,715,496  | 14.0% | 33.2%  |
| 5 ～ 6  | 5,085,167  | 19.2% | 52.4%  |
| 6 ～ 7  | 11,174,592 | 42.2% | 94.6%  |
| 7 ～    | 1,433,330  | 5.4%  | 100.0% |

平均:54,612円

出典:平成23年度厚生年金  
保険・国民年金事業報告

## 対象とする「預貯金等」の範囲

### ＜対象とする預貯金等の種類について＞

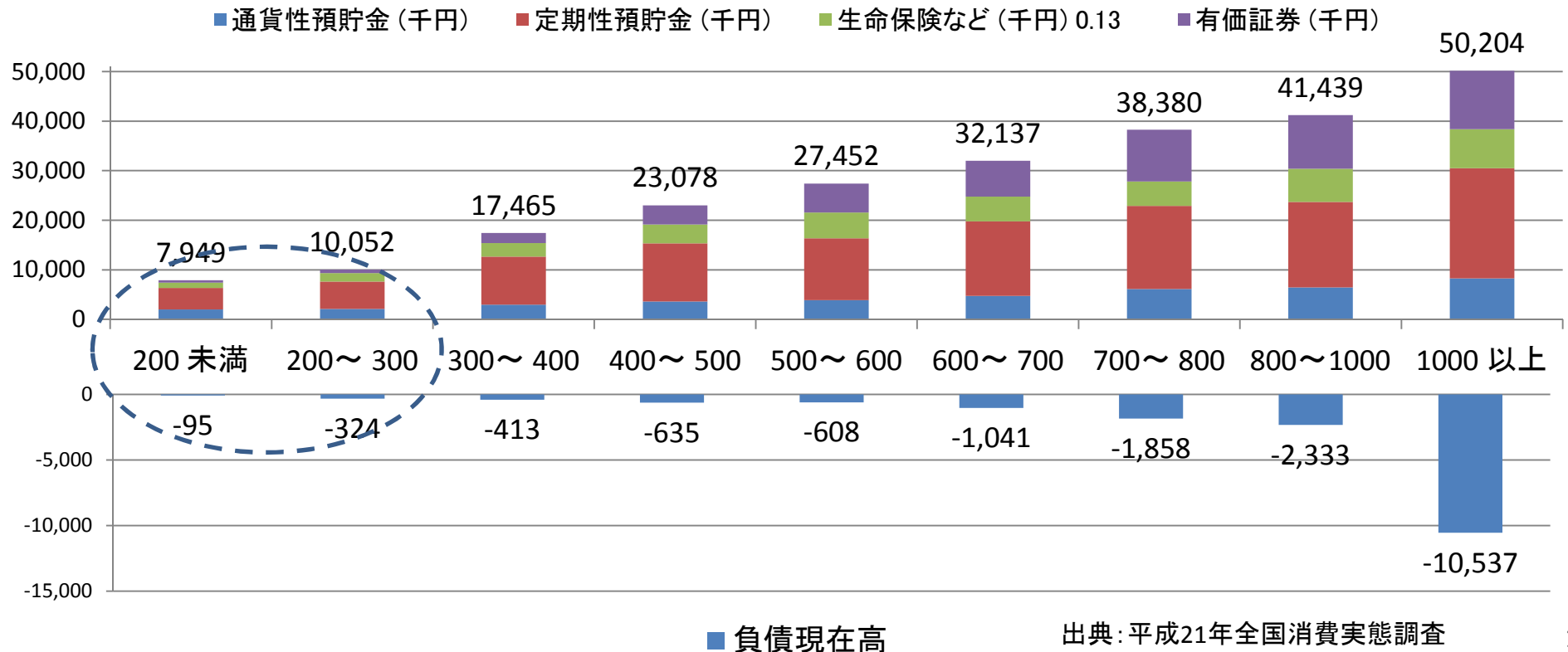
- 預貯金、有価証券その他の現金を対象とすることとしてはどうか。
- 負債がある場合には、確認書類を添えて申告の上、預貯金等の額と相殺することとしてはどうか。

### ＜対象外とする資産の種類について＞

- 生命保険等を保有している場合があるが、保険事故に対する保障を目的とする資産は、対象としないこととしてはどうか。

※ 低所得高齢者の金融資産の大部分は預貯金であり、負債がある者も少ないので、こうしたケースは比較的希であると考えられる。

### (参考) 高齢者夫婦世帯の貯蓄現在高等の状況



出典：平成21年全国消費実態調査

# 預貯金等の額の確認方法

## <自己申告制度とする考え方>

- 現在、預貯金等の金融資産を網羅的に把握できる仕組みはない。
  - 番号制度が施行されても、金融機関等の口座や配当・譲渡益等の名寄せを行うことは現在のところ予定されていない。
- なお、以下のような施行後3年後の検討規定がある。

## (参考)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

附 則

(検討等)

第6条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

- このため、預貯金等の勘案については、正確に把握する仕組みを前提条件とするならば、当面実施の目途は立たないこととなる。自己申告の公平性への批判はあるが、何も行わずに格差をそのまま存置して保険料負担者の負担を増大させるよりも、現在可能な手段を用いて格差の大きい高齢者の世代内の費用負担の公平化を可能な限り図っていくべきではないか。

## <資産の確認方法・適正な申告を促す仕組みについて>

- 補足給付を受給する者が申請書に必要な書類を添付して申請を行う。
- 補足給付の申請書上、場合によっては金融機関への調査を行うとともに不正受給には加算金がある旨を明記し、あらかじめ調査への同意を得ることとする。
- 申請に当たり本人ないし代理する家族等が預貯金等の額を自己申告するとともに、通帳の写し等を添付し、保険者において確認を行う。
- 保険者は介護保険法に既にある金融機関等への照会規定(次頁参照)を活用して、金融機関等への預貯金の調査を必要に応じて行う。
- また、他制度を参考に、受給者本人に不正受給があった場合の加算金の規定を創設し、補足給付の申請者には、こうした加算金が課されることもある旨を申請書等に記載して周知する。

※ 現段階で想定しているものであり確定したものではない。<sup>102</sup>

# 資産等の照会に係る根拠規定

介護保険法(平成9年法律第123号)(抄)

(資料の提供等)

第203条 市町村は、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 (略)

## 社会福祉法人等による軽減制度における非課税年金の収入算定

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱  
(抜粋)

### 3 実施方法

(3) 軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、以下の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者及び生活保護受給者とする。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

※ 「年間収入」は、非課税収入や仕送りなども含む。

# 不正申告による不正受給に対する返還金等の例

## 雇用保険の例

- 雇用保険では、失業等給付を偽りその他の不正の行為により受給した場合に、給付の返還を求めるほかに受給額の2倍以下の納付金の納付を命ずることができる。

(返還命令等)

第10条の4 偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができる、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

## 生活保護の例

- 平成25年度の通常国会に提出された生活保護法の改正案においては、不実の申請その他の不正な手段により保護を受けた場合に、その返還を求める他にその額に100分の40を乗じた加算金の徴収を行うことができることとしている。

(費用等の徴収)

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を思弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

※現在の介護保険法では、事業者については、不正請求に係る返還金の加算（40％）の規定がある。

(不正利得の徴収等)

第22条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

- 3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

## 預貯金等勘案関係の実務上の課題と対応の方向

○金融機関に照会する法的根拠。



○介護保険法第203条により銀行等への報告を求めることができることとされている。生活保護法の規定も同様の規定となっている。

○金融機関への照会の位置付け。



○適正な申告を促すための動機付けともなるもの。

○金融機関への照会に対する対応の確保



○基本的にサンプル調査となり、金融機関に重い負担をかけるものではないと考えるが、補足給付の申請書上あらかじめ金融機関等への調査の同意を得ることとすれば、金融機関の対応を得られやすくなるのではないか。

○預貯金等の確認の頻度等



○一度預貯金を確認した場合、それを一定期間有効とし、毎年提出までは求めないなど、事務負担に配慮した仕組みとすることを検討。

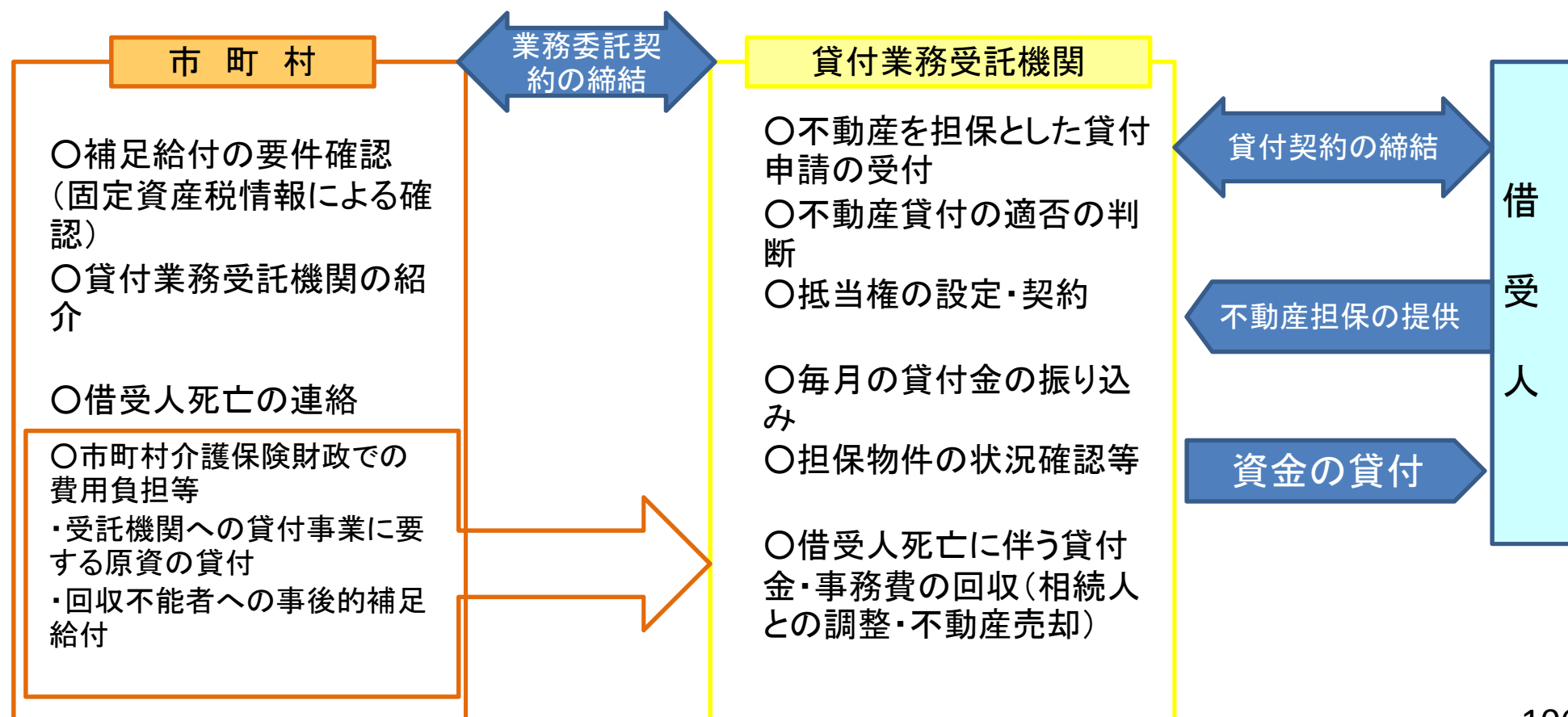
○有価証券の取り扱い



○証券会社を通じて有価証券を保有している場合には、評価額について証券会社の口座残高の写しにより確認は可能。

# 不動産を担保とした貸付制度のイメージ（案）

- 実施に当たっては、市町村の事務負担を踏まえ可能な限り簡便な仕組みとし、外部への委託を可能とする方向で検討することとしてはどうか。
- 不動産貸付事業は流動性を確保できる一定の価値以上の不動産が存在する市町村において一定の価値以上の不動産を対象に実施し、最終的に不動産が処分できなかった場合の事後的な補足給付などを介護保険財政で負担する方向で検討することとしてはどうか。
- 具体化に向けて、制度の対象者や事務的なコストも含めた費用対効果の面や、委託先の確保にも留意して実施方法を検討するべきではないか。



# 不動産担保貸付の事業化について引き続き検討すべき課題

- 不動産担保貸付について関係者との調整を進めてきたところだが、現段階では事業化に向けて次のような課題が指摘されている。
- 現時点で全国的に委託先が確保できる状況にはなっておらず、事業化に向けたスキームの詳細や費用対効果について引き続き検討することが必要。

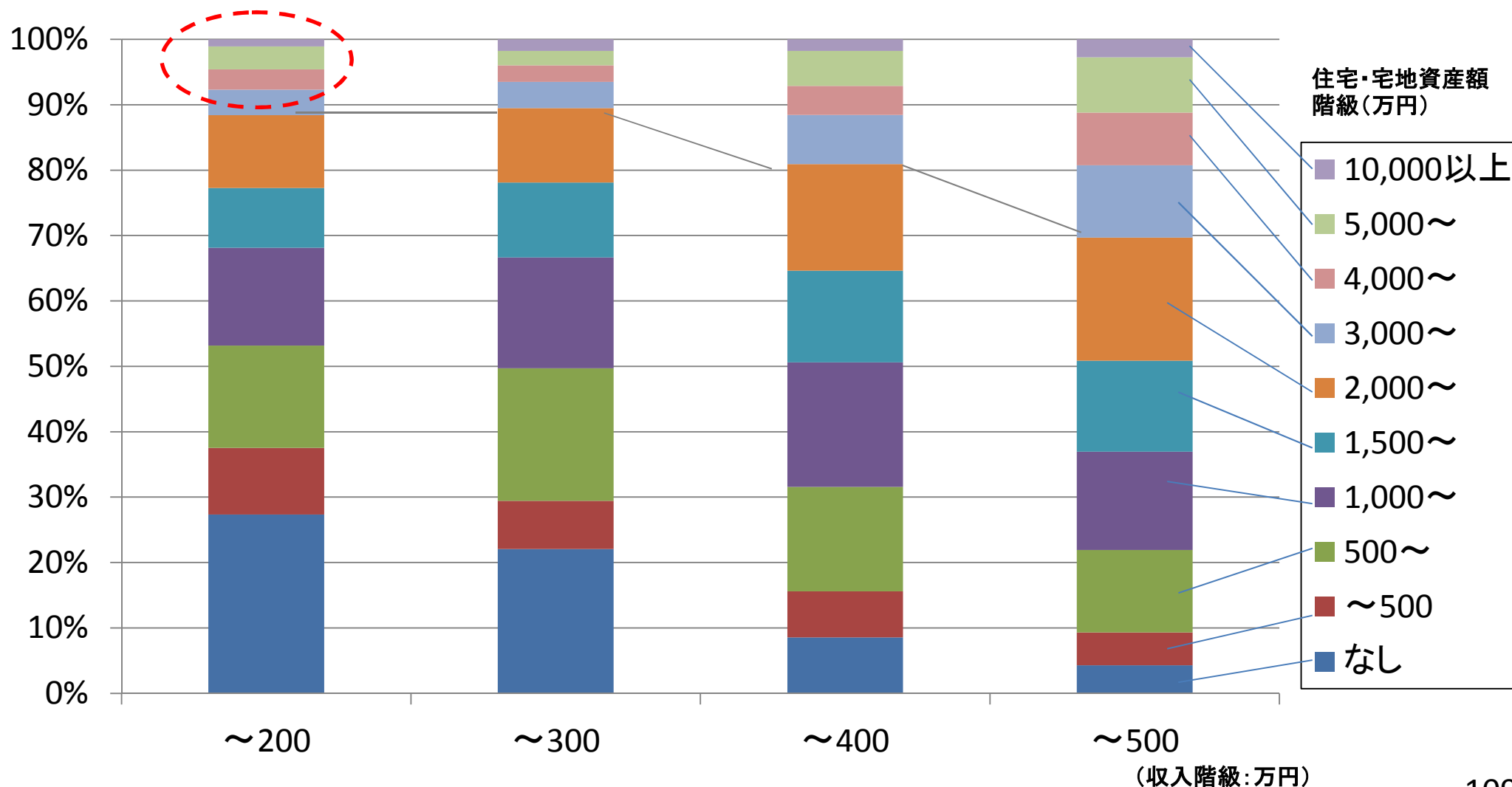
| 検討案                                                              | 関係者(自治体・金融機関等)から指摘された課題(例)                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○市町村保険者から外部への委託を可能とする。                                           | ○市町村の体制では貸付事業を直接実施することは困難であり、実施するには確実な委託先の確保が大前提となる。                                                                                                                                                                                                                                            |
| ○固定資産税評価額で2000万円以上の宅地を所有する者を補足給付の対象外とし、当該宅地を担保とした貸付を実施する。        | <p>○宅地の価格には地域差があり、市町村単位とした場合、取扱件数が少なくなるケースも考えられ、民間ベースでは採算の確保が期待しづらい可能性がある。</p> <p>○貸付先については、貸付業務の委託先により判断が異なることがあり、標準的な実施方法を確立する必要がある。</p> <p>○金融機関等に委託する場合にはシステム整備が必須であり、また鑑定評価や貸付金の金利、事務コストなどがかかるほか、採算を成り立たせることが必要。</p> <p>○貸付額が少額な割には借受人に利子等の負担がかかり、また大がかりな仕掛けが必要となるので、費用対効果の観点からも検証すべき。</p> |
| ○貸付原資を介護保険財政から貸付。また、担保割れにより回収不能となった場合には、事後的に補足給付を行い、介護保険財政により負担。 | <p>○長期にわたる貸付では、長生きリスク、不動産価値下落リスク、金利上昇リスクがあるため、担保割れのリスクやそれに伴う費用の負担をどうするか整理する必要がある。</p> <p>○借受人が亡くなったあとの相続関係の対応がトラブルになりやすいので十全な整理が必要。</p>                                                                                                                                                         |

不動産担保貸付事業については、その事業化に向けて、次のようなスキームの詳細や費用対効果などの課題について引き続き検討していくこととしている。

| 引き続き検討すべき主な課題  |                                                                 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1) 各地域での事業化    | 対象となる宅地不動産は地域ごとにばらつきがあることから、そのような状況の中で各地域での事業化を図る手立てを検討する必要がある。 |
| 2) 実務的課題       | 以下のような実務的な課題について、引き続き検討し、整理をしていく必要がある。                          |
| ① 貸付の枠組み関係     | 貸付対象となる者の選定方法、不動産の鑑定・評価のあり方、貸付限度額の設定のあり方、相続人対策のあり方など            |
| ② 貸付開始後の管理の在り方 | システム等業務処理方法、限度額割れした場合の対応、契約の変更・終了を要する場合の対応など                    |
| ③ 本人死亡後の対応     | 本人死亡後の相続人への請求のあり方、居住不動産の処分方法、限度額割れとなった場合の対処方法など                 |
| ④ 貸付業務に係る費用    | 必要な費用の調達方法、かかる経費の関係者での分担方法など                                    |
| 3) 費用対効果の検証    | 全体としての費用対効果を高める方法を検討する必要がある。                                    |

# 夫婦高齢者世帯の収入階級別の住宅・宅地資産額状況

○収入200万円未満の世帯で住宅・宅地資産額が3,000万円以上の世帯の占める割合は12%



(注)「夫婦高齢者世帯」とは65歳以上の夫婦のみの世帯を指す

[出典]平成21年全国消費実態調査

# 遺族年金の概要

|                           | 遺族基礎年金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 遺族厚生年金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給要件                      | <p>①短期要件または長期要件に該当すること<br/>           ア)短期要件<br/>           被保険者が死亡したとき、または被保険者であったことがある60歳以上65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき。<br/>           イ)長期要件<br/>           老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>②保険料納付要件<br/>           短期要件の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上であること。ただし、障害基礎年金と同様の直近1年要件の特例あり。</p> <p>③遺族の範囲<br/>           死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給。<br/>           ①子のある妻<br/>           ②子<br/>           ※ 遺族基礎年金の支給対象を「子のある妻」から「子のある配偶者」と改正する法律が成立しました。(平成26年4月施行予定。施行日以後に母親が亡くなった父子家庭が対象)<br/>           ※ 子の年齢要件<br/>           ・18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子<br/>           ・20歳未満で1級または2級の障害者</p> | <p>①短期要件または長期要件に該当すること<br/>           ア)短期要件<br/>           ①被保険者が死亡したとき。<br/>           ②被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき。<br/>           ③1級または2級の障害厚生年金受給権者<br/>           イ)長期要件<br/>           老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>②保険料納付要件<br/>           短期要件の①・②の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要。</p> <p>③遺族の範囲<br/>           死亡した人によって生計を維持されていた、次の人に支給。<br/>           ①遺族基礎年金の対象となる遺族<br/>           ②子のない妻<br/>           ③55歳以上の夫・父母・祖父母(60歳から支給)<br/>           ④孫(遺族基礎年金の支給対象となる子と同様の年齢要件あり)</p> <p>※ 平成19年4月以降、夫の死亡時に30歳未満で子のない妻等に対して支給される遺族厚生年金については、5年間の有期給付となった。</p> |
| 年金額<br>(平成26年3月～平成25年10月) | 778,500円 + 子の加算<br>● 子の加算<br>第1子、第2子…各224,000円<br>第3子以降…各74,600円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | $[(\text{平均標準報酬月額}) \times (10/1000 \sim 7.5/1000※) \times (\text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}) + (\text{平均標準報酬額}) \times (7.692/1000 \sim 5.769/1000※) \times (\text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数})]$ $\times 1.031 \times 0.968 \times 3/4$ <p>※乗率は生年月日により異なる。</p> <p>(注)被保険者期間が300月(=25年)に満たないときは300月(25年)。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

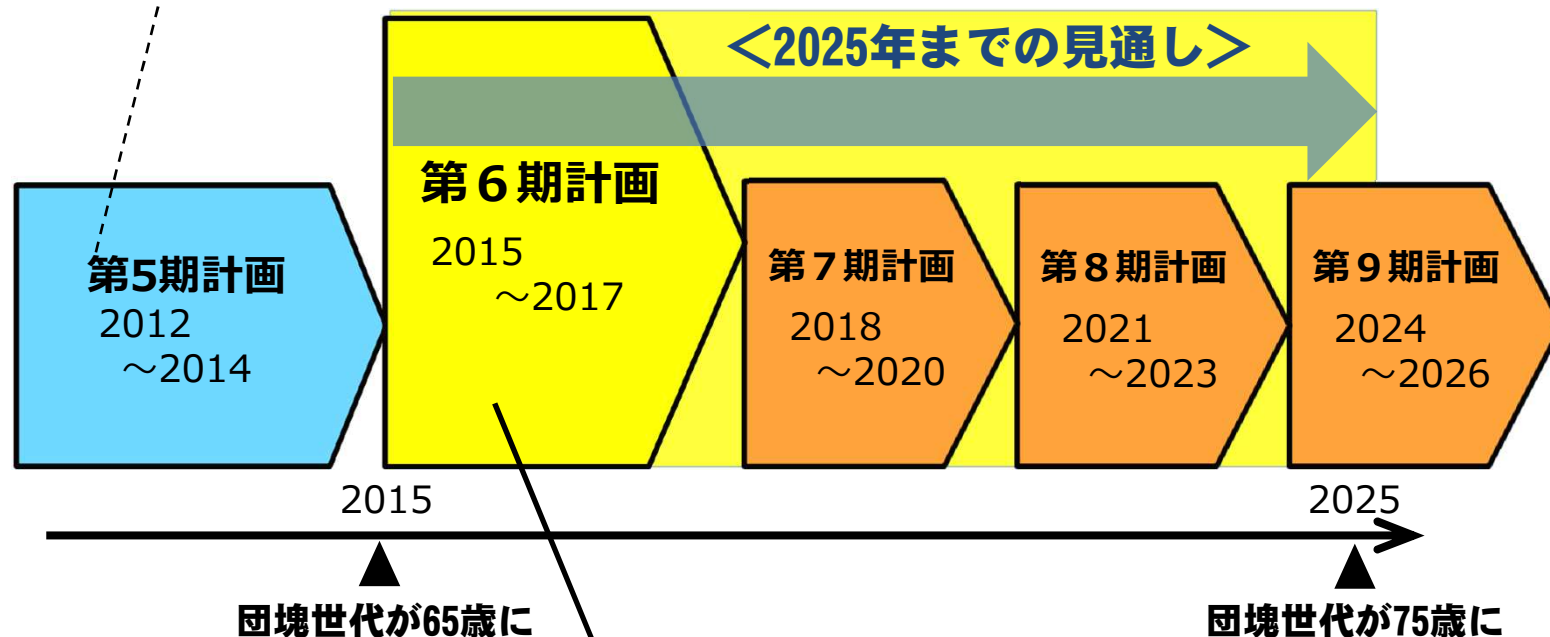
# 障害年金の概要

|                       | 障害基礎年金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 障害厚生年金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給要件                  | <p>①保険料納付要件<br/>ア) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること。<br/>イ) 初診日が平成38年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと(＝直近1年要件の特例)。</p> <p>②初診日において、被保険者であるかまたは被保険者であった人であって60歳以上65歳未満の国内居住者であること</p> <p>③障害の状態<br/>障害認定日(※)において、障害の程度が1級または2級に該当すること。<br/>(ただし、障害認定日に1級または2級に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級または2級に該当した時は、請求により障害基礎年金を受給)</p> <p>●20歳前傷病による障害基礎年金<br/>初診日において20歳未満であった人が20歳に達した日において1級・2級の障害の状態にあるとき、または、20歳に達した後に1級・2級の障害の状態となったときは、障害基礎年金が支給される。ただし、所得制限がある。</p> | <p>①保険料納付要件<br/>障害基礎年金と同じ。</p> <p>②初診日において被保険者であること</p> <p>③障害の状態<br/>障害認定日において、障害の程度が1級～3級に該当すること。<br/>※ 障害認定日<br/>初診日から1年6カ月経過した日。その間に治った場合は治った日。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 年金額(平成25年10月～平成26年3月) | <p>1級 778,500円 × 1.25 + 子の加算<br/>2級 778,500円 + 子の加算</p> <p>●子の加算<br/>第1子・第2子・・・各224,000円<br/>第3子以降・・・各 74,600円<br/>※子とは<br/>・18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子<br/>・20歳未満で1・2級の障害者</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>1級 [(平均標準報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.968 × 1.25 + 配偶者の加算(224,000円)</p> <p>2級 [(平均標準報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.968 + 配偶者の加算(224,000円)</p> <p>3級 [(平均標準報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.968<br/>※最低保障額(583,900円)</p> <p>(注)被保険者期間が300月(＝25年)に満たないときは300月(＝25年)</p> |

### Ⅲ 2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

## 2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

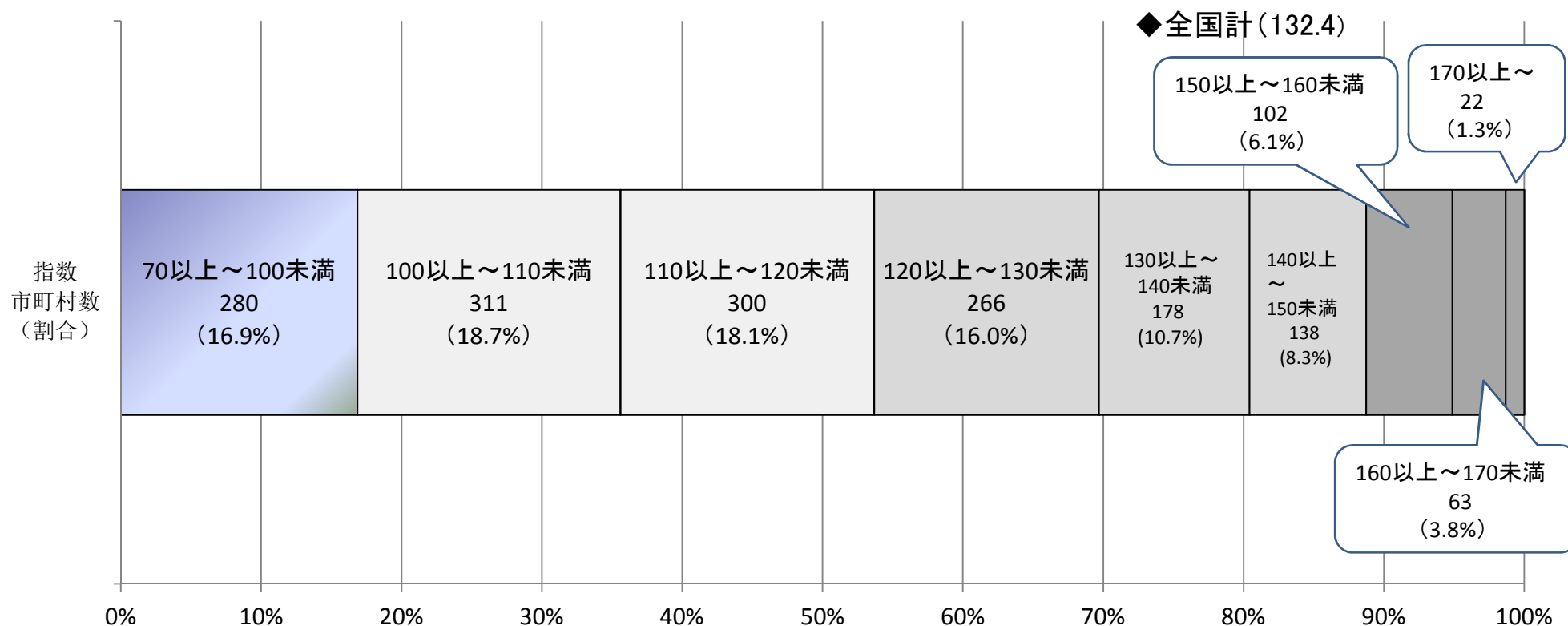
第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる 地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート



- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け「地域包括ケア計画」として、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくべきではないか。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を求めることとしてはどうか。
- また、地域包括ケアシステムを構成する各要素に関する取組について、新たに実施する事業も含め、地域の将来を見据えたより具体的な記載を求めることとしてはどうか。

75歳以上人口の2015年から2025年までの伸びでは、全国計で1.32倍であるが、市町村間の差は大きく、1.5倍を超える市町村が11.3%ある一方、減少する市町村が16.9%ある。

## 75歳以上人口について、平成27(2015)年を100としたときの平成37(2025)年の指数



注)市町村数には福島県内の市町村は含まれていない。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

## 第5期介護保険事業計画と日常生活圏域ニーズ調査

○ 地域の課題・ニーズを的確に把握するため、第5期計画（平成24～26年度）からは、計画策定に当たり、各市町村が「日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、地域の課題・ニーズを把握することとした。

### 【目的】

- ・どの圏域に
  - ・どのようなニーズをもった高齢者が
  - ・どの程度生活しているのか
- を把握する。

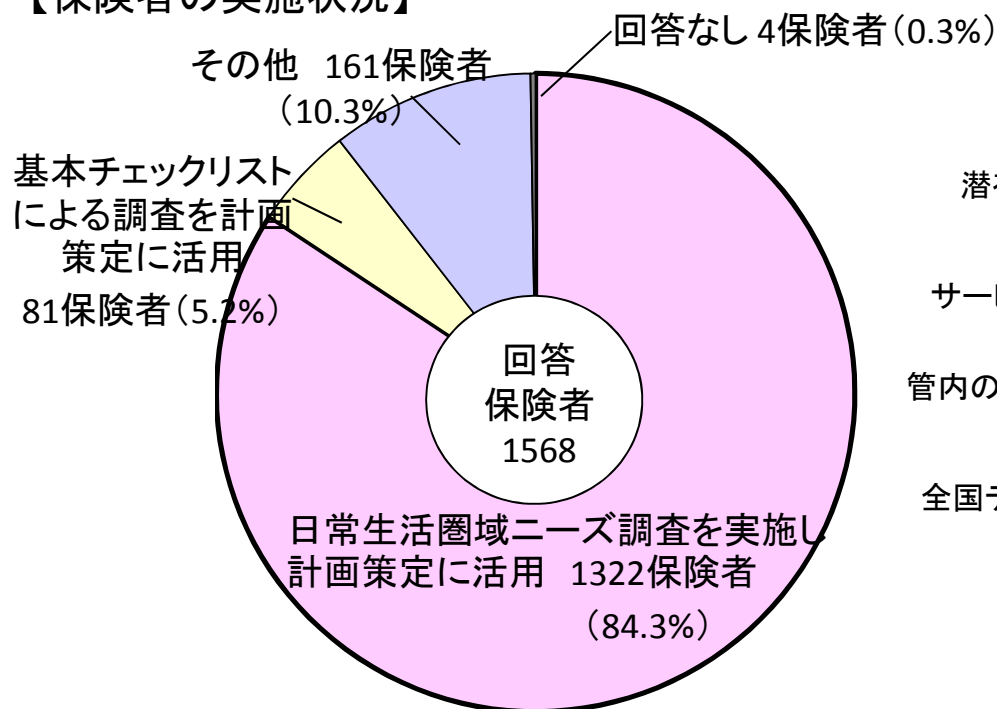
### 【調査項目（例）】

- 身体機能・日常生活機能（ADL・IADL）
- 住まいの状況
- 認知症状
- 社会参加の状況
- 疾病状況

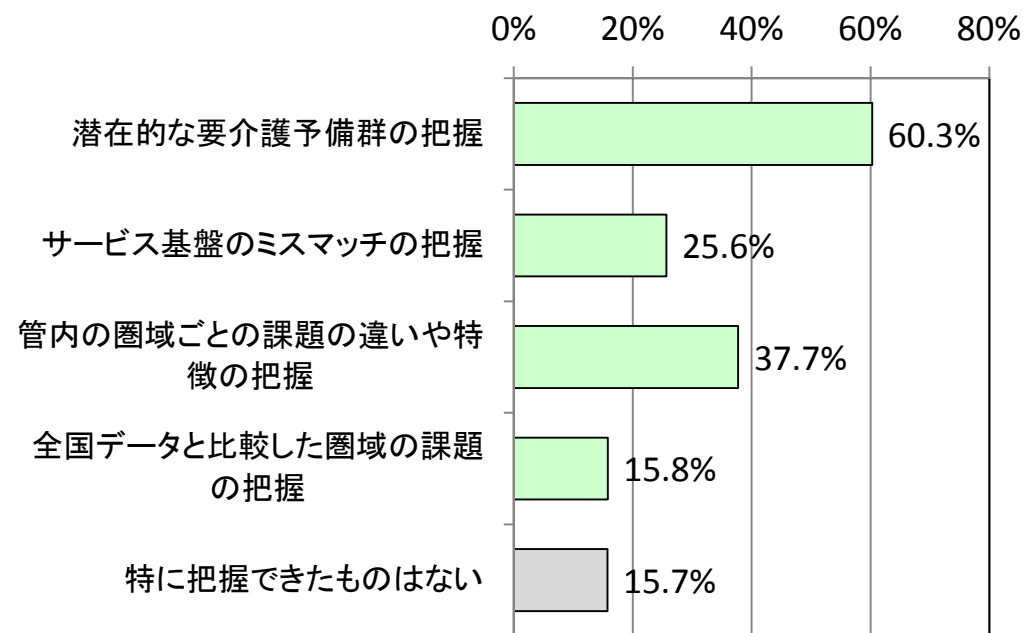
### 【調査方法】

- ・郵送＋未回収者への訪問による調査

### 【保険者の実施状況】



### 【把握できた課題】



※ 日常生活圏域ニーズ調査を実施した1322保険者に対する割合（複数回答）

出典：第5期市町村介護保険事業計画の策定結果等に係るアンケート調査結果（厚生労働省老健局）

## 第53回社会保障審議会介護保険部会（11月27日）

勝田 登志子

### 意見

8月28日の介護保険部会以来、認知症の当事者団体として、認知症の本人、介護家族の声を発言してきました。残念ながら「介護保険制度の見直しに関する意見（素案）」は、当事者の声はほとんど反映されていなく、今後の介護保険制度や認知症施策に不安を隠せません。憲法25条にいう「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」2項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としています。

素案2Pには「今回の制度の見直しは、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保」の2点を基本的な考え方としています。素案では効率化・重点化を最大のものとして「要支援1・2の9割を占める訪問介護と通所介護を介護給付から市町村事業へ丸投げ」や「特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定」など、社会保障の向上や増進とは真逆の方向にあります。

私達はこの間、当事者の声を聞いてほしいと、6月2日の総会アピールや10月12日の全国支部代表者会議アピールなどを部会や関係団体に提出してきました。特に認知症施策については、65歳以上の15%が認知症であり、13%が軽度認知障害とされている現在、参考資料の119Pでは、2025年を見据えた第5期計画の中でも、地域包括ケアシステムを構築させる取り組みのスタートとして「認知症支援策の充実」を掲げていますが、地域包括ケアシステムの目玉であり、在宅介護を支える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の利用は166保険者で4,261人です。第5期介護保険事業計画の実施見込み25年度の目標12,000人の3割にすぎません。

今回の要支援1・2のうち、訪問介護と通所介護を市町村事業に移行することには反対です。地域支援事業の対象となる「軽度認知障害」は400万人であり、5年間放置すれば半数が認知症になると言われています。

市町村事業では、多様な主体による多様なサービスを受けることが出来るとされていますが、このサービスは軽度認知障害の人達には有効なサービスではありません。初期集中支援チームによる対応とありますが、早期診断を担う医療機関数は29年度までで500箇所の目標であり、認知症地域支援推進員も29年度末で700人です。これで400万人の対応ができるのでしょうか、ますます認知症の人が増えることを懸念します。

80Pの地域包括ケアシステムの中核となる「地域包括支援センターの機能強化」では、周知率は3割弱であり、市町村の評価は30.2%となっています。センターの4分の1は業務量が過大と認識しており、8Pでは現在の業務に加えて「在宅医療・介護の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化」「全ての市町村における総合事業の実施」を行うとされていますが、今回の改正の大半が地域包括支援センターにゆだねられるといっても過言ではありませんし、これでは職員を倍にしても十分な対応は出来ないと思います。何よりも国家戦略とした「認知症施策推進5か年計画」の大

半も集中しています。私達の期待するオレンジプランもこれでは埋没してしまう懸念があります。

特別養護老人ホームを「在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設」と見直すとはありますが、要介護 1・2 でも、また要支援認定者でも「在宅での生活が困難な人」は存在します。また、要介護 3 以上に限定してもさまざまな特例を設け、「概ね意見の一致が見られた」とありますが、「特養待機者」を減らすことはできるかも知れませんが、在宅介護をする家族は「いざとなったら特養が利用できる」と心の拠りどころにしている人たちがたくさんいます。要介護 3 以上に限定することは、在宅で精いっぱい介護している家族介護者を落胆、失望させるという影響が懸念されることを強く訴えます。

### 質問

#### 質問 1：4P 認知症施策の推進

「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」が重要とは言いが、これらの事業が単独に予算化されず、地域支援事業の中に組み込まれてしまい、他の事業に力を入れてしまえば、上記事業の予算は必然的に縮小されてしまうのではないかと、自治体任せでは認知症諸施策が進まないのではないかと、これは国が率先してやるべきと考えますがどうでしょうか

#### 質問 2：5P 地域ケア会議の推進

「包括的支援事業の一環として、地域ケア会議を実施することを介護保険法に位置づける」とありますが、地域ケア会議の法制化について部会では十分な議論が行われていません。介護保険は被保険者がケアプランを作成するのが原則で、ケアマネジャー、地域包括支援センターの担当者、家族などの介護者が作成を支援する制度です。その原則があるからこそ、自己作成（マイケアプラン）が認められていると理解します。利用者本人や介護家族が参加することができない地域ケア会議で、個別ケアプランが俎上に挙げられ、「適切なケアマネジメント」という理由でケアプランの変更を利用者に求めるという義務化に反対です。誰が「適切ケアマネジメント」であるかを判断するのか、判断されたケアプランに本人や家族は異議を申し出ることができるのか

#### 質問 3：6P 生活支援サービスの充実・強化

高齢者支援を目的とする 60 歳以上の住民グループの活動は 5.9%、高齢者見守りネットワークを形成している地方自治体は 36.8%に留まっている。市町村が中心になって生活支援サービスの強化をはかるとされるが、その具体的な活動はどのようなにされるのか、このような状態の中で要支援 1・2 の介護サービスを受けている 150 万人の人たちの介護が責任をもって担えるのか、事故が起きた時、誰が責任をとるのか明らかにされたい。

#### 質問 4：8P 地域包括支援センターの機能強化

現在の業務に加え「在宅医療・介護の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化」「全ての市町村における総合事業の実施」を行うとされているが、今回の改正の大半が地域包括支援センターにゆだねら

れるといっても過言ではない、職員数を今の何倍に予定しているのか

質問 5 : 10 P 支援事業の報酬単価

市町村による単価設定を可能とするだけでなく、訪問介護・通所介護については現在の報酬以下の単価を設定する、と明記されている。これでは質の低下、意欲の低下を招くことは避けられないとおもうが事務方の考えはいかが

質問 6 : 10 P 利用者個人の限度額管理を実施し、利用者が給付と事業を併用する場合には、給付と事業の総額で管理をおこなうことを可能とすることとあるが、誰がどのように管理するのか

質問 7 : 10 P 「介護予防・生活支援サービス事業の利用の場合は、基本チェックリストで利用可能とする」のは、認定を受けてはじめてサービスを利用する権利（受給権）を得るという制度の基本に反すると考えますがいかがでしょうか。

質問 8 : 11 P 「総合事業の移行による住民主体のサービス利用の拡充」の「住民主体のサービス利用」とはなにか、「高齢者が認定を受けなくても地域で暮らせる社会」とはなにか、説明をお願いします。

質問 9 : 12 P 「地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し」

「予防給付の見直し全般については、概ね意見の一致を見た」とあるが、要支援認定者の訪問介護と通所介護のみを地域支援事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行することには反対です。11 P の「すべての市町村が要支援認定者のサービス提供を効率的に行い、総費用額の伸びを低減させることを目標として努力すること」という目標の設定がされていますが「削減ありき」の見直しについては、逆に症状の悪化が懸念され、費用が増大すると思いますかどのように考えるか

質問 10 : 14 P 小規模多機能型居宅介護支援事業所の役割

「地域住民に対する支援を積極的に行うことができるよう」とあるが、「地域住民に対する支援」の具体例をお示してください。

質問 11 : 26 P 「一定以上所得者の利用者負担の見直し」

高齢者世代内の相対的に所得の高い人に更なる負担を求めるべきであるとしていますが、一般の人が考える「所得の高い人」と事務局案の「一定以上の所得のある人」とには乖離があると思うがいかがでしょうか。

質問 12 : 27 P 「補足給付の見直し（資産等の勘案）」

「世帯分離をしても配偶者の所得を勘案する仕組みとし、配偶者が住民税課税者である場合は補足給付の対象外とすることが適当である」とありますが、介護保険利用の中心世代である 80 代、90 代の夫婦の場合、ひとりが施設を利用し、残るひとりが認知症やがん、リウ

マチなどさまざまな原因で在宅サービスを利用しているケースもあります。このような場合についての試算などが示されないまま、「補足給付の厳格化」を提案するのはいかななものか。

## 「介護保険制度の見直しに関する意見（素案）」に対する意見

2013年11月27日

一般社団法人 日本経済団体連合会

専務理事 久保田 政 一

### I. 1（5）介護予防の推進（p7～p8）について

- 全ての高齢者を対象とする居場所や出番づくりなど、高齢化に対応した地域づくりは、自治体が税財源で行うべき事業と考える。介護保険の保険者である市町村が、保険者機能を発揮するために実施する場合においても、1号被保険者の保険料で実施すべきものである。
- 介護予防事業（一般介護予防事業）の機能強化に際しては、介護予防事業全体の重点化・効率化を図りつつ、成果をあげることが期待される。その進捗状況について広く共有するとともに、効率的・効果的に事業展開しているか検証する仕組みを設けることを提案したい。

### II. 2. 地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し（p11～p12）について

- 総合事業の事業費の上限（p11）についての記述は、上限の定め方や上限の実効性の点で曖昧である。保険料負担者の理解と納得感が得られる事業実施となっているか、進捗状況を確認する機会を設けていただきたい。特に、事業費の伸びが後期高齢者数の伸びを超えている場合があれば、介護保険部会等で報告いただきたい。

### III. 今後に向けて（p31）

- 介護保険制度の持続可能性を確保するためには、給付の重点化・効率化に向けた不断の取組が必要である。この点を、報告に明記していただきたい。

以 上

## 第53回社会保障審議会介護保険部会

平成25年11月27日  
全 国 知 事 会

### 介護保険制度の改正について

これまでの介護保険部会において事務局が提案した各施策については、全国知事会としても概ね賛同するものであるが、将来にわたり持続可能で真に実効性ある介護保険制度の実現に向け、下記の通り全国知事会としての意見を提出するものである。

#### 記

#### ○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護の連携について

地域包括ケアシステムの構築のためには医療・介護の連携強化が不可欠であることから、国における医療・介護部門間の連携を緊密なものとしていただくとともに、地域における医療介護連携体制の構築を支援していただきたい。

また、医療・介護それぞれの計画や報酬体系が相互に整合性あるものとなるよう、計画策定や報酬改定に係る時期等の最適化を図り、制度面からも医療・介護が一体となった実効性ある地域包括ケアシステムの構築へと繋げていただきたい。

#### ○ 介護予防給付の地域支援事業への移行について

予防給付の一部サービスを地域支援事業へ移行するに当たっては、主体となる市町村が円滑に事業を開始できるよう十分な準備期間を設定するとともに、地域間格差が生じることのないよう配慮しつつ、様々な地域の実情にも対応可能な実施体制の構築支援に努めていただきたい。

また、地方に新たな財政負担や過大な事務負担が生じないように、ガイドライン等について早期に情報提供した上で、地方と十分に協議を行い、必要な措置を講じていただきたい。

#### ○ 介護人材の確保と資質向上について

主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新期限までに研修を受講するという見直し案について、主任介護支援専門員の資質向上の必要性は認められるため賛同するものであるが、研修受講に係る本人及び施設・事業所等の負担増が懸念されるため、その点に配慮したものとしていただきたい。

また、人材の確保に関連し、看護職員の確保は将来的にも困難であると予測されている中、在宅医療ニーズがさらに高まっていくことを考慮し、看護職員によるサービス提供はより専門的な医

療ニーズに対応したものとするなど、効率的にサービスを提供できる体制の検討をお願いしたい。

○ 小規模通所介護事業所の指定権限の移譲等について

小規模通所介護の事業所について、市町村が指定・監督する地域密着型サービスへの移行は、地方分権や地域との連携や運営の透明性を確保する観点から賛同するものである。

しかし、施設の類型がさらに増えるなど介護保険制度の更なる複雑化が懸念されるほか、市町村の事務負担の増加も予想されることから、移行に当たっては利用者及び事業者にとって分かりやすい簡素な仕組みとするとともに、事務負担の軽減にも配慮していただきたい。

また、いわゆるお泊りデイサービスについては、事業者の届出の仕組みを構築するなど、利用者等の安全性・利便性の向上が図られるものとしていただきたい。

○ 特養への入所者の重点化について

特別養護老人ホームへの入所を原則要介護３以上とすることについて、より重度の要介護者が待機している現状を解消する必要性から賛同するものであるが、今回の見直しにとどまらず、引き続き待機者解消に向けた検討をお願いしたい。同時に既入所者の継続入所や、要介護度以外の地域の実情にも配慮するとともに、低所得高齢者や身寄りのない高齢者などが安心して住むことのできる住まいの確保対策を推進していただきたい。

○ 住所地特例の対象拡大について

住所地特例の対象を有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（賃貸借方式）にまで拡大することについて、現状において要支援、要介護の認定を受けている入居者が多く立地自治体の保険財政の悪化が懸念されることから賛同するものである。また、地域包括ケアの観点から、当該特例の対象者が転居先で地域密着型サービスの提供を受けられるようになることについても賛同するものである。

しかし一方で、住所地特例の拡大によって市町村間の事務に過大な負担が発生することが懸念されるため、事務負担の軽減に繋がる仕組みも確実に構築していただきたい。

以上

平成25年11月27日

## 社会保障審議会介護保険部会とりまとめに関する質問及び意見

日本医師会常任理事  
高杉 敬久

### (1) 在宅医療・介護連携拠点の位置づけについて

地域包括ケアシステムの実現のためには、医療と介護の連携が重要であり、在宅医療・介護の提供体制の充実と医療・介護連携の推進が必要である。厚生労働省事務局からは、「在宅医療・介護連携拠点の機能について、現在の地域包括支援センターによる包括的支援事業や地域ケア会議と役割分担や連携方法に留意しつつ、介護保険法の中で制度化してはどうか」と提示された。

現在、医療保険制度で行われている在宅医療について、その拠点を介護保険法で位置づけるということは、例えばその報酬などが介護保険から支払われることになるのか。グレーゾーンのこれからの対応について明確化すべきである。

### (2) 介護予防事業の地域支援事業への移行における、区分支給限度額の取扱い及びケアマネジメントについて

第52回（11/4）資料1において、「限度額管理：利用者個人の限度額管理を実施。利用者が給付と事業を併用する場合には、給付と事業の総額で管理を行うことを可能とすることを検討。」としている。

- ・事業は市町村で利用料を決められるが、事業のみの利用の場合の限度額も市町村で決められるのか。低すぎる場合はサービス低下につながらないか。
- ・事業の単価は市町村独自であるが、給付と事業を併用する場合の限度額は、全国一律なのか。
- ・ケアマネジメントは、地域包括支援センターで行うこととなるのか。委託は可能とするのか。事業のみでも委託することが可能となれば、モラルハザードを招くことにならないか。

これらの課題に具体的に示すべきである。

### (3) 地域包括支援センターの強化策について

地域包括ケアシステムの構築のため、医療と介護の連携が重要であり、そのかなめとして地域包括支援センターの機能強化が謳われているが、具体的な施策等が示されていないことは問題である。

また、介護予防事業の一部が地域支援事業に移行するとなれば、ますます地域包括支援センターの業務が増大する。

- ・機能強化のために、人員等の配置基準を充実させるのか。
- ・財源はどうするのか。
- ・市町村直営などの基幹型とそれ以外のセンターの在り方について、役割の整理を行うべきではないか。

以上、新しく将来に向けた具体策を明示すべきである。

### (4) 居住系サービス等の高齢者施設の質の在り方について

いわゆる「居住系サービス」とされる有料老人ホームをはじめ、現在急増しているサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）等について、仲介業者を介した様々な不適切事例が報道されている。介護保険施設と違い、「住居」ということで介護保険法等での指導・監督の目が行き届かず、質の担保が問題となっている。

国土交通省と厚生労働省が連携して問題意識を共有し、介護サービス情報の公表制度での自己評価の導入や、老人福祉法等での最低限の基準整備など、何らかの質の担保を保証する仕組みなどを行うべきではないか。

医療保険の場合、療養担当規則で、仲介業者ではなく医療提供者側に規制をかけようとしているが、正に本末転倒と言わざるをえない。

介護保険の場合、どのような考えでいるのか示すべきである。

